

インターネット上の誹謗中傷をめぐる
法的問題に関する有識者検討会

取りまとめ

令和4年5月

公益社団法人 商事法務研究会

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会
取りまとめ

目 次

第 1	はじめに.....	1
第 2	本検討会の開催状況.....	3
第 3	インターネット上の誹謗中傷の投稿等をめぐる法的諸問題の考え方.....	4
1	インターネット上の投稿等の削除の判断基準.....	4
(1)	インターネット上の投稿等の削除の法的根拠に関する諸問題.....	4
ア	削除請求の法的根拠.....	4
イ	人格的利益に基づく差止請求権の成否.....	5
ウ	損害賠償と差止めの要件の異同.....	5
(2)	インターネット上の投稿等の削除の判断基準.....	6
ア	インターネット上の投稿等の削除に関する最高裁判例.....	6
(ア)	裁判例の状況.....	6
(イ)	検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除にも平成 29 年判例の判断基準が適用されるか.....	7
(ウ)	平成 29 年判例に関するその他の論点.....	9
a	「明らか」要件の解釈.....	9
b	平成 29 年判例の判断基準は本案訴訟の場合にも適用されるか.....	10
イ	違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法.....	10
(ア)	名誉権.....	10
a	意義.....	10
b	不法行為法上の違法の判断基準.....	10
c	削除に係る差止請求権の判断基準.....	11
(a)	基本的な考え方.....	11
(b)	違法性阻却事由に関する立証責任の所在.....	13
(c)	相当性の法理.....	14
(イ)	名誉感情.....	19
a	名誉感情の意義等.....	19
(a)	意義.....	19
(b)	名誉毀損との区別.....	20
b	不法行為法上の違法の判断基準.....	21
c	削除に係る差止請求権の判断基準.....	23

(ウ) プライバシー	25
a 意義	25
b 不法行為法上の違法の判断基準	27
c 削除に係る差止請求権の判断基準	27
d 具体的な判断の在り方	27
(a) 表現の自由の考慮	27
(b) 公共性の有無	27
(c) 前科・前歴に関する事実	27
(エ) 私生活の平穏（平穏な生活を営む権利）	33
a 意義等	33
(a) 意義	33
(b) 私生活の平穏が機能する場面	34
b 不法行為法上の違法の判断基準	35
c 削除に係る差止請求権の判断基準	35
(オ) 肖像権	35
a 意義	35
b 不法行為法上の違法の判断基準	36
c 削除に係る差止請求権の判断基準	38
d 肖像権に関するその他の論点	38
(カ) 氏名権	40
a 意義	40
b 不法行為法上の違法の判断基準	41
c 削除に係る差止請求権の判断基準	41
d なりすまし行為との関係	41
(キ) その他の人格権又は人格的利益	41
2 SNS等における「なりすまし」	42
(1) 問題の所在	42
(2) 基本的な考え方	42
(3) なりすまし投稿による人格権の侵害(名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏)	43
(4) なりすまし手段による人格権の侵害（肖像権、氏名権）	44
(5) いわゆる「アイデンティティ権」について	45
3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題	47
(1) 対象者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか	47
ア 問題の所在	47

イ	対象者の同定及び摘示事実の認定に関する基本的な考え方.....	47
ウ	具体的な考え方.....	48
(2)	まとめサイトをめぐる諸問題.....	50
ア	問題の所在.....	50
イ	基本的な考え方.....	50
ウ	権利侵害の有無の判断.....	50
(3)	転載、リツイート、ハイパーリンク等による権利侵害.....	51
ア	問題の所在.....	51
イ	検討の視点.....	51
ウ	転載.....	52
(ア)	転載の性質.....	52
(イ)	権利侵害の判断の在り方.....	53
a	名誉毀損の場合.....	53
b	プライバシー侵害の場合.....	53
エ	リツイート、いいね.....	53
(ア)	リツイート、いいねの性質.....	53
a	リツイート.....	53
b	いいね.....	54
(イ)	権利侵害の判断の在り方.....	54
a	リツイート.....	55
(a)	名誉毀損の場合.....	55
(b)	プライバシー侵害の場合.....	55
b	「いいね」について.....	55
(a)	Facebookの「いいね!」.....	55
(b)	Twitterの「いいね」.....	56
オ	ハイパーリンクの設定による権利侵害.....	56
(ア)	ハイパーリンクの性質.....	56
(イ)	権利侵害の判断の在り方.....	57
a	名誉毀損の場合.....	57
b	プライバシー侵害の場合.....	58
(4)	基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明.....	58
ア	問題の所在.....	58
イ	意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるか.....	59
ウ	基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件及び違法性の判断基準.....	61
(5)	ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害.....	65

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	66
(1) 問題の所在	66
(2) 特定の者によって大量に誹謗中傷の投稿がされた場合	66
(3) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合	67
ア 名誉感情の侵害	67
イ 私生活の平穩の侵害	70
(4) 人格権の侵害が認められない場合の対処の在り方	71
5 削除の範囲	72
(1) 問題の所在	72
(2) 基本的な考え方	72
(3) 削除の範囲が特に問題となる事例	72
ア アカウント自体の削除や電子掲示板のスレッド自体の削除等	72
イ まとめサイト	74
ウ 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	74
エ 複数の投稿の組み合わせにより人格権を侵害する場合の削除の範囲	75
6 集団に対するヘイトスピーチ	76
(1) 問題の所在	76
(2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合	77
ア 被侵害利益	77
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準	77
(ア) 判断基準	77
(イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方	77
a 名誉感情の侵害	77
b 私生活の平穩の侵害	78
(3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合	79
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方	80
ア プロバイダ等による自主的な対応	80
イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」該当性の判断	81
7 同和地区に関する識別情報の摘示	83
(1) 問題の所在	83
(2) 特定の個人が同和地区の出身であると摘示する情報	84
ア 被侵害利益	84
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準	85
(3) 特定の地域を同和地区であると摘示する情報	85
ア 特定の地域を同和地区であると摘示する情報に当たるかどうかの判断の在	

り方.....	85
イ 人格権の侵害.....	86
(ア) プライバシー	86
(イ) 私生活の平穩	87
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方	90
ア プロバイダ等による自主的な対応.....	90
イ 約款等に基づく削除等の対応を採るのが相当ではない場合.....	90
8 その他の論点.....	91
(1) ハード・ローとガイドラインや約款等の役割分担.....	91
ア 問題の所在.....	91
イ 基本的な考え方.....	91
(ア) 特定の個人の権利侵害が認められる場合.....	92
(イ) 特定の個人の権利侵害が認められない場合.....	92
ウ 約款等による対応が期待される表現類型.....	93
(ア) 基本的な考え方	93
a 特定の個人の権利を侵害するものであるか、その疑いの高いもの .	93
b 特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なもの	93
c 被害者に看過できない精神的苦痛を与えるもの	93
(イ) 具体例	93
a 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	93
b 集団に対するヘイトスピーチ	94
c 識別情報の摘示	94
(ウ) 約款等の有効性	95
(2) 投稿を削除しないプロバイダ等の損害賠償責任について	95
ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任について	95
(ア) 損害賠償責任の法的根拠.....	95
(イ) 成立要件	96
(ウ) 成立要件の判断の在り方.....	96
イ 検索事業者の検索結果の提供に関する損害賠償責任について.....	97
(3) いわゆる「モニタリング」について.....	97
◆ 付記.....	98

第1 はじめに

インターネットは、多様なコミュニケーションや、情報発信、情報収集を可能にし、人々の日常生活や社会経済活動を飛躍的に発展させたもので、今日においては、欠くことのできない重要な社会基盤となっている。これに加え、近時は、スマートフォン等の普及とともに、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等のソーシャルメディアの利用が急速に拡大し、個人による表現活動がより身近なものとなった。

その一方で、インターネット上の表現行為については、他者を誹謗中傷する投稿、その肖像や氏名を無断で用いた投稿、当該情報が広く知られることにより当人にとっては不利益にもなる情報をまとめたいわゆる「まとめサイト」、従来は集会やデモ等による表現が注目を浴びていたいわゆる「ヘイトスピーチ」とされる投稿、過去には「部落地名総鑑」といったオフライン上の書籍を通じて行われた特定の地域を同和地区であると指摘する情報についての投稿など、実に様々な問題が指摘されるようになった。

とりわけ、インターネットには、情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められるところ、このような表現行為によって、またそれらが大量に集中するなどして、その表現の向かう先の個人や集団に属する者に対し、深刻な精神的苦痛を被らせ、ときに取り返しのつかない人権侵害に至ることもある。

現に、法務省の人権擁護機関におけるインターネットに関する人権相談の件数は、平成31年1月から令和3年12月までの3年間に2万件を超えた。その間のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理件数は、5,382件に上っている。このうち、各種の助言等の「援助」の措置により終結した2,417件を除いたもののうち、違法性があるものと判断されてプロバイダ等に対する削除の「要請」がなされた件数は、1,237件に及んでいる。

また、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口を持つ「違法・有害情報相談センター」が受け付けたインターネットに関する相談件数を見ると、令和3年度は6,329件（速報値）に上り、過去7年間は5,000件から6,000件台を推移し、平成22年度の約4倍に増加している。

このような中、もとよりプロバイダ等においては、インターネット上の表現行為による人権侵害を防ぐべく、アーキテクチャを駆使した対応等、様々な工夫が行われているが、近年問題となった様々な事象や上記の各種相談件数等にも現れているとおり、インターネット上の表現行為による人権侵害が現に生じ続けていることも事実であり、表現の自由やインターネットの有用性を最大限尊重しつつも、救済されるべき者が適切に救済されるよう、問題とされる情報の削除についても、実効的な対応が期待されるところ

である。また、プロバイダ等に対し、任意の措置ではありながらも、違法性を判断した上で削除を要請してきた法務省の人権擁護機関に対しても、更なる理論の整理・深化や透明性の確保が求められてきたところでもある。

この点、法務省の人権擁護機関においては、これまでも判例等を踏まえた違法性の判断等を慎重に行ってきたところと考えられるが、インターネット上の表現行為をめぐる人権侵害に関しては、その特殊性故に、その違法性の判断等についての更なる検討が必要と考えられた問題も少なくない。また、そのような理論的根拠を整理・深化させるとともに、透明性を高めることは、法務省の人権擁護機関等からの削除要請を受けるプロバイダ等においても、削除の可否等を判断するに当たり、非常に有益なものとなると考えられる。

こうしたことから、本検討会は、法務省の人権擁護機関とプロバイダ等のインターネット上の誹謗中傷の投稿等の削除に関する業務に資するよう、その法的問題を整理する目的で、この問題に詳しい憲法、民法の研究者及び法律実務家を委員として構成し、インターネット上の誹謗中傷に関する投稿等の削除をめぐる法的問題について議論、検討を行った。本検討会で議論・検討された論点は多岐にわたり、これまで十分に議論されてこなかった論点も少なくないところであった。そうした中、多くの論点で委員の意見の一致が見られたが、最後まで意見が分かれた論点も残されているところである。本報告書には、このように意見の一致が見られたもののみならず、意見が分かれた論点についても、多少なりとも検討の方向性を示すか、あるいは、現時点では方向性を示すことはあえてせず、複数の考え方を併記するにとどめるなどして、その検討の結果を取りまとめている。

今後、法務省の人権擁護機関やプロバイダ等がインターネット上の誹謗中傷の投稿等の削除に関する業務を行う上では、本取りまとめに沿い、あるいはこれを参考にして取組を進めることで、表現の自由やインターネットの有用性を尊重しつつ、救済されるべき者が適切に救済される運用が更に実効的に行われることを期待したい。

また、意見の一致が見られなかった論点については、本検討会における検討の結果も参考として、今後、議論が一層深められ、更なる法理論の整理や深化がなされることを望みたい。

最後に、本検討会の議論・検討に当たり、中間取りまとめに対する意見募集に対して、貴重なご指摘・ご意見をお寄せいただいた方々に、感謝の意を表明したい。また、本検討会の議論・検討に関わられた関係省庁各位にも、この場を借りて謝意を申し上げたい。

第2 本検討会の開催状況

本検討会は、計6名の委員により構成され（別添1：委員名簿）、令和3年4月27日、第1回会議を開催したのを始めとし、令和4年5月までの間に、計15回の会議を開催した（別添2：開催状況）。

第1回及び第2回会議では、各委員から、本検討会で検討すべき論点に関する意見が示されたことを受けて、以下の論点を検討すべきものとした。

論点1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方

論点2 SNS等における「なりすまし」

論点3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

論点4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

論点5 集団に対するヘイトスピーチ

論点6 識別情報の摘示

論点7 その他

その後、第3回会議（令和3年6月21日）から第10回会議（同年12月23日）まで、各論点についての一巡目の議論が行われ、それまでの検討結果として、中間取りまとめを作成し、令和4年1月20日、これを公表した。

中間取りまとめに対しては、同日から同年2月18日までの間に、広く意見を募集したところ、22の個人・団体等から71の意見があった。本検討会は、この意見募集を踏まえて、第11回会議（同年3月7日）から第15回会議（同年5月24日）まで、各論点についての一巡目の議論を行い、その検討結果として本取りまとめを作成した。

第3 インターネット上の誹謗中傷の投稿等をめぐる法的諸問題の考え方

1 インターネット上の投稿等の削除の判断基準

インターネット上の誹謗中傷¹の投稿等により被害を受けた者は、損害の賠償や投稿等の削除を求めていくことが考えられる。このうち、投稿等の削除については、被害者が、投稿者やプロバイダ等に対し、裁判上ないし裁判外で、これを求めていくこととなるが、実際に削除するとなれば投稿者等の表現の自由を制約することにもなることから、投稿者が任意にこれに応ずるといった場合を除き、表現の自由の制約を正当化する根拠が必要になる。

この正当化根拠としては、投稿者やプロバイダ等に対して削除を求める法律上の権利があることや、プロバイダ等が自主的に定める約款等により削除の対象とされていることなどを挙げることができるが、ここでは、削除を求める法律上の権利に関し、まず、その法的根拠について整理し、次いで、これに基づきいかなる場合に削除請求をなし得るか、すなわち、その削除の判断基準（権利の成立要件）について、整理を行う。

(1) インターネット上の投稿等の削除の法的根拠に関する諸問題

ア 削除請求の法的根拠

(7) 人格権に基づく差止請求権

SNSや電子掲示板における投稿、ブログ記事等のインターネット上の投稿や、検索事業者の提供する検索結果（以下、検索事業者の提供する検索結果を含める場合を「インターネット上の投稿等」といい、含めない場合を「インターネット上の投稿」という。）が、いわゆる誹謗中傷であるなどとして、その削除を求める場合、その法的根拠としては、人格権に基づく差止請求権が考えられる。

あるインターネット上の投稿等について、その被害者が投稿者又はプロバイダ等に対して人格権に基づく差止請求権を有する場合には、被害者から削除請求を受けた投稿者又はプロバイダ等は、当該投稿を削除する法律上の義務を負うことになる。

a 人格権

人格権概念は様々な意味で用いられており、文献上、その定義も様々であるが²、具体的には、名誉権、肖像権、氏名権などがこれ

¹ 「誹謗中傷」は法律上の用語ではなく、本取りまとめにおいては、対象者の名誉を毀損するなど人格権を侵害するもののみならず、対象者に対する否定的・消極的な事実や意見を内容とする投稿であるが人格権侵害には至らないものなども含まれるものとして、この用語を使用している。

² 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）10頁には、「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」とあるほか、潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社、2009年）194頁には、「人間の尊厳に由来し、人格の自由な展開および個人の自律的決定の保護を目的とするとともに、個人の私的領域の

に当たるものと考えられている。

また、人格権といえるかどうかはともかく、少なくとも、法的保護に値する人格的利益であると考えられているものとして、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩などを挙げることができる。

b 差止請求権

差止請求権とは、現に行われる侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するために、侵害行為の差止めを求める権利である（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（以下「北方ジャーナル事件最高裁判決」という。）参照）。

この点で、差止請求権は、過去に生じた侵害による損害の事後的な回復を求める損害賠償と、その対象や基準時等を異にする。

(4) 不法行為

なお、後記ウのとおり、インターネット上の誹謗中傷の投稿等は、不法行為に基づく損害賠償責任をも生じさせ得るものであるが、裁判実務上は、不法行為の一般的な法律効果として投稿の削除を求めることができるとは考えられておらず、不法行為が成立することは、削除請求の直接の法的根拠にはならないものと考えられる³。

イ 人格的利益に基づく差止請求権の成否

インターネット上の投稿等の削除の法的根拠を人格権に基づく差止請求権であると考えられる場合には、侵害されているものが名誉権等の人格権ではなく、名誉感情や私生活の平穩などの人格的利益の場合であっても差止めをなし得るのかどうかという理論的な問題が生じる。

この点について、北方ジャーナル事件最高裁判決は、名誉権に基づく差止請求が認められる理由として、名誉権が物権と同様に排他性を有する権利であることを挙げているのに対し、最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁（以下「平成29年判例」という。）は、プライバシーについて、それが権利であるかどうかや、排他性を有するものであるかどうかには言及することなく、差止請求をなし得るものであることを認めている。

こうした判例の状況にも照らすと、差止請求が認められるかどうかは「排他性」の有無から機械的に導かれるものではないことから、人格的利益に「排他性」があるかといった点にこだわることなく、人格的利益に基づく差止請求も認められると考えてよい。

ウ 損害賠償と差止めの要件の異同

インターネット上の誹謗中傷の投稿等により人格権（人格的利益を含む。以下同じ。）が侵害される場合には、差止めの問題のみならず、

平穩に対する保護を目的とする権利」などと定義されている。

³ 名誉毀損については、裁判所に対し、名誉を回復するのに適当な処分を求めることができる（民法第723条）、この名誉回復処分としてインターネット上の投稿の削除を認め裁判例もある。もっとも、一般的には、名誉権に基づく差止請求として削除が求められる場合が多いものと考えられる。

不法行為に基づく損害賠償の問題も生じ得る⁴。このような場合の損害賠償と差止めとの関係については、これまで、差止めと損害賠償とで要件は同じなのか、それとも、差止めの方がより厳しい要件なのか（損害賠償は認められても差止めが認められない場合があり得るのか）などといった議論もなされてきたところである。

しかしながら、人格権侵害の損害賠償や人格権に基づく差止めの要件は、損害賠償は過去になされた行為の責任が問題となるのに対し、差止めは将来に向けた侵害の除去又は防止が問題となるというそれぞれの対象や基準時の違いを踏まえつつ、個別具体的に検討すべきであり、損害賠償と差止めとの要件の異同を抽象的に論ずるのは相当ではないと考えられる。

(2) インターネット上の投稿等の削除の判断基準

ア インターネット上の投稿等の削除に関する最高裁判例

(ア) 裁判例の状況

インターネット上の投稿等の違法性及びその削除に係る差止請求権の成否に関する判断基準やその判断の在り方を示した最高裁判例は、現状では、検索事業者の提供する検索結果の削除について判断した平成29年判例があるのみである。

平成29年判例は、民事保全事件（仮処分）において、ある者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（以下「URL等情報」という。）を検索結果の一部として提供する行為が違法となるかどうかは、当該事実を公表されない法的利益とURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきであり、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合（以下「「明らか」要件」という。）にURL等情報を検索結果から削除することを求めることができるとしている。

平成29年判例のほかに、SNS、電子掲示板、ブログ等における誹謗中傷の投稿について、その違法性及び削除に係る差止請求権の判断基準や判断の在り方を示した最高裁判例はない。もっとも、下級審裁判例においては、平成29年判例の判断基準をSNS等における投稿についても適用するものが見られるところである⁵。

⁴ なお、ここでは、投稿者が人格権を侵害する投稿を行ったことが不法行為とされる場合を念頭においている。インターネット上の誹謗中傷の投稿等に関する不法行為責任は、これを削除しなかったプロバイダ等の不法行為責任という形で問題となることもあるが、これについては、後記8(2)を参照。

⁵ 京都地判平成29年4月25日 D1-Law28252196（被告の管理するウェブサイト上の投稿）、東京高決令和2年6月8日 D1-Law28283592（短文投稿サイトにおける投稿）、東京高判令和2年6月29日判タ1477号44頁（Twitter）、札幌地決令和3年1月13日 D1-Law28290468（YouTube）等。

こうした裁判例の状況を踏まえ、インターネット上の投稿等の削除の判断基準を検討する前提として、検索事業者の提供する検索結果以外のインターネット上の投稿についても、平成29年判例の判断基準を適用すべきなのか、それとも、平成29年判例の判断基準を適用すべきではなく、別途、判断基準を検討すべきであるのかについて、整理を行う。

(イ) **検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除にも平成29年判例の判断基準が適用されるか**

a 平成29年判例の理解の仕方

平成29年判例は、検索事業者の提供する検索結果の削除の可否が問題となったという事実関係の下で、当該検索結果の提供が有する次の①及び②の性質に着目して判断をしたものであると考えられる。

① 検索事業者が行う検索結果の提供は、検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたプログラムによって行われるものであり、「表現行為という側面」を有している。

② 検索事業者が行う検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、膨大な量のインターネット上の情報の中から、必要な情報を入手したりすることを支援するものであり、インターネット上の「情報流通の基盤」としての大きな役割を果たしている。

b 電子掲示板等における投稿について

一般的なインターネット上の記事や、電子掲示板における投稿、ブログ記事、動画共有サイトへの投稿等（以下、これらの投稿等の場を「電子掲示板等」という。）については、プロバイダ等の方針に沿ったコンテンツモデレーション等が行われているものがある。しかしながら、そうしたものも含めて、プロバイダ等による電子掲示板等における投稿の表示は、前項 a ①の意味での「表現行為という側面」を有しているとはいえず、検索事業者の提供する検索結果が有する同②の意味での「情報流通の基盤」としての役割があるともいえない⁶。

したがって、平成29年判例の判断基準は、電子掲示板等における投稿には、直ちに適用されるべきものではない。

c SNS上の投稿について

SNS事業者に対して人格権に基づく削除を請求する場合に平成29年判例の考え方が及ぶかどうかについては、SNSが様々

⁶ 飽くまでも平成29年判例がいう意味における「表現行為という側面」や「情報の流通基盤」としての役割があるとはいえないということにすぎず、電子掲示板等における投稿の表示に表現行為という側面や情報流通の基盤としての役割が一切ないとするものではない。

な機能を有していることから、その機能ごとに検討する必要がある。

まず、書き込みに対するホスティングサービスを提供するという機能については、前項bと同様に、SNS事業者がその方針に沿ったコンテンツモデレーション等を行っている場合でも、SNS上の投稿の表示は、前記第3の1(2)ア(i) a ①の意味での「表現行為という側面」を有しているとはいえない。また、同②の意味での「情報の流通基盤」としての役割を有するものではない。

また、SNSが検索機能を有している場合、その検索機能により提供される検索結果には、同①と同様の「表現行為という側面」があり、また、その利用者がインターネット上に情報を発信したり、インターネット上の情報の中から必要な情報を入手することを支援する「情報流通の基盤」としての役割を果たしていると考えることができる。しかしながら、現時点では、SNSが検索結果として提供する情報は検索事業者が検索結果として提供する情報に比して限定的であり、同②の意味での「情報の流通基盤」としての大きな役割を有しているということとはできない⁷⁸。

したがって、平成29年判例の判断基準は、SNS上の投稿には、直ちに適用されるべきものではない。

d 小括

以上のとおり、平成29年判例の判断基準は、検索事業者の提供する検索結果以外のインターネット上の投稿の削除の事例には直ちに適用されない。したがって、インターネット上の投稿の削除の判断基準は、名誉権やプライバシー等の個別の人格権ごとに、個別具体的に検討する必要がある。⁹

⁷ SNS上の投稿の表示についても、電子掲示板等における投稿の表示と同様に、飽くまでも平成29年判例がいう意味における「表現行為という側面」や「情報流通の基盤」としての役割があるかどうかを論じているものであり、こうした意味を超えて、表現行為の性質や情報流通の基盤としての役割が一切ないとしているものではない。

⁸ 平成29年判例が検索事業者の検索結果の提供に「表現行為という側面」があると言及した点に関しては、検索事業者は単なる媒介者ではないから検索結果は削除の対象になるということを述べたにすぎないといった指摘や、SNS上の投稿の削除は投稿者の表現の自由の制約になるのに対し、検索結果の削除は投稿者の表現の自由の制約にはならないことから、検索結果の削除を表現の自由の問題にするためには、検索事業者の表現の自由の問題にする必要があったという事情があるなどといった指摘も可能である。また、平成29年判例が「情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」ことに言及した点に関しては、検索エンジンとSNS等では、情報収集のために利用する頻度に大きな違いがあること、両者の間では情報流通の基盤として担う役割が大きく異なること、検索エンジンがインターネット上の膨大な情報の中から必要な情報にアクセスするために検索事業者が果たしている役割が大きいことが「明らか」要件が要求された理由であるなどを見得ることなどを指摘することが可能である。

⁹ 飽くまでも、検索事業者の提供する検索結果がプライバシーを侵害するものである場合の

【参考】平成29年判例（抜粋）¹⁰

検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

(ウ) 平成29年判例に関するその他の論点

a 「明らか」要件の解釈

平成29年判例が判断基準に用いた「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか」という「明らか」要件の意義については、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益がURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情に優

削除の判断基準を示した平成29年判例の考え方が、それ以外のインターネット上の投稿にも及ぶのかどうかという問題を検討したものであり、これが及ばないとの結論から直ちに、インターネット上の投稿の削除には「明らか」要件が適用されないという帰結となるものではない。

¹⁰ 下線は本検討会において付したものである。以下判例引用部分について同様。

越することが明らかであることを求める実体的要件であると考えられる。

b 平成29年判例の判断基準は本案訴訟の場合にも適用されるか

平成29年判例は、民事保全事件に関するものであることから、その判断基準（「明らか」要件）が本案訴訟の場合にも適用されるかどうか問題となる。

この点については、平成29年判例は、仮処分であることを理由に「明らか」要件を用いたものであるとは解されず、検索事業者の提供する検索結果の削除については、本案訴訟の場合にも適用されると考えられる。

イ 違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法

前項アのとおり、平成29年判例の判断基準は検索事業者の提供する検索結果以外のものには直ちには適用されないと考えられることから、インターネット上の投稿に関する削除請求の判断基準は、個別の人格権ごとに検討する必要がある。以下では、個別の人格権ごとに、不法行為法上の違法及び差止めによる削除の判断基準等について整理する。

(7) 名誉権

a 意義

名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である（北方ジャーナル事件最高裁判決参照）。

b 不法行為法上の違法の判断基準

(a) 名誉毀損の成立要件

前項aの意味での社会から受ける客観的評価、すなわち、社会的評価を低下させる行為は、名誉毀損となり、原則として違法である。

(b) 違法性阻却事由

最高裁判例によれば、社会的評価を低下させる行為であっても、その違法性が阻却される場合がある。

すなわち、事実の摘示による名誉毀損の場合には、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることが証明されたときには違法性が阻却され（最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁、最判昭和58年10月20日判タ538号95頁）、ある事実を基礎とした意見ないし論評の表明による名誉毀損の場合には、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、当該意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性が阻却される（最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁、最判平成

9年9月9日民集51巻8号3804頁）（以下「真実性の法理」という。）。

このうち、真実であるかどうかの判断の基準時は、事実審の口頭弁論終結時であり、名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することもできる（最判平成14年1月29日判タ1086号102頁）。

上記の違法性阻却事由が認められる場合には、名誉毀損の不法行為は成立しない。

(c) 相当性の法理

最高裁判例によれば、事実の摘示による名誉毀損の場合には、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、当該事実の重要な部分が真実であることの証明がないときにも、その行為者において当該事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（前掲最判昭和41年6月23日）。また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつて、表明に係る内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものではない場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるとの証明がないときにも、行為者において当該事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、故意又は過失は否定される（前掲最判平成元年12月21日、前掲最判平成9年9月9日）（以下「相当性の法理」という。）。

この「相当の理由」（以下「相当性」という。）があるかどうかの判断の基準時は、名誉毀損行為の時点であり、その存否の認定に際して考慮することができる証拠は、この時点で存在していたものに限られる（前掲最判平成14年1月29日）。

上記の相当性が認められる場合には、名誉毀損の不法行為は成立しない。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

(a) 基本的な考え方

i 厳格な要件が妥当するか

名誉権に基づく表現行為の差止めに関しては、北方ジャーナル事件最高裁判決が、出版物の頒布等の事前差止めに関し、その対象が「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合」には、「表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞がある」という厳格な要件を満たす場合に限り、事前の差止めが許されるものとしていたところである。インターネット上の投稿

の削除も、出版物の頒布等の事前差止めと同様に表現行為の差止めであることから、北方ジャーナル事件最高裁判決との関係を検討する必要がある。

この点については、第一に、北方ジャーナル事件最高裁判決の厳格な要件は、紙媒体の出版物についてのものであることに注意を要する。すなわち、活字メディアの出版物に関する伝統的な考え方においては、その出版物に関する損害賠償と差止めとは、後者の方が萎縮効果を含む表現の自由に対する制約が大きいことから、差止めは損害賠償よりも厳格な要件が必要であるとされている。しかしながら、インターネット上の投稿については、書籍等全体の出版の差止めが行われる活字メディアの出版物の差止めと異なり、後記 ii のとおり部分的な削除が可能な場合が多く、削除による経済的な負担も少ないことから、萎縮効果を含む表現の自由に対する影響の程度は活字メディアの出版物の差止めの場合とは大きく異なる。こうしたことから、活字メディアに関する伝統的な考え方をインターネット上の投稿の削除にそのまま用いるのは適当ではなく、削除に関して損害賠償よりも厳格な要件を課すべきではないと考えられる。

第二に、北方ジャーナル事件最高裁判決の厳格な要件は、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為の事前差止めであることから課されたものであると考えられることから、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等以外の投稿の削除には基本的に妥当しないと考えられる。

すなわち、北方ジャーナル事件最高裁判決は、まず、国民の自由な意見表明とその受領を通じて多数意見が形成されるという過程を経て国政が決定されることが民主制国家の存立の基盤であり、こうした意味での「公共的事項」に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであるとしている。表現の自由に対するこうした解釈が、同判決の、差止めの対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、その表現が上記の意味での「公共的事項」に関するものであり、私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであるとの価値判断につながり、これが、上記の厳格な要件を導いたものであると考えられる。

したがって、表現内容が真実でないことや、専ら公益を図る目的のものでないことについて、これが明白であること（以下「明白性要件」という。）及び被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあること（以下「重大な損害要件」という。）は、インターネット上の公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等ではない投稿の削除の場面では、基本的には要件と

はならないと考えられる¹¹。

ii 削除の可分性・容易性

インターネット上の投稿の削除については、紙媒体による出版物の差止めと比べ、技術的な削除の可分性や削除の容易性が認められる場合が多く、そうした場合には、部分的な削除を求めることができる。こうした部分的な削除が可能であることは、表現の自由を制約する程度が比較的小さくなることから、明白性要件や重大な損害要件といった厳格な要件を不要とする方向性を根拠付ける理由の1つとなる。

もっとも、部分的な削除ができず、人格権を侵害する情報を削除するためには人格権を侵害しない情報をも大量に削除しなければならない場合など¹²、削除の対象範囲等によっては、表現の自由を制約する程度が大きくなることがあるため、その表現が「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為」や前項 i の意味における「公共的事項」に関する表現行為ではないときであっても、明白性要件や重大な損害要件を適用すべき場合もあり得ると考えられる。

iii 事前規制と事後規制

インターネット上の投稿の削除については、紙媒体の出版物の事前差止めと異なり、一旦、投稿が閲覧可能な状態に置かれているため、これが表現行為の事前規制であるのか、それとも事後規制であるのかという議論もあり得る。しかしながら、インターネット上の投稿の削除との関係では、これを事前規制であるというのか事後規制であるというのかによって、削除基準の方向性が一義的に決定づけられることにはならず、この点が重要な考慮要素となるものではないと考えられる。

iv 仮処分と本案訴訟

仮処分の場合と本案訴訟の場合とで、削除の実体的要件は異なると考えられる。

(b) 違法性阻却事由に関する立証責任の所在

インターネット上の投稿の削除を求める場合、その相手方が投稿者であるときは、投稿者において、違法性阻却事由が存在するこ

¹¹ もっとも、北方ジャーナル事件最高裁判決が対象としていた「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為」や、これと同様に上記の意味における「公共的事項」に関する表現行為が問題となるときには、明白性要件や重大な損害要件を用いるべき場合があり得るものと考えられる。

¹² 例えば、後記3(2)のまとめサイトにおいて、ある1つの記事に、ある人物に対する批判的な意見が大量に掲載されているところ、そのごく一部にのみ人身攻撃に及ぶ部分があるが、当該まとめサイトのプロバイダ等には、1つの記事内の一部の情報のみを削除することができない仕組み(記事単位での削除しかできない仕組み)になっている場合などが考えられる。

とを立証すべきであると考えられる。

これに対し、削除請求の相手方がプロバイダ等である場合には、投稿者を相手方とする場合と同様に、プロバイダ等において違法性阻却事由が存在することを立証すべきであるとする考え方と、削除請求者において違法性阻却事由が存在しないこと（公共性、公益目的、真実性のいずれかが存在しないこと）¹³を立証すべきであるとする考え方とがある。

いずれの立場をとるべきかについては今後の検討が待たれるが、少なくとも、

- プロバイダ等は投稿内容に関する詳細な情報を有していない
- プロバイダ等に違法性阻却事由が存在しないことについて立証責任を課す場合、プロバイダ等が投稿内容の真実性の立証に失敗すると、真実である可能性が残る場合（真実でないとはまではいえない場合）であっても、削除されることになる

といった観点からは、表現の自由の保障のため、削除請求者に立証責任を課するという方向性が考えられるのに対し、

- プロバイダ等は、投稿者との契約等に基づき、投稿内容に関する事実関係について照会することができる場合がある
- 事実の不存在を立証することは一般に困難であるとされているところ、全く事実無根の内容が投稿されたとの被害事例などでは、被害者が投稿内容の真実性に関する有力な証拠を提出できない場合が少なくない

といった観点からは、名誉権の保護のため、プロバイダ等に立証責任を課するという方向性が考えられることを踏まえた検討がなされるべきであると考えられる。

(c) 相当性の法理

i 概要

相当性の法理は、前項 b (c) のとおり、不法行為における故意又は過失に関する要件に位置付けられているが、表現の自由の保障の観点からは、削除請求（差止請求）においても、相当性の法理を考慮すべき場合があるのではないかと主張がなされているところである。

削除請求とこの相当性の法理との関係については、大きく、

- A 表現内容が真実でなければ削除を認めてよく、相当性があることは名誉権に基づく削除請求を否定する理由にはならない

¹³ 実際の立証の在り方としては、例えば、投稿の内容が真実であることを推認させるに足りる間接事実がないことを立証すれば、「違法性阻却事由が存在しないこと」が立証されたといってよいと考えられる。

B 相当性の法理が果たしている機能を踏まえ、表現内容が真実でないことのみでは名誉権に基づく削除請求を認めない

という2つの方向性が考えられる。

ii Aの方向性

Aの方向性を主張する立場からは、主に次のような理由が示されている（なお、項目番号は、後記の引用の便宜のために付したもので、論理の順序等を表すものではない。本取りまとめにおいて、以下同じ。）。

- ① 真実性の法理は、社会的評価を低下させる行為の違法性を否定するものであるところ、真実であるときに違法性が否定されるのは保護される法益が欠如するからである。これに対し、相当性の法理は行為時における行為義務に関するものにすぎない。したがって、その時点で相当性が認められた場合であっても、削除請求の口頭弁論終結時において真実でないことが立証されたときは、行為者の損害賠償責任を問うことはできないが、現に存在している名誉毀損の投稿を将来に向かって削除することは認められてよい。
- ② 過去の行為の責任を問う損害賠償と異なり、差止めは将来に向かって現にある投稿を削除するというものであるから、行為の時点では相当性があっても、削除請求の口頭弁論終結時において真実でないことが立証された場合には、もはや、その時点においては真実であると思ふについて相当の理由があるということとはできず、相当性の法理は機能しない。
- ③ 真実でないことが立証された表現には表現としての価値がない。
- ④ 真実性の法理により違法性が否定されないものは、不法行為法上保護に値しないとされたものであり、公開され続けることで被害者に更なる損害を与える可能性があるものであるから、削除してよい。その一方で、相当性がある場合には、真実だと信じて投稿したことについて損害賠償責任は問わないものとするれば、相当性の法理が担っている表現者の保護という本来の機能は果たせている。

iii Bの方向性

Bの方向性を主張する立場からは、主に次のような理由が示されている。

- ⑤ そもそも、社会的評価を低下させるものは直ちに名誉毀損となり、例外的に違法性が否定されるためには真実性の証明が必要となるという現在の名誉毀損法制は、表現の自由の保障の観点からは問題がある。しかも、裁判実務では、真実性の立証は

厳格に判断されている。他方で、その引き換えとして、裁判実務では相当性の法理が広く認められているようにも思われる。そうであるとする、差止めによる削除の場合において、真実性の立証ができないときに、相当性の法理による保護もなされなくなるのは、表現の自由の保障上、問題がある。

- ⑥ 真実性の立証ができないものでも、かなり確からしいといえる表現については、それが公共性のあるものである場合、客観的に無価値とはいえず、表現の受け手の利益の観点からも、削除されずに残される道を用意する必要がある。

このBの方向性は、

B－1 行為時点で相当性がある場合には、表現内容が真実でない場合でも、名誉権に基づく削除請求は認められない

という相当性の法理をそのまま差止めによる削除の要件とする考え方もあり得るが、これに対しては、Aの方向性の立場から、①や②のように、相当性の法理は不法行為法の行為義務に関するものであって、将来に向かって侵害を除去する差止めに応用できるものではないという強い批判がある。

そこで、Bの方向性の立場からは、相当性の法理自体を差止請求に直接適用することはできないことを認めた上で、別途、削除に関する判断基準を示す判例がないことをも踏まえて、損害賠償とは異なる削除独自の要件を検討しようとする考え方も示されている。

例えば、

- ⑦ 差止めに相当性の法理を適用することはできないが、少なくとも不法行為の場合と同程度に表現の自由が保護される必要がある。例えば、投稿内容について詳細な情報を持たないプロバイダ等が投稿内容の真実性の立証に失敗したからといって、必ずしもその投稿が客観的に真実でないことになるわけではない。そうした真実である可能性が残るものを削除して良いかという点について、とりわけ、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為のような公共性の高いものに関しては、真実とは証明されなくとも、相応の根拠があるものについては、国民にこれを知る権利があるということもでき、削除されるべきではない。こうした考え方を反映した削除要件が必要である。
- ⑧ 削除については、インターネット上に半永久的に残るという負の側面を考慮してもなお、表現の受け手の利益をも踏まえ、これを残すことに社会的な価値があるといえるかどうかが重要である。政治家の疑惑に関するものなど、公共性の高いもの

については、真実とまでは立証できなくとも、その疑惑が大きい場合には、社会的価値が高いといえるという観点から、削除の要件を検討すべきである。
といった考慮から、

B－2 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為については、立証責任の配分の工夫や真実性の要件に明白性を求めるなど、投稿者の表現の自由や表現の受け手の利益（知る権利）に配慮した要件とすべきである

とする方向性も示されている。

このB－2の考え方に対しては、Aの立場から、「その考え方自体には賛成できるが、それは相当性の法理とは異なる問題であり、真実性の要件をいかに解すべきかという問題として議論すべきである」といった意見や、「立証責任の所在や請求の相手方が誰かという点を踏まえて具体的に検討する必要がある」といった意見が示されているところである。

iv 小括

このように、削除請求と相当性の法理との関係については、複数の考え方があり得るものとされたが、B－1の考え方を積極的に支持する意見は見られず、実質的には、Aの考え方とB－2の考え方とのいずれをとるべきかが問題となる。このいずれの考え方をとるかについては、今後の検討が待たれるところであるが、その際には、

- 違法性阻却事由が存在することの立証責任が投稿者やプロバイダ等にあるとした場合、投稿者やプロバイダ等が真実性の立証に失敗したときには真実である可能性が残る（真実でないとはとはいえない）投稿が削除されることによる表現の自由への影響
- 削除請求者（被害者）は相当性に関する詳細な事実を有するものではないこと（相当性を要件とした上で、相当性が存在しないことの立証責任を削除請求者に課した場合には、公共性・公益目的が否定できない表現については、削除による救済の道を事実上閉ざしかねない）
- 真実でないことが立証された名誉を毀損する投稿の表現としての価値の有無及び程度や、これを削除することによる萎縮効果の有無及び程度（相当性の法理により損害賠償責任は否定されるが、削除は認められるとした場合の萎縮効果の有

無及び程度)¹⁴

- アクセスが容易なインターネット上に名誉を毀損する違法な投稿が半永久的に残存することによる被害の継続といった観点をも踏まえた検討がなされるべきである。

もっとも、Aの考え方とB-2の考え方との実質的な対立点は、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為について、立証責任の配分の工夫や真実性の要件に明白性を求めるなど、投稿者の表現の自由や表現の受け手の利益(知る権利)に配慮した要件とすべきかどうかであり、このような意味での高い公共性がある表現行為ではない場合には、表現内容が真実でないことを認められることをもって削除することができると考えられる。

【参考】北方ジャーナル事件最高裁判決（抜粋）

- (一) 所論にかんがみ、事前差止めの合憲性に関する判断に先立ち、実体法上の差止請求権の存否について考えるのに、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又は名誉回復のための処分（同法七二三条）を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。
- (二) しかしながら、言論、出版等の表現行為により名誉侵害を来す場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法一三条）と表現の自由の保障（同二一条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合に侵害行為としてその規制が許されるかについて憲法上慎重な考慮が必要である。

主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法二一条一項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される。もとより、右の規定も、あらゆる表現の自由を無制限に保障しているものではなく、他人の名誉を害する表現は表現の自由の濫用であって、これを規制することを妨げないが、右の趣旨にかんがみ、刑事上及び民事上の名誉毀損に当たる行為についても、当該行為

¹⁴ 萎縮効果の有無及び程度については、前記第3の1(2)イ(ア)c(a)iの議論も参照。

が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和が図られているものであることは、当裁判所の判例とするところであり（昭和四一年（あ）第二四七二号同四四年六月二五日大法廷判決・刑集二三巻七号九七五頁、昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇巻五号一一一八頁参照）、このことは、侵害行為の事前規制の許否を考察するに当たっても考慮を要するところといわなければならない。

(三) 次に、裁判所の行う出版物の頒布等の事前差止めは、いわゆる事前抑制として憲法二一条一項に違反しないか、について検討する。

(1) 表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法二一条一項の趣旨（前記(二)参照）に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

(4) 名誉感情

a 名誉感情の意義等

(a) 意義

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観

的な評価である（最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）¹⁵。

最高裁判例においては、民法第723条の「名誉」には、名誉感情は含まれないものと解されており（前掲最判昭和45年12月18日）、表現行為の中には、社会的評価を低下させるものではなく、名誉感情を侵害するにとどまるものがあることが示されている（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。以下「平成22年判例」という。）。

(b) 名誉毀損との区別

名誉毀損と名誉感情の侵害とでは、前者が社会的名誉の侵害であり、後者が主観的名誉の侵害であるという被侵害利益の違いがある。

他方、具体的な事例において名誉毀損との区別がどのようになされるべきであるかは、見解の分かれる問題であり（後記3(4)イ参照）、精緻な理論の整理は将来的な検討課題である。もっとも、ここでは、次の2点を指摘することができる。

- i 裁判例においては、具体的な事実の摘示がない場合に、名誉感情の侵害が問題とされている傾向にある¹⁶。
- ii 名誉毀損は社会的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることが必要であるのに対し（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁参照）、名誉感情の侵害は主観的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることは必要なく、客観的に被害者に向けられた言動でありさえすれば、名誉感情の侵害を認め得る（後記3(5)イも参照）。

【参考】平成22年判例（抜粋）

本件書き込み¹⁷は、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「気違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「気違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉

¹⁵ 名誉感情を人格の尊厳に由来する感情であるとする学説もある（四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（青林書院、1983年）398頁。）。

¹⁶ 平成22年判例のほか、一般社団法人セーフティーインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン」の裁判例要旨（<https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe-trial-summary.pdf>）に登載された裁判例を参照。

¹⁷ 判決文によれば、「なにこのまともなスレ 気違いはどうみてもA学長」との投稿である。

感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。

b 不法行為法上の違法の判断基準

(a) 判断基準

名誉感情は、人が人格的価値について有する主観的な評価であるため、本来、これが侵害されたかどうかには個人差が生じ得るものである。しかしながら、このように名誉感情の侵害が主観的に判断されると、同じ表現行為でも、その対象者によって権利侵害・違法性の有無が異なることとなり、こうした帰結は表現の自由に対する萎縮効果をもたらすおそれがある。そのため、名誉感情の侵害の有無については、客観的な判断が必要になる。

したがって、不法行為法上の違法な名誉感情の侵害の有無は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかにより判断すべきであると考えられる（平成22年判例も参照）。

(b) 社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかの判断に関する裁判例の傾向

社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるかどうかの判断に関し、裁判例における主要な考慮要素とその判断の傾向は、次のとおりである。

i 文言それ自体の侮辱性の程度

文言それ自体の侮辱性が強い場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たると判断される傾向にある¹⁸。

また、対象者に対して、その存在を否定する表現を用いるものについても、社会通念上許される限度を超えるものであると判断される傾向にある¹⁹²⁰。

ii 根拠が示されていない単なる意見ないし感想

根拠が示されておらず、単なる意見ないし感想の域にとどまっている場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないと判断される傾向にある²¹。

¹⁸ 東京地判令和元年11月7日 D1-Law29057940、東京地判令和元年10月30日 LEX/DB25582491、東京地判令和元年10月30日 D1-Law29056571など。

¹⁹ 前掲東京地判令和元年11月7日、東京地判令和元年9月17日 D1-Law29056972、東京地判令和元年7月8日 D1-Law29057602など。

²⁰ なお、ある投稿が「死ぬ」「消えろ」といった対象者の存在を否定するような表現を用いている場合でも、文脈等を踏まえて解釈すると、対象者の存在を否定することを意味するものとはいえない場合がある（東京地判令和2年1月23日 D1-Law29058940）。

²¹ 平成22年判例、東京地判令和元年9月26日 D1-Law29056847、前掲東京地判令和元年9月17日、東京地判令和元年8月21日 D1-Law29055895、東京地判

iii 投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数

同一投稿内で侮辱的文言が重ねて用いられていることを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認める裁判例²²、同一投稿内に侮辱的文言が1語しか用いられていないこと等を理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないとする裁判例がある²³。

iv 投稿数

投稿数が多いことや、投稿が繰り返されていることを理由に掲げて、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるものや²⁴、これとは反対に、投稿が繰り返されていないことを考慮して、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とは認められないとするものがある²⁵。

この投稿数の考慮については、それが同一の投稿者によるものである場合に限り考慮することができるのか、それとも、複数の者による投稿の場合でも考慮することができるのかという問題が考えられるところ、この点についての裁判例の判断は分かれている状況にある²⁶。

v 投稿の経緯

誹謗中傷が重ねられていた中で侮辱的文言を含む投稿が短期間に立て続けに行われたことを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるもの²⁷など、投稿の経緯

令和元年5月14日 D1-Law 29055793、東京地判令和2年3月27日 D1-Law 29059922、東京地判令和2年6月19日 D1-Law 29060339、東京地判令和2年6月9日 D1-Law 29060495、東京地判令和2年3月18日 D1-Law 29060010、東京地判令和2年3月17日 D1-Law 29060124。他方で、特段の根拠が示されていないことを社会通念上許される限度を超える侮辱であることを否定する事情としては扱っていないように読める裁判例もある（東京地判令和元年6月4日 D1-Law 29057224）。

²² 東京地判令和2年1月23日 D1-Law 29058995。

²³ 平成22年判例、前掲東京地判令和元年9月26日、前掲東京地判令和元年8月21日、前掲東京地判令和2年6月19日、東京地判令和2年5月27日 LEX/DB 25584199。

²⁴ 東京地判令和2年9月25日 D1-Law 29061141、東京地判令和2年8月14日 D1-Law 29060793、東京地判令和元年12月2日 D1-Law 29058559、前掲東京地判令和2年1月23日。

²⁵ 東京地判令和2年6月24日 D1-Law 29060238、前掲東京地判令和2年6月19日。

²⁶ 同一の投稿者による投稿であることを認定した上でその投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年9月25日、前掲東京地判令和元年12月2日）、特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年8月14日）、別の投稿者の投稿を考慮することには消極的なもの（東京地判令和2年6月10日 D1-Law 29060472）とが見られる。

²⁷ 前掲東京地判令和元年12月2日。

を考慮するものがある²⁸。

vi 表現の具体性・意味内容の明確性

表現に具体性がない場合や、意味が不明確である場合には、社会通念上許される限度を超えたものとはいえないと判断される傾向にある²⁹。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

(a) 考え方の方向性

名誉感情の侵害を理由とする差止めによるインターネット上の投稿の削除の判断基準については、前項 b (a) の不法行為法上の違法の判断基準を出発点とすべきであると考えられる。

その上で、この削除の判断基準を具体的にどのように考えるかについては、大きく、

A 不法行為法上の違法が認められることに加えて更に要件を課す

B 不法行為法上の違法が認められる場合と同様の基準で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には削除が認められるものとする³⁰

という2つの方向性が考えられる。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

(b) Aの方向性について

Aの方向性は、いかなる表現行為が「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たるかどうかは必ずしも明確ではないとの認識の下に、こうした中で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることから直ちに削除も認められるとした場合には、表現の自由の観点から問題があるとの考え方に基くものである。

²⁸ 東京地判令和元年10月18日 D1-Law29056566、東京地判令和元年6月26日 D1-Law29057267、前掲東京地判令和元年6月4日。

²⁹ 前掲東京地判令和2年1月23日、前掲東京地判令和元年11月7日、前掲東京地判令和2年3月27日、東京地判令和2年3月12日 D1-Law29059889、前掲東京地判令和2年6月24日、前掲東京地判令和2年6月9日。

³⁰ なお、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかは、口頭弁論終結時を基準に判断されるものであるところ、行為当時には社会通念上許される限度を超えるものとは評価できないものが、口頭弁論終結時においては社会通念上許される限度を超えるものであると評価される場合もあり得ると考えられる（当該行為後に誹謗中傷の投稿が繰り返しなされた場合や、社会事情が変化するなどした場合にこうしたことが起こり得るものと考えられる。）。

こうした考え方から、Aの方向性においては、削除に関し、不法行為法上の違法が認められる場合よりも厳格な要件を課すことが求められ、その具体的な要件としては、

A－1 削除を認めるに値するだけの社会通念上の強い侵害があることが必要である

A－2 社会通念上許される限度を超えるものかどうかの判断は不法行為法上の違法の場合と異ならないものとした上で、削除の判断基準としては、これに加えて重大で回復困難な損害を被るものであることを要件とする

の2つの考え方があり得る。

もっとも、A－2に対しては、「重大で回復困難な損害」という要件は北方ジャーナル事件最高裁判決で用いられているものであるが、同判決においては紙媒体の出版物に関する事前抑制・事後規制という観点と同判決の議論全体を規定しているため、紙媒体の出版物の事前抑制の場合には事後的な回復が困難であるという要件が用いられているものであり、紙媒体の出版物の事前抑制ではない場合に、事後的な回復が困難だという要件を用いるのは、削除について損害賠償の場合よりも要件を加重する立場をとる場合であつても適當ではないとの指摘がなされている。

(c) Bの方向性について

Bの方向性は、従前の活字メディアの出版物の差止めに関する伝統的な考え方は、インターネット上の投稿の削除としての差止めには妥当しないとの考え方に基づくものである。

すなわち、活字メディアの出版物に関する伝統的な考え方においては、その出版物に関する損害賠償と差止めとでは、後者の方が萎縮効果を含む表現の自由に対する制約が大きいことから、差止めは損害賠償よりも厳格な要件が必要であるとされている。しかしながら、インターネット上の投稿については、書籍等全体の出版の差止めが行われる活字メディアの出版物の差止めと異なり、部分的な削除が可能な場合が多く、削除による経済的な負担も少ないことから、萎縮効果を含む表現の自由に対する影響の程度は活字メディアの出版物の差止めの場合とは大きく異なる。こうしたことから、活字メディアに関する伝統的な考え方をインターネット上の投稿の削除にそのまま用いるのは適當ではなく、削除を損害賠償より厳格な要件とするべきではないと考えるものである³¹。

³¹ 本検討会においては、この考え方は、名誉感情の侵害の問題に限られるものではなく、インターネット上の人格権侵害一般に及ぶものであるとの指摘もなされた。

(d) 小括

本検討会においては、Bの方向性を支持する委員が多数であった。また、Aの方向性を提案する委員からも、「社会通念上許される限度」の内実が明確になり、この要件によって表現の自由と人格権との適切な比較衡量を行えるのであれば、Bの方向性で良いとの意見が示された。この点、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為による名誉感情の侵害が問題となる場合には、こうした公共性の高い表現であることを「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべきであると考えられる³²。

AとBのいずれの方向性をとるべきか等については、「社会通念上許される限度」の内実が裁判例等により明確であるといえるかどうか、この判断を行う上で表現の自由と人格権とを適切に比較衡量することができるかどうかや、インターネット上の投稿の削除による表現の自由に対する制約の程度等を考慮する必要がある。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められ、インターネット上に残存することで被害者に精神的苦痛を与えるものであって、表現の受け手の観点から見てもインターネット上に残す価値があるとはいえない投稿については、削除されるべきであると考えられる。

(ウ) プライバシー

a 意義

プライバシーの意義については、自己情報コントロール権説をはじめとして様々な見解が示されているところであるが、本検討会においては、伝統的なプライバシー概念である私生活をみだりに公開

³² 本検討会における検討の過程で調査した範囲では、名誉感情の侵害に関して、このような公共性の高い表現であることをどのように考慮すべきかを明示した裁判例が乏しく、この点について裁判所の判断の傾向を示すには至らなかった。もっとも、東京地判令和3年8月18日 D1-Law29066009は、「政治家については、その政策や政治手法等に関して国民等からの批判や論評を避けることができず、むしろ、その言動に対する批判や論評は、民主政治の過程を正當に機能させるため必要不可欠な行為であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為があつたかを判断するに当たっては、政治家という原告の属性を十分考慮する必要があるというべきである。」とした上で、「本件投稿は、政治家である原告にとって、その受忍限度を逸脱したものということとはできない」と判示しているところであり、参考になると考えられる。他方で、政治家等に向けられた表現行為であることから直ちに名誉感情の侵害が否定されることにはならないと考えられることにも留意が必要である（例えば、東京地判令和3年6月24日 D1-Law29065070は、厳密には名誉感情の侵害について判示したものではないが、市議会議員を務めていた原告に対して性的な表現が向けられた事例について、「本件投稿<3>、<4>のような性的な表現は、原告の公人としての活動に何ら関わるものではないから、それを理由として違法性が阻却されるような性質のものとはいえない」と判示している。）。

されないという人格権又は人格的利益としてのプライバシーを検討対象としている。

この場合、ある情報がプライバシーに属する事実該当するかどうかは、宴のあと事件（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁）の3要件、すなわち、

- ① 私生活上の事実又はそれらしく受け取られるおそれのある事柄であること（私事性）
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること（秘匿性）
- ③ 一般の人々に未だ知られていない事柄であること（非公知性）

に基づいて判断することとなる。もっとも、これらの要件は絶対的なものではなく、相対化して検討すべきものである。例えば、非公知性の要件については、「一般の人々」が知っているか知っていないかで切り分けたりせず、「一般の人々」の中の特定の集団や人物が知っているかどうかで判断するなどして、柔軟に適用する必要がある（前掲最判平成15年3月14日参照）³³。

【参考】前掲最判平成15年3月14日（長良川事件最高裁判決）（抜粋）

被上告人は、本件記事によって、A'が被上告人であると推知し得る読者に対し、被上告人が起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること（以下「犯人情報」という。）及び経歴や交友関係等の詳細な情報（以下「履歴情報」という。）を公表されたことにより、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくない被上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、被上告人と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。

したがって、上告人の本件記事の掲載行為は、被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいては是認することができる。

³³ 電話番号や住所といった個人情報も、これらの3要件を満たし、プライバシーに属する情報であると考えられる。

b 不法行為法上の違法の判断基準

インターネット上の投稿が前項 a の 3 要件に基づいてプライバシーに属する事実に該当すると認められる場合、当該投稿はプライバシーを侵害するものであると認められる。

もっとも、プライバシーを侵害すると認められることから直ちに違法性も認められるものではない。プライバシー侵害を理由とする不法行為法上の違法は、プライバシーに属する事実が公表されていること（プライバシー侵害があること）を前提に、当該事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうかにより判断すべきである（前掲最判平成15年3月14日参照）。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

プライバシー侵害を理由とするインターネット上の投稿の削除請求の判断基準に関しては、前項 b の不法行為法上の違法の判断基準により、違法なプライバシー侵害であると認められる場合、プライバシーに基づく差止請求による当該投稿の削除が認められると考えられる。

なお、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

d 具体的な判断の在り方

(a) 表現の自由の考慮

表現の自由の保障の観点からは、前記第3の1(2)イ(ウ) b の基準に基づき比較衡量を行う際、適切に考慮されるべきである。

(b) 公共性の有無

プライバシー侵害を理由とした不法行為法上の違法の有無や削除の可否が問題となった場合、前記第3の1(2)イ(ウ) b の基準で比較衡量をする上で、プライバシーに属する事実が公共の利害に関する事実かどうか、決め手となり得る重要な考慮要素となり、公共性がない場合には、よほどの例外的な事情がない限り、不法行為法上の違法が認められ、また、削除も認められると考えられる。

例えば、一般の私人の電話番号や住所は、通常、公共性のある情報ではなく、これらの情報がインターネット上に無断で投稿されている場合には、削除することができると考えられる。

(c) 前科・前歴に関する事実

i 問題の所在

法務省の人権擁護機関に寄せられる前科・前歴に関する被害事例は、一般の私人の必ずしも重大とはいえないと考えられる前科・前歴に関するものが少なくない。しかしながら、そのような事例であっても、プロバイダ等の削除対応率は目立って低い状況にある。裁判例を見ても、こうした事例で削除を認めたものは少なく、この分野に詳しい法律実務家からは、検索結果の削除

の文脈ではあるが、平成29年判例後、下級審が過度に慎重になっているのではないかとの意見も示されているところである。こうした実情を踏まえると、前科・前歴に関する事実に関する被害事例については、本来救済されるべきものが適切に救済されているかという視点も重要であると考えられる。

他方で、前科・前歴に関する被害事例は、その多くがマスメディアによる報道を端緒とするものであり、実名報道の在り方とも関わる上、これまで、前科・前歴に関する事実は、一般に、公共性のあるものと考えられてきたことから、慎重な検討を要する事柄でもある³⁴。

ii 前科・前歴に関する情報によるプライバシー侵害の判断の在り方

前科・前歴に関する情報がインターネット上に投稿されている場合、一般的には、それが公共の利害に関する事実といえるかどうかが問題となる。個別具体的な事情により、公共性がないと認められれば、前項(b)のとおり、よほどの例外的な事情がない限り、不法行為法上の違法や人格権に基づく差止めによる削除が認められると考えられるのに対し、公共性があると認められた場合には、掲載当時の社会的状況とその後の変化等の諸事情を考慮して、プライバシーとの比較衡量を行うことになると考えられる。

そこで、この公共性をどのように考えるべきかが問題となる。ところ、法務省の人権擁護機関において特に問題となっている、一般の私人の前科・前歴が実名で公表されている事案に関しては、こうした前科・前歴に関する事実がどのような意味で公共性を有するのかということや、一般の私人の前科・前歴について、実名で公表し、又は公表し続けることに、どのような意味で公共性があるといえるのか、さらには、その公共性の程度はどの程度なのか、犯罪の重大性はどのように評価し、考慮すべきなのかといった点を検討する必要があると考えられる。

この一般の私人の前科・前歴に関する事実の公共性に関しては、

- ① 犯罪であることそれ自体から公共性を有するのであり、その主体が一般の私人かどうかという点は二次的な要素である。もともと、こうした公共性は、年月が経つにつれて減退していくものである。

³⁴ 法務省の人権擁護機関には、マスメディアがウェブページ上で報道した逮捕事実に関する記事がSNSや電子掲示版上に転載等されたものについて、被害申告がなされる場合が多い。また、こうした事案の多くは、発端となったマスメディアのウェブページ上の記事は既に削除されており、転載等された投稿だけが残存し続けているという被害状況となっている。

- ② 犯罪発生時や捜査、刑事裁判の時点においては、犯罪事実それ自体について公共性があることは前提にしてよい。ただ、時の経過とともに、プライバシーや更生の利益との関係で、犯罪事実も保護の対象になり、そうなったときに、それでも公表する利益が上回るかどうかを検討することになる。

という考え方や

- ③ 一般の私人の前科・前歴に関する事実がどのような意味で公共性を有するかという問題は、そもそも、ここでいう公共性というものがいかなるものであるのかが必ずしも明確ではないこともあって、非常に難しい問題であるが、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決（最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁）においては、「事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合」とされており、これがここでいう公共性の内実ではないかと考えられる。これは、事件について社会的に検証を行う必要があるがゆえに公共性があり、そのために事件に関する情報を残す必要があるということである。

という考え方が示された。また、③の考え方からは、

- ④ 従来、事件に関する情報は、新聞のマイクロフィルム等の形態で図書館に保管されるなどして残されていたが、現在のインターネット環境の下では、誰もがアクセスすることが容易な形で、半永久的に情報が残ることとなるため、公共性の内実との関係で、必要な限度を超えて残存することとなってしまうのではないかという懸念がある。また、前科・前歴に関する事実がインターネット上に拡散される発端となるマスメディアの報道記事自体は、各社の方針に基づき、一定期間経過後に削除されているという実情がある。こうした懸念や実情に加えて、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決も踏まえると、前科・前歴に関する事実の実名での公表の問題については、実名での公表が必要なのかということも考慮し、事件についての社会的検証の必要はあるとしても、いつまで残しておく価値のある情報なのかという点を検討すべきなのではないか。

との指摘がなされた。

また、④の指摘に関しては、

- ⑤ 公共性のある犯罪事実について実名等の個人を特定する情報を公表することが違法となるかどうかは、報道の迫真性等のために、犯人に関する事実をどこまで公表する必要があるかという表現者側の事情や読み手の知る権利をも踏まえて、公表する利益と被害者の更生の利益やプライバシーとを比較衡量して、報道において犯人の属性の公表がどこまで必要で

あったかを判断すべきものである。実名かどうかで線引きをすべき問題ではない。このことは必ずしも犯人の実名に限った問題ではなく、被害者報道でも同様である。

との意見や

- ⑥ ノンフィクション「逆転」事件のように、一旦公知となった前科・前歴に関する事実が時の経過により非公知の、すなわち、プライバシーの状態に変化したという事例と、前科・前歴に関する事実を公知の状態に置き続けるインターネット上の投稿とでは、問題状況が異なるといえる。

との意見が示された。

また、**犯罪の重大性**については、法定刑によって直ちに決まるものではないと考えられるところ、この点については、

- ⑦ 重大かどうかという二者択一的に判断されるものではなく、比較衡量における総合的な考慮を行う上で、考慮要素とその重み付けによって適切に判断していくべきである。
- ⑧ (②の意見を前提として) 時の経過により犯罪事実が更生の利益やプライバシーとの関係で保護されるようになったときに、それでも公表する利益が上回るかどうか検討する場合の考慮要素の1つは、犯罪の性質・重大性である。これによって保護に値するかどうかが変わってくるものと考えられる。

といった意見が示された。

iii 小括

インターネット上に前科・前歴に関する事実が実名で公表され続けている場合のプライバシー侵害の判断の在り方については、前項iiのとおり様々な観点を指摘できるところ、とりわけアクセスが容易な形で半永久的に情報が残存するというインターネットの特性を踏まえると、少なくとも、当該事実が公共性を有するとした場合のその公共性の内実是何か、その公共性の内実との関係で、現時点においてもなお当該事実を実名で公表する必要性があるのかどうか、ある場合にはその必要性はどの程度なのかといった点を十分に検討した上で、プライバシーの利益との比較衡量を慎重に行うべきであると考えられる。

こうした点も含め、この問題については、今後、更に幅広い検討が行われることが期待される。

【参考】前掲最判平成6年2月8日（ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決）（抜粋）

ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められ

るような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない（最高裁昭和五五年（あ）第二七三号同五六年四月一六日第一小法廷判決・刑集三五卷三号八四頁参照）。さらにまた、その者が選挙によって選出される公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない（最高裁昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇卷五号一一一八頁参照）。

そして、ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。

要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。なお、このように解しても、著作者の表現の自由を不当に制限するものではない。けだし、表現の自由は、十分に尊重されなければならないものであるが、常に他の基本的人権に優越するものではなく、前科等にかかわる事実を公表することが憲法の保障する表現の自由の範囲内に属するものとして不法行為責任を追求される余地がないものと解することはできないからである。この理は、最高裁昭和二八年（オ）第一二四一号同三一年七月四日大法廷判決・民集一〇卷七号七八五頁の趣旨に徴しても明らかであり、原判決の違憲をいう論旨を採用することはできない。

そこで、以上の見地から本件をみると、まず、本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない。しかも、被上告人は、地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していたのであって、公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかわる事実の公表を受忍しなければならない場合ではない。

所論は、本件著作は、陪審制度の長所ないし民主的な意義を訴え、当時のアメリカ合衆国の沖縄統治の実態を明らかにしようとすることを目的としたものであり、そのために本件事件ないしは本件裁判の内容を正確に記述する必

要があったというが、その目的を考慮しても、本件事件の当事者である被上告人について、その実名を明らかにする必要があったとは解されない。本件著作は、陪審評議の経過を詳細に記述し、その点が特色となっているけれども、歴史的事実そのものの厳格な考究を目的としたものとはいえず、現に上告人は、本件著作において、米兵たちの事件前の行動に関する記述は周囲の人の話や証言などから推測的に創作した旨断っており、被上告人に関する記述についても、同人が法廷の被告人席に座って沖縄へ渡って来たことを後悔し、そのころの生活等を回顧している部分は、被上告人は事実でないとしている。その上、上告人自身を含む陪審員については、実名を用いることなく、すべて仮名を使用しているのであって、本件事件の当事者である被上告人については特にその実名を使用しなければ本件著作の右の目的が損なわれる、と解することはできない。

さらに、所論は、本件著作は、右の目的のほか、被上告人ら四名が無実であったことを明らかにしようとしたものであるから、本件事件ないしは本件裁判について、被上告人の実名を使用しても、その前科にかかわる事実を公表したことにはならないという。しかし、本件著作では、上告人自身を含む陪審員の評議の結果、被上告人ら四名がAに対する傷害の罪で有罪と答申された事実が明らかにされている上、被上告人の下駄やシャツに米兵の血液型と同型の血液が付着していた事実など、被上告人と事件とのかかわりを示す証拠が裁判に提出されていることが記述され、また、陪審評議において、喧嘩両成敗であるとの議論がされた旨の記述はあるが、被上告人ら四名が正当防衛として無罪であるとの主張がされた旨の記述はない。したがって、本件著作は、被上告人ら四名に対してされた陪審の答申と当初の公訴事実との間に大きな相違があり、また、言い渡された刑が陪審の答申した事実に対する量刑として重いという印象を強く与えるものではあるが、被上告人が本件事件に全く無関係であったとか、被上告人ら四名の行為が正当防衛であったとかいう意味において、その無実を訴えたものであると解することはできない。

以上を総合して考慮すれば、本件著作が刊行された当時、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたところ、本件著作において、上告人が被上告人の実名を使用して右の事実を公表したことを正当とするまでの理由はないといわなければならない。そして、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用すれば、その前科にかかわる事実を公表する結果になることは必至であって、実名使用の是非を上告人が判断し得なかったものとは解されないから、上告人は、被上告人に対する不法行為責任を免れないものというべきである。

【参考】平成29年判例（抜粋）

抗告人は、本件検索結果に含まれるURLで識別されるウェブサイトの本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって

禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、原告人が妻子と共に生活し、前記一（１）の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

【参考】前科・前歴に関する最高裁判例における違法性の考慮要素

前科・前歴に関する判例における違法性の考慮要素			
	平成29年判例	長良川事件	ノンフィクション「逆転」事件
①	プライバシーに属する事実の性質及び内容	犯罪行為の内容	事件それ自体の歴史的又は社会的意義
②	プライバシーに属する事実が伝達される範囲と被る具体的被害の程度	プライバシーに属する情報が伝達される範囲と被る具体的被害の程度	
③	社会的地位や影響力	記事が週刊誌に掲載された当時の年齢や社会的地位	
④	記事等の目的や意義	記事の目的や意義	著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性
⑤	記事等が掲載された当時の社会的状況とその後の変化 ³⁵	公表時の社会的状況	その後（※ 前科等に関する刑事手続の終了後）の生活状況
⑥	記事等においてプライバシーに属する事実を記載する必要性	記事においてプライバシーに属する情報を公表する必要性	著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性
⑦			当事者の重要性

(I) 私生活の平穏（平穏な生活を営む権利）

a 意義等

(a) 意義

判例により、私生活の平穏という人格的利益が認められている（最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁）³⁶。

裁判例においてこの私生活の平穏が問題とされる事例には、

①物理的な平穏が問題となる類型³⁷

³⁵ この考慮要素において、前科等に関する刑事手続の終了後の生活状況も考慮されると考えられる。

³⁶ 裁判例においては、「平穏な生活を営む権利」「平穏生活権」「平穏に生活する人格権」「平穏に日常生活を送る利益」などといった呼称も用いられている。

³⁷ 静岡地浜松支決昭和62年10月9日判時1254号45頁（建物を暴力団事務所として使用することの差止め）、大阪高決平成6年9月5日判タ873号194頁（建物を暴力団事務所として使用することの差止め）、仙台地決平成4年2月28日判タ789号107頁（産業廃棄物最終処分場の使用操業差止め）、東京地判平成11年8月27日判タ1060号228頁（街宣活動の差止め）など。また、インターネット上の「殺す」「死ね」などの危害を加える内容の投稿を私生活の平穏の侵害であるとした裁判例として、東京地判平

②精神的な平穏が問題となる類型³⁸

との、大きく2つの類型があることを指摘できる。

①の物理的な平穏が問題となる類型における私生活の平穏は、生命・身体等の利益が危険にさらされる結果侵害される平穏である。この類型においては、生命・身体等の利益が現実には侵害されるよりも前に私生活の平穏の侵害が認められることにより、保護の場面が前倒しされることになる。そのため、いかなる場合に保護の場面の前倒しが認められるかが問題となる。

②の精神的な平穏が問題となる類型における私生活の平穏は、生命・身体等の利益が危険にさらされるものではないが、人の主観的な（内面的な）利益が侵害されることにより侵害される平穏である。この場合、人の主観的な利益をどの範囲で法的に保護することができるかが問題になる³⁹。なお、前項(ウ)のプライバシーは、この類型の私生活の平穏に関連するものであるといえることができる。

(b) 私生活の平穏が機能する場面

私生活の平穏は、例えば、ヘイトスピーチや、特定の地域を同和地

成29年8月24日 D1-Law 29051117、東京地判平成30年11月21日 D1-Law 29052723、東京地判令和2年11月12日 D1-Law 29062070、東京地判令和3年2月24日 D1-Law 29062753、東京地判令和3年3月23日 D1-Law 29063810などがある。

³⁸ 前掲最判平成元年12月21日（ビラ配りに対する損害賠償請求）、最判平成22年6月29日判タ1330号89頁（葬儀場に対する目隠しフェンスの設置等の請求）など。また、東京地判令和元年7月25日 D1-Law 29057459は、インターネット上の投稿による「心を乱されることなく平穏な日常生活を送る利益」の侵害を認めている。

³⁹ 私生活の平穏そのものについて述べるものではないが、最判平成11年3月25日集民192号499頁は、「各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れる現代社会においては、他者の言動によって内心の静穏な感情を害され、精神的苦痛を被ることがまれではない。人は自己の欲しない他者の言動によって心の静穏を乱されないという利益を有し、この利益は社会生活の上において尊重されるべきものである。しかし、同時に他者の言論、営業その他の社会的活動も尊重されるべきであって、これをみだりに制限すべきではないから、人は、社会生活において他者の言動により内心の静穏な感情を害され、精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度ではこれを甘受すべきであり、社会通念上その限度を超えて内心の静穏な感情が害され、かつ、その侵害の態様、程度が内心の静穏な感情に対する介入として社会的に許容できる限度を超える場合に初めて、右の利益が法的に保護され、これに対する侵害について不法行為が成立し得るものと解するのが相当である。」と判示している。また、最判平成3年4月26日民集45巻4号653頁は、「一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである。」と判示している。

区と指摘する情報による人格権の侵害の有無を検討する際、有用な権利・利益として捉えることが可能であると考えられる。

また、肖像権の内実を実質的に検討する際、非公知性の要件（前項（ウ）a 参照）との関係などから、保護法益として前項（ウ）のプライバシーを正面から捉え難い場合など、個別具体的な事案に基づき保護法益を想定する際にも、有用となる権利・利益であると考えられる（後記（オ）参照）。

b 不法行為法上の違法の判断基準

不法行為法上の違法の有無は、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じたかどうかにより判断すべきであると考えられる（前掲最判平成元年12月21日）。

【参考】前掲最判平成元年12月21日（抜粋）

上告人の本件配布行為ののち、被上告人らの中には、電話、葉書、スピーカーによる嫌がらせや非難攻撃を繰り返し受け、家族に対してまで非難の宣伝をされた者があり、その余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで毎日を送ったことは前示のとおりである。被上告人らの社会的地位及び当時の状況等にかんがみると、現実には右攻撃等を受けた被上告人らの精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度内にあるということとはできず、その余の被上告人らの精神的苦痛も、その性質及び程度において、右攻撃等を受けた被上告人らのそれと実質的な差異はないというべきところ、原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから、被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害されたものというべきであり、上告人はこれにつき不法行為責任を免れないといわざるを得ない。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

私生活の平穏の侵害を理由とするインターネット上の投稿の削除請求の判断基準に関しては、前項bの不法行為法上の違法の判断基準により、違法な私生活の平穏の侵害であると認められる場合、私生活の平穏に基づく差止請求による当該投稿の削除が認められると考えられる。

なお、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

（オ）肖像権

a 意義

いわゆる肖像権に関しては、判例により、「みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益」

「自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益」などとして、その保護が認められている（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁（以下「平成17年判例」という。）等）。

もっとも、肖像権の保護法益は、事案や場面によって様々であり、インターネット上に投稿された肖像の削除の可否を検討する際には、具体的な事例ごとに、当該肖像の投稿の内容や態様等から、投稿の趣旨や文脈をよく把握し、具体的にいかなる保護法益の侵害が問題となっているかを特定していくことが必要である⁴⁰。

【参考】平成17年判例（抜粋）

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）。

（中略）

また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当・・・

（中略）

・・・人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である。

【参考】最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁（抜粋）⁴¹

人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和58年（オ）第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁、肖像につき、最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁平成15年（受）第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁各参照）。

b 不法行為法上の違法の判断基準

(a) 保護法益がプライバシー、名誉感情、私生活の平穏である場合

⁴⁰ なお、本検討会において肖像権として検討する対象にパブリシティ権は含まない。

⁴¹ この判例は、パブリシティ権の侵害の有無が問題となったものであるが、最高裁調査官の解説では、この判例は「人の肖像等は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとしてこれをみだりに利用されない権利を有するとして、「肖像権」という権利を正面から認めるに至っている」、「パブリシティ権と同様に、氏名権についても排他的な権利としてこれを確認するとともに、併せて肖像権についても排他的な権利としてこれを初めて承認したものと解される」とされている（中島基至「判解」最判解民事篇平成24年度（上）〔1月～2月分〕18頁、27～28頁）。

前項 a の視点に基づく検討を経て、問題となる保護法益として、プライバシー、名誉感情、私生活の平穩といった実務上比較的その内実が明確な保護法益を特定できた場合には、それぞれの性質を踏まえて、不法行為法上の違法ないし肖像権に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準を検討するべきである。

この検討を行う際には、平成 17 年判例の基準、すなわち、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等、事案に応じて適切な事情を総合考慮して、被撮影者のみだりに自己の容ぼう等を撮影されない人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうかにより人の容ぼう等の撮影行為の違法性を判断し、また、撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真や動画（以下「写真等」という。）を公表する行為は、被撮影者の自己の容ぼう等を撮影された写真等をみだりに公表されない人格的利益を侵害するものとして違法となるという判断基準を出発点とすることが考えられる。

また、容ぼう等の撮影行為が違法とは認められない場合でも、その公表行為について、平成 17 年判例を踏まえ、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、公表の目的、公表の態様、公表の必要性等、事案に応じて適切な事情を総合考慮して、被撮影者の自己の容ぼう等を撮影された写真等をみだりに公表されない人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうかという判断基準を出発点として、公表行為自体の違法性の有無を検討することが考えられる。

以上を踏まえると、例えば、私的な場で撮影された肖像については、保護法益をプライバシーと捉えた上で、平成 17 年判例の考慮要素を踏まえつつ、公共性がない場合には、特段の事情がない限り、社会生活上受忍の限度を超えるものであるとすることが考えられる。また、公的な場で撮影された写真については、その内容や公開の態様等が侮辱的なものであれば、保護法益を名誉感情と捉えた上で、平成 17 年判例の考慮要素を踏まえつつ、侮辱の程度が社会生活上受忍の限度を超えたものかどうかを検討することなどが考えられる。

(b) 保護法益を特定できない場合

侮辱等の趣旨も伴わない単なる「なりすまし」による投稿に公の場で撮影された写真等が用いられた場合など、必ずしも、プライバシーや名誉感情、私生活の平穩といった前項(a)に掲げた保護法益に、直ちには引きつけて考えることのできない被害事例も少なからずある。

そのような場合であっても、肖像を無断に利用された者として、とりわけ通常の一般の私人を想定すると、その者が、精神的苦痛を被っていることを理由に、その写真等の削除を求めたいと考えることはあり得、これを肖像権により保護すべき場合もあり得る。

この場合にも、前項(a)の平成 17 年判例の基準を出発点として、

社会生活上受忍の限度を超えるかどうかを判断していくこととなる。

【参考】平成17年判例（抜粋）

ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

（中略）

人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。

（中略）

人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である。…（中略）…本件イラスト画のうち上段のものは、前記のとおり、被上告人が手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態が描かれたものであり、そのような表現内容のイラスト画を公表する行為は、被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するものというべきであり、同イラスト画を、本件第2記事に組み込み、本件写真週刊誌に掲載して公表した行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法と評価すべきである。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

肖像権侵害を理由とするインターネット上の投稿の削除請求の判断基準に関しては、前項bの不法行為法上の違法の考え方により、違法な肖像権侵害であると認められる場合、肖像権に基づく差止請求による当該投稿の削除が認められると考えられる。

なお、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

d 肖像権に関するその他の論点

(a) 自ら投稿した肖像が無断転載された場合

自らインターネットに投稿した肖像の写真等が無断転載される場合がある。こうした被害事例に関しては、自らインターネット上に公開した顔写真であることを理由に肖像権の侵害を否定した裁判例があるほか⁴²、写真の内容を認識した上で自ら公表している以上、肖像権侵害が成立することは考えにくいとの指摘もなされている⁴³。

しかしながら、このような場合であっても、自らがその肖像の写真

⁴² 大阪地判平成28年2月8日判時2313号74頁。

⁴³ 関述之＝小川直人編著『インターネット関係仮処分の実務』（きんざい、2018年）109頁。

等を投稿していたことそれ自体をもって、肖像権を放棄した、あるいは、転載の承諾を与えたものと評価すべきではないと考えられる。

その上で、このような場合には、まず、自らがインターネット上に肖像の写真等を投稿した際の趣旨や文脈を見て、それにより、肖像権の放棄や転載の承諾の有無や、これが有るとされた場合のその趣旨や範囲を特定し、次に、転載先の掲載の趣旨や文脈を見て、転載がその放棄や承諾の趣旨や範囲に収まるものかどうかを判断するのが適切である。

(b) 被撮影者の同定の要否とその程度

肖像の写真等が無断で使用されたという被害事例においては、写真等の顔の部分が加工されていたり、写りが不鮮明であるとか、そもそも顔が映っていないといった事情により、被撮影者本人には自分の肖像の写真等であると認識できるものの、一般の閲覧者には被撮影者が誰かを認識又は推知することが困難である場合がある。

こうした事例における肖像権侵害の成否に当たっては、被撮影者の同定が可能であることが必要か、またどの程度同定されることを要するかが論点となり得る。

この点については、前記第3の1(2)イ(オ) a のとおり、肖像権の保護法益は多様であることから、保護法益の性質に応じて、同定の要否や程度は異なり得ると考えられる。

例えば、プライバシーの観点から見ると、プライバシーの侵害については対象者の同定が必要であると考えられることから、自身の肖像であると同定できないのであれば、実質的にはプライバシーの侵害があるとはいえないとして、肖像権の侵害が否定されるということも考えられる。

一方、ほかの人が見てもそれが誰なのか分からないといった場合であっても、名誉感情や私生活の平穏などの観点からは、これらの権利・利益については対象者の同定が必ずしも必要とされないことから、客観的に被害者の肖像等の写真等であると認められるときは、肖像権の侵害が肯定され、当該投稿の削除を請求し得る場合も十分に有り得ると考えられる⁴⁴。

(c) スポーツ選手等に対する盗撮、撮影した写真や動画の投稿等

⁴⁴ 例えば、写真等の顔の部分が加工されており、一般の閲覧者には被害者を同定できないが、被害者を揶揄する意図や態様で加工が行われて公表されていると認められるような場合には、名誉感情の保護法益を侵害するものとして、肖像権侵害が認められ得ると考えられる。また、顔が映っておらず、一般の閲覧者には被害者を同定できないが、写真等の内容が被害者の身体の性的な部分を殊更に写したものである場合には、それがインターネット上に投稿され、拡散等することにより被害者が強い羞恥心や不安感等を覚えるものであることから、プライバシーという保護法益の侵害が認められるかどうかはともかく、私生活の平穏という保護法益が侵害されたものとして、肖像権侵害が認められることも有り得るものと考えられる。

近時、スポーツ選手が、競技場等で、盗撮されたり、撮影された写真や動画を性的な目的でインターネット上に拡散されたりするといった被害を受けるという問題が深刻化している。この問題を肖像権の観点から見るとすれば、自己の肖像を性的な目的で撮影され、あるいは性的な文脈で用いられることが肖像権を侵害することになるかどうかという問題であると理解することができる。このような理解に立つと、この問題は必ずしもスポーツ選手に限られるものではなく、例えば、女子中高生の日常の体操着姿や制服姿を撮影した肖像の写真が性的な文脈で用いられるといった場合も同様に肖像権の問題となると考えることができる。

こうした事例における肖像権の侵害に関する判断基準や判断の方法は、前記第3の1(2)イ(オ) b の考え方と異なるものではなく、性的な趣旨や文脈で撮影され、あるいは投稿がされていると評価できるケースについては、名誉感情、私生活の平穏等の保護法益が社会生活上受忍の限度を超えて侵害されているものとして不法行為法上の違法や肖像権に基づく差止めによる削除が認められ得るものと考えられる。

もっとも、必ずしも性的な趣旨や文脈による撮影又は投稿であると直ちには評価しきれない場合も少なくない。このような場合においては、スポーツ選手等が見る者によっては性的な関心と呼びやすい衣服等で競技に臨まざるを得ない状況を踏まえ、その投稿や投稿されているウェブサイトが暗に性的な関心を煽るものとなっていないかどうか、対象者が未成年者であって保護の必要性が高いかなどの事情を考慮し、肖像権と表現の自由のバランスに配慮しつつ、肖像権の侵害を認めることができるかどうかについて、今後、更なる検討を行う必要がある。

なお、プロバイダ等においては、必ずしも違法であると評価しきれないものであっても、上記の視点をも踏まえ、積極的な検討や対応が求められる課題であると考えられる。

(カ) 氏名権

a 意義

氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有するものと解されている（最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）。

この氏名を冒用されない権利のほかにも、氏名権と呼ばれる権利には、氏名を正確に呼称・表記される人格的利益（前掲最判昭和63年2月16日参照）や、氏名を表示するかどうかを決定する利益（仙台地判平成7年12月7日判タ901号153頁、大阪地判平成8年7月17日判タ929号176頁）などがある。もっとも、イン

ターネット上における氏名に関する投稿による被害事例については、氏名を冒用されない権利の侵害が問題となる場合のほかは、名誉権や名誉感情等の人格権の侵害の問題として捉えれば足り、氏名を正確に呼称・表記される人格的利益等の氏名権の侵害を検討する実益がある場合は少ないものと考えられる。そこで、以下では、氏名を冒用されない権利（以下「氏名権」といった場合には、氏名を冒用されない権利のみを指す。）に関する整理を行う。

b 不法行為法上の違法の判断基準

(a) 人格の混同が生じる場合

インターネット上の投稿について、氏名が冒用されたことにより、人格の混同が生じた場合には、通常、私生活の平穩等の氏名権の保護法益としての人格的利益が侵害されていると考えられるから、原則として違法な氏名権の侵害であると考えることができる。

(b) 人格の混同が生じない場合

人格の混同が生じない場合でも、各種の事情を総合考慮して、氏名の冒用行為による被害者の精神的苦痛の程度が受忍限度を超えるときには、違法な人格的利益の侵害が認められるものとして、氏名権の侵害を認めることが考えられる。例えば、有名人の氏名での投稿が多数回繰り返されていて、被冒用者に精神的苦痛が生じている場合、それが受忍限度を超えているときは氏名権の侵害が認められることとなる。

なお、この点については、氏名の冒用が受忍限度を超えるような精神的苦痛を与える程度にまで至っているという状況から見て、人格の混同も少なからず生じているものと評価して、氏名権の侵害を認めるという考え方もある。

c 削除に係る差止請求権の判断基準

氏名権侵害を理由とするインターネット上の投稿の削除請求の判断基準に関しては、前項bの不法行為法上の違法の考え方により、違法な氏名権侵害であると認められる場合、氏名権に基づく差止請求による当該投稿の削除が認められると考えられる。

なお、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

d なりすまし行為との関係

いわゆる「なりすまし」行為との関係については、後記2(2)イ及び同(4)を参照。

(4) その他の人格権又は人格的利益

ここまでに掲げた人格権のほかにも、インターネット上の誹謗中傷の投稿により侵害され得るものとしては、氏名及び出自・国籍を第三

者に正しく認識してもらう人格的利益⁴⁵や、遺族の敬愛追慕の情⁴⁶などを挙げることができる（なお、いわゆる「アイデンティティ権」については、後記2(5)を参照。）。

2 SNS等における「なりすまし」

(1) 問題の所在

実在する他人の氏名を冒用するなどしてSNS等のアカウントを作成し、当該アカウント上で投稿を行うことで、あたかもその者がアカウントを開設して投稿を行っているかのような外観が作出されることがある。このような行為は、一般に、「なりすまし」と呼ばれている⁴⁷。

「なりすまし」は、近時、特に、SNS等においてアカウントを作成して行われる場合が問題になっているが、アカウントの作成を伴わず、電子掲示板等において、投稿者名に実在する他人の氏名を冒用するなどして行われる場合もある。こうした「なりすまし」で行われる投稿（以下「なりすまし投稿」という。）は、「なりすま」された者（以下「対象者」という。）の人格の同一性に混同を生じさせるなどの被害をもたらすものである。

以下では、こうした「なりすまし」行為による人格権侵害の法律構成等について整理を行う⁴⁸。

(2) 基本的な考え方

ア なりすまし投稿による人格権侵害

なりすまし投稿がなされたことそれ自体をもって、直ちに違法な人格権侵害であると評価できるものではなく（なお、アイデンティティ権については、後記(5)参照。）、なりすまし投稿が名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏等の人格権を侵害するものであると認められる場合に、不法行為法上の違法や差止めによる削除が認められ得る

⁴⁵ 仙台地判平成30年7月9日 D1-Law 28263326。この裁判例ではインターネット上の投稿の削除が認められている。

⁴⁶ 東京高判昭和54年3月14日判タ387号63頁、東京地判平成23年6月15日判時2123号47頁等。

⁴⁷ その投稿の閲覧者において、投稿した主体が「なりすま」された者であると認識する場合（以下「なりすましが成功した場合」という。）と、投稿した主体は「なりすま」された者ではなく、第三者が「なりすまし」で行ったものであると認識する場合（以下「なりすましが失敗した場合」という。）とがあるが、ここでは、いずれの場合も「なりすまし」と呼称している。

⁴⁸ なお、以下の整理は、裁判実務を念頭に、対象者に対する下記(3)及び(4)の人格権の侵害があるかどうかというアプローチを前提とするものである。これに対し、プロバイダ等の事業者において、対象者に対する前記の人格権侵害があるかどうかにかかわらず、なりすまし行為そのものを重く見て、約款やその解釈に基づき、なりすまし行為が認められた以上は、アカウントの凍結や当該投稿の削除をするとの判断を行うことは当然可能である。

ものであると考えられる。

これらの人格権の侵害が認められる場合における違法性の判断基準や、差止めによる削除の判断基準については、前記第3の1で整理したとおりである。

イ なりすまし手段による人格権侵害

なりすましを行うためには、氏名や肖像等のなりすまし対象者を特定する情報が用いられる。こうしたなりすましの手段として本人を特定する情報がインターネット上に投稿されることによって、人格権が侵害される場合がある。

(3) なりすまし投稿による人格権の侵害(名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩)

ア 名誉権

事実を摘示して行われる名誉毀損は、通常、投稿の内容が示す対象者に関する事実が対象者の社会的評価を低下させるものであることにより成立するものである。なりすまし投稿についても、投稿の内容が対象者に関する事実を示すものであり、当該事実が対象者の社会的評価を低下させるものであれば、名誉毀損が成立し得ることには、特段問題がないものと考えられる。

他方で、なりすまし投稿による被害事例については、第三者を誹謗中傷する投稿など、なりすまし投稿の内容自体は対象者に関する事実を示すものではないが、対象者にとっては、そのような投稿を自分がしていると認識されてしまうことで精神的苦痛を被るというものも見られるところである。この場合、投稿の内容自体は対象者の社会的評価を低下させるものではないため、なりすまし投稿であるという性質を踏まえた場合に名誉毀損が認められるのかどうか問題となる。

なりすまし投稿による名誉毀損に関する裁判例を見ると、なりすまし投稿による名誉毀損については、なりすましが成功した場合となりすましが失敗した場合とに分けた上で、以下の(ア)及び(イ)のように摘示事実や社会的評価の低下を判断することができると考えられる。このような判断の仕方をする場合、前記のなりすまし投稿に特有の被害事例については、(ア) b の考え方に基づいて検討することで、名誉毀損の成立が認められ得ることとなる。このように、なりすまし投稿による名誉毀損の成否を判断する上では、(ア)、(イ)の考え方を踏まえて、事案に応じて適切な法律構成を用いるべきである。

(ア) なりすましに成功した場合

a 投稿の内容自体に対象者に関する事実が摘示されている場合

例えば、自らが社会的評価を低下させる行為を行ったことを告白する投稿などである。この場合は、その事実が社会的評価を低下させるものかどうかを検討する。

b 投稿の内容自体には対象者に関する事実が摘示されていない場

合

このような場合でも、なりすましによる投稿をしたことそれ自体が摘示された事実であると認定することが考えられる。例えば、対象者の氏名と同一のアカウント名を用いてSNSのアカウントを開設し、なりすましに成功した上で、そのアカウントで第三者を誹謗中傷する内容を投稿するといったときには、投稿者がそのような投稿をする人物であるとの事実を摘示するものであると認定し、当該事実により社会的評価が低下するかどうかを検討する⁴⁹。

(イ) なりすましに成功しなかった場合

結果としてなりすましに成功したとはいえず、第三者による投稿であると読み取られる場合でも、例えば、対象者について記載した投稿内容が、対象者本人についての悪印象を殊更増幅するものであるなど、対象者についての事実を摘示しているものであると受け止められる場合には、社会的評価の低下が認められ得る⁵⁰。

イ 名誉感情

なりすまし投稿の内容や態様次第では、なりすまし投稿が対象者に対する侮辱行為であり、名誉感情を侵害するといえる場合があり得る。名誉感情の侵害が問題となるのは、具体的な事実の摘示を伴わない事例である場合が多いと考えられるが（前記第3の1(2)イ(i) a (b)参照）、事実の摘示による名誉感情の侵害を問題とする場合において、なりすまし投稿により摘示された事実を認定する場合には、前項ア(ア)及び(i)を参考に検討することが考えられる。

ウ プライバシー

プライバシーについては、なりすまし投稿がプライバシーに属する事実を摘示するものであれば、なりすましに成功したかどうかにかかわらず、当該投稿はプライバシーを侵害するものであると考えられる。

エ 私生活の平穏

なりすまし投稿により、名誉毀損やプライバシー侵害を認め難い場合でも、その内容や態様等によっては、私生活の平穏の侵害が認められる場合があり得ると考えられる。

(4) なりすまし手段による人格権の侵害（肖像権、氏名権）⁵¹

ア 肖像権

なりすましにより作成されたSNS等のアカウントのアイコン画像やプロフィール画像等に、肖像の写真が無断で使用される場合がある。

⁴⁹ 大阪地判平成29年8月30日判タ1445号202頁等。

⁵⁰ 東京地判平成28年6月7日D1-Law29018786等。

⁵¹ 本検討会においては、なりすましに伴う氏名権や肖像権の侵害は、なりすましの手段としてではなく、侵害される権利の問題として整理することも可能ではないかとの意見も示された。

このような場合には肖像権の侵害が問題となる。

この場合の不法行為法上の違法及び差止めによる削除の判断基準は、前記第3の1(2)イ(オ)のとおりであるが、とりわけ一般の私人がなりすましの被害者である場合には、通常、正当な目的があるとは考え難く、なりすましであること自体が社会生活上受忍の限度を超えることを基礎付ける事情になり得ると考えられる⁵²。

イ 氏名権

なりすましに際して、対象者の実名や通称名などがアカウント名等に用いられることがある。このような場合には、氏名権の侵害が問題となる⁵³。

この場合の不法行為法上の違法及び差止めによる削除の判断基準は、前記第3の1(2)イ(カ)のとおりである。すなわち、アカウント名等に氏名を用いることでなりすましに成功したときには、人格の混同が生じているといえることから、同(カ) b (a)のとおり、氏名を冒用して行われた投稿は、通常、私生活の平穩等の氏名権の保護法益としての人格的利益を侵害するものであり、原則として氏名権を違法に侵害するものであると考えられる。他方、なりすましに成功しなかった場合には、人格の混同が生じているとは考えにくいいため、同(カ) b (b)のとおり、各種の事情の総合考慮により氏名権の侵害を判断すべきものと考えられる。

氏名が冒用されてSNS等のアカウントが作成されることでなりすましが行われた場合において、その冒用行為が氏名権を違法に侵害すると認められるときには、冒用された氏名の部分について削除を求めることができる。これに対し、当該アカウントにおいて氏名を冒用してなされた投稿については、氏名を冒用して当該アカウントが作成されていることから直ちに当該投稿についても氏名権の違法な侵害であり、削除することができるということにはならず、これを削除するためには、別途、当該投稿が名誉権等の人格権を違法に侵害するものであるといえることが必要であると考えられる。

(5) いわゆる「アイデンティティ権」について

ア 「アイデンティティ権」の意義

これまでの整理のとおり、なりすまし行為については、なりすます手段に肖像や氏名が用いられた場合に肖像権や氏名権による救済を、ま

⁵² 本検討会においては、一般の私人がなりすましの被害者である場合に、通常、正当な目的があるとは考えにくく、なりすましであること自体が受忍限度を超えることを基礎付ける事情になり得ることは、肖像権の侵害の場合に限られるものではないとの意見も示された。

⁵³ 氏名の一部が用いられているにとどまる場合など、氏名権の侵害の問題とすることができないなりすまし行為もある（例えば、アルファベット表記により氏名の一部を用いるとともに、プロフィール欄に住所等の個人を特定し得る情報を記載することでなりすます場合などがある。）。

た、なりすまし投稿が対象者の社会的評価を低下させたり、プライバシーに属する事実を公表するものである場合には名誉権やプライバシーによる救済をなし得る。

しかしながら、氏名や肖像を用いることなくなりすましを行い、また、なりすまし投稿が社会的評価を低下させたり、プライバシーに属する事実を公表するものでもないといった事例が見られる⁵⁴。また、なりすまし投稿の一部について違法性が認められても、そのアカウント自体が人格権侵害の意図で維持されているといった事情（後記5(3)ア参照）までは認め難いといった理由から、アカウントの削除を行うことが困難な場合もある。

このような「なりすまし」の事案において、名誉権やプライバシー等の既存の権利・利益では対処できない空白地帯を救済するための理論として、「なりすまし」により害される本質的な利益は何であるかという観点から、いわゆる「アイデンティティ権」という権利が主張されている⁵⁵。ここで、「アイデンティティ権」とは、他者との関係において人格的同一性を保持する利益であり、あるいは、人格の同一性を保持し、社会生活における人格的生存に不可欠な権利であって、憲法第13条後段が規定する幸福追求権又は人格権により導き出されるものであるとされる⁵⁶。

「アイデンティティ権」という法律構成の利点として、「なりすまし」行為の一部を取り出した法律構成では、当該対象部分については削除可能だが、その他の部分については違法性の主張をすることができず、その結果削除することができないこととなるのに対し、「なりすまし」行為の全体を「アイデンティティ権」の侵害と構成すれば、個々の投稿行為が名誉権等を侵害していなくても全体として違法と評価でき、アカウント全体の削除が可能となることなどが主張されている⁵⁷。

イ 「アイデンティティ権」による救済の可否

裁判例を見ると、「アイデンティティ権」が不法行為法上保護される法的利益になり得ることを認めたものがあるが⁵⁸、現時点では、「アイ

⁵⁴ 例えば、氏名の一部のみが冒用されるなどし、氏名権の侵害があるとまでは評価しきれない場合で、かつ、投稿の内容はニュートラル、あるいはむしろ本人の社会的地位を向上させるようなもので、その名誉やプライバシー等を侵害するとまではいえないが、そのような投稿が多数回繰り返され、なりすまされた本人にとっては精神的苦痛を感じるといった場合があり得る。

⁵⁵ 中澤佑一『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル（第3版）』（中央経済社、2019年）73頁。

⁵⁶ プロバイダ責任制限法実務研究会『最新 プロバイダ責任制限法判例集』（LABO、2016年）96-98頁。

⁵⁷ 中澤・前掲注55）75頁。

⁵⁸ 大阪地判平成28年2月8日判時2313号73頁、大阪地判平成29年8月30日判タ1445号202頁。

デンティティ権」の侵害による不法行為の成立や、インターネット上の投稿等の削除を認めた裁判例は見当たらない状況にある。

こうした裁判例の状況等を踏まえると、現時点において、「アイデンティティ権」は、名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩、更には肖像権や氏名権といった裁判規範性のある権利・利益の背後にある理念的な権利として認めることができるが、それ自体として裁判規範性を有するものとはいえず、「アイデンティティ権」の侵害を理由として法的救済を求めることはできないと考えられる。

したがって、なりすまし行為による人格権の違法な侵害があるとして救済を認めるためには、単になりすまされたというだけでは足りず、裁判規範性を有する人格権が違法に侵害されたことが必要となる。もっとも、前項アの２段落目に挙げた事例のように、なりすましの手段による氏名権や肖像権の侵害が認められず、なりすまし投稿が名誉やプライバシーを侵害するものではない場合でも、内容及び態様等によっては、私生活の平穩の侵害を認めることができる場合もあり得ると考えられる。

3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

(1) 対象者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか

ア 問題の所在

人の社会的評価を低下させる事実やプライバシーに属する事実が公表されている場合において、名誉毀損やプライバシー侵害が成立するためには、その事実の帰属主体が推知できるものであること（対象者の同定）が必要である（前掲最判平成15年3月14日参照）。

この点、インターネット上の投稿は、簡素な短文であることや、伏せ字等が用いられているなどといった事情から、当該投稿のみでは、文意が判然とせず、誰について言及したものなのか（対象者の同定）や、どのような事実を述べたものなのか（摘示事実）が明らかでないものが少なくない。そのため、投稿の対象者や摘示事実をどのように認定すべきかが実務上重要な問題となる。

以下では、こうした対象者の同定や摘示事実の認定の在り方について整理を行う。

イ 対象者の同定及び摘示事実の認定に関する基本的な考え方

名誉毀損に関し、ある投稿により摘示された事実がどのようなものであるかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断される（最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁参照）。したがって、名誉毀損の場合、対象者の同定や摘示事実の認定は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであると考えられる。

このことは、プライバシーの侵害の場合においても同様であると考えられる。

また、名誉感情の侵害については、前記第3の1(2)イ(i) a (b)のとおり、その読者によって対象者が推知(同定)されることは、名誉感情の侵害が成立するために必要ではないものの、事実の摘示による名誉感情の侵害を検討する場合には(前記第3の2(3)イも参照)、摘示事実の認定に関し、同様に考えることができる。

ウ 具体的な考え方

(7) 対象者の同定や摘示事実の認定に当たり、考慮するかどうかの問題となる情報としては、

- ① 電子掲示板のスレッドのタイトル等
 - ② 電子掲示板の同一スレッド内の前後の投稿
 - ③ 電子掲示板の関連する別のスレッド内の投稿や関連するブログ記事等
 - ④ SNSにおける他の投稿等
 - ⑤ ハイパーリンク先の記事
 - ⑥ 検索エンジンで検索することにより得られる情報
- などが考えられる。

これらの情報を対象者の同定や摘示事実の認定に当たり考慮することができるかどうかは、これらの情報の性質を踏まえ、個別具体的な事実関係の下で、一般の読者の普通の注意と読み方によれば、これらの情報を参照するものかどうかを検討して決すべきであると考えられる。

例えば、電子掲示板のスレッドやブログ記事等のインターネット上の記事のタイトル(①)や、電子掲示板の同一のスレッド内の前の投稿(②)は、スレッド内の投稿や記事の内容を読む上で参照されるのが通常であると考えられるから、これらを参照するとはいえないことをうかがわせる事情がない限り、対象者の同定や摘示事実の認定の際に考慮することができると考えられる⁵⁹。

また、ハイパーリンク先のウェブページの内容(⑤)についても、対象者の同定に関しては⁶⁰、通常参照されるものであると考えられ、

⁵⁹ 電子掲示板のスレッドやブログ記事等のインターネット上の記事のタイトルを考慮する裁判例として、東京地判令和2年11月27日 D1-Law 29061970、東京地判令和2年10月12日 D1-Law 29061298、東京地判令和2年10月14日 D1-Law 29061565、東京地判平成29年9月14日 D1-Law 29031831など多数の裁判例がある。電子掲示板の同一のスレッド内の前の投稿を考慮する裁判例として、東京地判平成29年10月31日 D1-Law 29037943、東京地判令和2年9月25日 D1-Law 29061141、東京地判令和元年12月3日 D1-Law 29058641など多数の裁判例がある。

⁶⁰ ハイパーリンク先のウェブページに人格権を侵害する情報がある場合に、当該ハイパーリンクを設定した投稿が人格権を侵害するかどうかについては、一般の読者の普通の注意と読み方のみによって判断されるべきものではないと考えられる。この点の考え方について

具体的な事情を踏まえて、一般の読者がリンク先のウェブページを閲覧するとはいえないような場合でない限り、これを考慮することができると考えられる⁶¹。

さらに、検索エンジンで検索することにより得られる情報(⑥)も、検索エンジンによる情報収集が広く普及していることからすると、対象者の同定に当たり、検索エンジンの検索により容易に得られる情報については考慮することができると考えられる⁶²⁶³。

なお、これらの情報を考慮することができる場合に、当該情報により対象者が同定されるといえるかどうか、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきであると考えられる。

- (イ) 前項②の電子掲示板の同一スレッド内の後の投稿については、投稿当時には存在しなかった事後的に生じた事情であるため、これを考慮することが許されるのかどうかという問題がある⁶⁴。

ては、後記(3)オを参照。

⁶¹ 対象者の同定に関し、ハイパーリンク先のウェブページの内容を考慮する裁判例として、東京地判平成28年8月2日 D1-Law 29019727、東京地判令和2年11月24日 D1-Law 29061787、東京地判令和2年10月30日 D1-Law 29061655など多数の裁判例がある。これに対し、具体的な事情を踏まえて、一般の閲覧者がハイパーリンク先の記事閲覧するといえない場合に、ハイパーリンク先の記事の内容を考慮することを否定する裁判例として、東京地判令和2年1月21日 D1-Law 29058658、東京地判令和2年1月16日 D1-Law 29058990などがある。

⁶² 検索エンジンで検索することにより表示される情報等を考慮する裁判例として、東京地判平成30年7月6日 D1-Law 29055225、東京地判令和2年10月29日 D1-Law 29061410、東京地判令和2年10月15日 D1-Law 29061401、東京地判令和2年9月29日 D1-Law 29061197など多数の裁判例がある。

⁶³ これらのほかに、電子掲示板の関連する別のスレッド内の投稿や関連するブログ記事等(③)を考慮する裁判例として、岡山地判平成26年4月24日 D1-Law 28222373、東京地判平成29年3月27日 D1-Law 29046329、東京地判令和元年11月7日 D1-Law 29057940、東京地判平成28年9月29日 D1-Law 29020227、東京地判平成28年1月25日 D1-Law 29016286など多数の裁判例があり、他方で、具体的な事実関係を踏まえ、他のスレッドの内容を考慮することを否定する裁判例として、東京地判平成30年6月15日 D1-Law 29050624などがある。また、SNSにおける他の投稿等(④)を考慮する裁判例として、東京高判平成27年7月30日判例秘書 L07020327、東京地判令和2年11月16日 D1-Law 29061704、東京地判令和2年2月4日 D1-Law 29059182、東京地判平成30年2月19日 D1-Law 29048350など多数の裁判例があり、他方で、他の投稿との具体的な関係を踏まえ、他の投稿を考慮することを否定した裁判例として、東京地判令和2年11月14日 D1-Law 29061989などがある。

⁶⁴ 例えば、東京地判令和2年8月12日 D1-Law 29060784は、「当該投稿後の他の投稿まで考慮すると、投稿者が他者の権利を侵害しないように注意を払い、対象が特定されないように投稿しても、その後の第三者の投稿によって遡及的に違法な投稿として責任を追及されるおそれが生じることになり、インターネット上の掲示板への投稿に対する萎縮効果が生じ、表現の自由を不当に制約することになる」として、主に行為責任(損害賠償責

後の投稿がなければ対象者の同定や摘示事実の認定ができない以上、投稿当時には、違法に権利を侵害するものであったということとはできない。しかしながら、後の投稿により、その投稿がなされた後の読者にとっては、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、対象者の同定が可能となり、又は、社会的評価を低下させる事実を摘示するものとなった以上は、投稿者が損害賠償責任を負うかどうかはともかく、客観的には違法に権利を侵害するものであり、差止めによる削除をなし得るものであると考えられる⁶⁵。

(2) まとめサイトをめぐる諸問題

ア 問題の所在

インターネット上のウェブサイトの中には、電子掲示板やSNS上の投稿等を引用し、編集、加工した記事を公開している、いわゆる「まとめサイト」と呼ばれる形態のものがある。

このまとめサイトにおいて、人格権を侵害する電子掲示板等における複数の投稿が引用され、更に編集、加工されて1つの記事として公開されている場合には、その記事が元の電子掲示板上の投稿とは別途独立して人格権を侵害する行為といえるのかどうかや、まとめサイトの記事に転載された個々の投稿の部分が人格権を侵害するにすぎないのか、それともこうした投稿をまとめた記事そのものが人格権を侵害するものであるのかといった問題がある。

イ 基本的な考え方

電子掲示板やSNS上の投稿等を引用し、編集や加工を加えて1つの記事としてインターネット上に公開する行為は、引用元の投稿等（以下「元の投稿等」という。）とは独立した表現行為となると考えられる。

もっとも、こうした記事を公開するまとめサイトと呼ばれるものには様々なものがあり、その表現行為による人格権の侵害の有無については、問題となるまとめサイトの性質や元の投稿等を引用する趣旨、被侵害利益の性質等を踏まえた検討が必要である。

ウ 権利侵害の有無の判断

例えば、元の投稿等が摘示する事実が名誉を毀損するものであるとしても、引用の趣旨によっては、当該記事が社会的評価を低下させる事実を摘示するものであるとはいえない場合があると考えられる。他方、元の投稿等がプライバシーに属する事実を含むものである場合には、これを引用するまとめサイトの記事はプライバシーを侵害するもので

任) が問われることによる表現の自由への影響の観点から、後の投稿を考慮することを否定している。

⁶⁵ 発信者情報開示請求の事案であって、差止めの事案ではないが、後の投稿の内容も考慮して被害者の同定を認めている裁判例として、東京地判平成29年7月20日 D1-Law29050331 などがある。

あると認められると考えられる⁶⁶。また、肖像権については、問題となる保護法益が名誉感情であるときは名誉毀損の場合と同様に、引用の趣旨によっては、当該記事が侮辱に当たるとはいえない場合があり得ると考えることができ、他方で、保護法益がプライバシーであるときはプライバシー侵害の場合と同様に扱うことができると考えられる。

(3) 転載、リツイート、ハイパーリンク等による権利侵害

ア 問題の所在

インターネット上では、転載のほか、リツイートやハイパーリンクの設定など、他者がなした表現を流通させ、あるいは、その所在を示す様々な投稿（以下「間接的表現行為」という。⁶⁷）がなされている。

こうした間接的表現行為については、第三者が行った人格権を侵害する表現を流通等させるものである場合に、当該間接的表現行為も人格権を侵害するものになるのかどうかという問題がある。

イ 検討の視点

間接的表現行為による人格権侵害の成否や、差止めによる削除の可否を検討する上では、下記の点を踏まえて検討を行うべきであると考えられる。

(7) 被侵害利益の性質

人格権侵害の成否に重要な事項は、人格権の性質により様々であるから、間接的表現行為による人格権侵害の成否を検討する上では、被侵害利益の性質を考慮する必要がある。

(4) 間接的表現行為の性質

間接的表現行為の性質については、①情報を拡散するために行われるものと、情報の所在を示すために行われるにすぎないものに分けられるという考え方と、②情報の所在を示すものであっても、それにより情報が拡散するものでもあるから、情報の所在を示すことと、情報を拡散することとを厳密に区別することはできないという考え方がある。

ある間接的表現行為が情報の所在を示すにすぎないものであると考える場合には、当該情報は名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害するものであっても、その間接的表現行為は当該情報それ自体を示

⁶⁶ なお、まとめサイトの記事によるプライバシーの侵害があるかどうかについて述べたものであり、違法性があるかどうかについてまで述べたものではない。まとめサイトの記事がプライバシーを侵害すると認められても、そのことから直ちに違法性までもが認められてその削除等がなし得ることになるものではなく、別途、当該記事の公共性の有無等を考慮して比較衡量により違法性の有無が検討されるべきことは、前記第3の1(2)イ(ウ) b から d までに記載したとおりである。

⁶⁷ 飽くまで、こうした様々な投稿を総称する名称として「間接的表現行為」との呼称を用いたにすぎず、他者がなした表現を間接的にではあるが表現する行為であるなどといった実質的な意味を込めたものではない。

すものではないため、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害するものではないと考える余地があることになる。

(ウ) 間接的表現行為の意図、趣旨

被侵害利益の性質（前記(ア)）や間接的表現行為の性質（前記(イ)）次第では、削除の場合においても、一定の意図や趣旨で間接的表現行為を行ったという行為者の主観的態様が、主観的違法要素として考慮される場合があり得ると考えられる。

(エ) 読者の認識

表現行為による人格権の侵害を検討する以上、その読者が当該表現行為をどのように認識し、理解するのかということを考慮する必要がある。

(オ) 不法行為と差止めの違い

間接的表現行為による人格権侵害の不法行為責任の成立範囲が広がると、萎縮効果を含む表現の自由への影響が大きくなる。このような観点からは、前記(ウ)の一定の意図や趣旨で間接的表現行為を行ったことを主観的違法要素として要求することで、人格権侵害の成立範囲を限定することが考えられる。

他方で、差止めは、不法行為と異なり、表現行為者の行為責任を追及するものではなく、人格権を侵害するインターネット上の間接的表現行為の削除を認めることそれ自体によっては、萎縮効果を含む表現の自由への影響は必ずしも大きくはないと考える場合には⁶⁸、客観的に人格権を侵害する状態があると認められるときには、直ちに不法行為責任が生ずるものではないが、間接的表現行為の意図、趣旨の如何を問わず、差止めによる削除はなし得ると考えることができる。

ウ 転載

(ア) 転載の性質

インターネット上では、他者の表現行為をそのまま編集、加工等を加えずに転載するものが見られる⁶⁹⁷⁰。ここでいう転載は、転載元の表現をそのまま投稿することであるから、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報を含む表現を転載する場合、転載した投稿それ自体に、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する転載元の情報がそのまま含まれることになる。また、リツイートなどと異なり、転載元の表現が削除等されても、転載した投稿それ自体を削除等しな

⁶⁸ 前記第3の1(2)イ(イ) c(c)も参照。

⁶⁹ 法務省の人権擁護機関に寄せられる相談事例においては、例えば、マスメディアが公表した犯罪事実に関する報道記事をそのまま転載するものなどがある。

⁷⁰ 他者の表現行為をそのまま転載するのではなく、その一部を引用した上で自らの意見等を記載したり、編集や加工を加えて転載するものについては、前記第3の3(2)のまとめサイトと同様に考えることができる。

い限り、転載元と同様の情報がインターネット上に残存し続けることになる。

このような転載行為がいかなる意図で行われるものであるかという点については、①通常は情報を拡散する意図で行われるものであるとする考え方と、②通常は情報の所在を示す意図で行われるものであるとする考え方とがある。

(イ) 権利侵害の判断の在り方

a 名誉毀損の場合

前項(ア)のとおり、名誉を毀損する情報を含む表現を転載した場合、転載元の情報がそのまま表示されることになるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、特段の事情のない限り、転載した投稿は、転載元と同様の事実等を示すものであって、名誉毀損になると考えられる。

この特段の事情としては、転載した投稿の前後の文脈等の諸事情から、情報の所在を示す意図で行われたものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としても、情報の所在を示すものであって、当該情報の内容そのものを摘示するものではないと認められる場合や、転載元の表現内容を批判する趣旨でなされたものであって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として対象者の社会的評価を低下させる印象を与えるものとはいえない場合などが考えられる⁷¹。

b プライバシー侵害の場合

プライバシーの侵害は、プライバシーに属する事実が公表されることによって成立すると考えられる。そして、プライバシーに属する事実を含む投稿を転載すると、前項(ア)のとおり、転載した投稿において当該事実がそのまま表示されるから、プライバシーに属する事実を公表するものになるといえる。したがって、転載の意図や趣旨がいかなるものであるかを問わず、プライバシー侵害が成立し、転載の意図や趣旨は違法性の判断において考慮され得るにとどまるものと考えられる。

エ リツイート、いいね

(ア) リツイート、いいねの性質

a リツイート

T w i t t e r には、他者のツイートをフォロワーと共有する

⁷¹ 情報の所在を示し、あるいは批判を加える意図や趣旨で行った場合であっても、転載の態様や前後の文脈等の諸事情から、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、転載元と同様の名誉を毀損する事実や意見を示すものであると認定される場合もあり得る。その場合に、不法行為責任も成立するとしてよいかどうかは、表現の自由への萎縮効果等を踏まえ、別途検討することが必要な問題であると考えられる。

⁷² なお、転載による名誉毀損の成立を認める裁判例として、東京高判平成25年9月6日D1-Law28213717がある。

リツイートと呼ばれる機能⁷³と、リツイートする際に、コメントを付けたり動画や画像などを追加したりすることができる引用ツイートという機能がある⁷⁴。リツイート（人格権を侵害する情報と共に元ツイートをリツイートする引用ツイートを除く。⁷⁵）は、元ツイートの内容そのものを新たに自身のフォロワーにおいて閲覧可能な状態に置くものであり、情報を拡散する機能を果たすものであって、通常は、情報を拡散する意図で行われるものであると考えられる。

b いいね

TwitterやFacebook等のSNSには、「いいね」という機能がある。例えば、Twitterの「いいね」機能は、「いいね」をした者のフォロワーのタイムラインに「いいね」をした先の投稿を表示させる効果があり、リツイートと同様に情報を拡散する機能を有している。もっとも、Twitter社は、「いいね」について、その対象となる投稿に好意的な気持ちを示すために使われるものであると説明しており、公式には、情報を拡散するためのツールとしては位置付けられていない。ただし、論理的には、「いいね」が好意的な気持ちを示すために使用されることと實際上情報を拡散する機能を有することとは、両立し得ないものではないように思われるところ、その捉え方については、今後、社会実態上の使用状況等をも含め、更に検討されるべき事柄であると考えられる。

他方、Facebookの「いいね！」機能は、「いいね！」をした者の友達等のニュースフィードに、「いいね！」をした先の投稿を表示させる効果はなく、「いいね！」をした先の投稿を閲覧できる者において、誰が「いいね！」をしたかを閲覧することができるにとどまる⁷⁶。

(イ) 権利侵害の判断の在り方

⁷³ リツイートは、ハイパーリンクの態様の一つであるインラインリンクに該当する。インラインリンクとは、ユーザーがリンク元に表示されたURLをクリックする等の行為を行うことによってリンク先と接続する「通常の方式によるリンク」とは異なり、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルがユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末に自動表示されるように設定されたリンクである（経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和2年8月）158頁参照。）。

⁷⁴ Twitter, Inc. 「リツイートする方法」(<https://help.twitter.com/ja/using-twitter/how-to-retweet>)

⁷⁵ こうした引用リツイートは、引用リツイートをした者が直接行った表現行為に人格権を侵害する情報が含まれているため、人格権侵害が成立することに特段の問題はない。

⁷⁶ Meta Platforms, Inc. 「投稿に『いいね！』したりリアクションしたりする」(<https://ja-jp.facebook.com/help/1624177224568554>)

a リツイート

(a) 名誉毀損の場合

前項(ア) a のとおり、リツイートは元ツイートの内容をそのまま表示するものであるから、元ツイートの内容が名誉を毀損するものである場合、その元ツイートをリツイートする行為も、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、特段の事情がない限り、元ツイートと同様の事実等を示すものであり、名誉を毀損するものであると考えられる。

この特段の事情としては、例えば、元ツイートに対して批判を加える趣旨でリツイートするとともに、その直後に、元ツイートの内容を否定するような投稿を行ったことにより、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、リツイートが元ツイートと同じ事実を摘示したものとはいえなくなる場合などが考えられる⁷⁷。

(b) プライバシー侵害の場合

前項(ア) a のとおり、リツイートは元ツイートの内容をそのまま表示するものであるから、元ツイートにプライバシーに属する情報が含まれていれば、これをリツイートすると、プライバシーに属する情報を公開することとなる。そうすると、プライバシーを侵害する元ツイートのリツイートも、プライバシーを侵害するものであると考えられる⁷⁹。

なお、リツイートの趣旨や意図は違法性の判断において考慮され得るものと考えられる。

b 「いいね」について

(a) Facebookの「いいね！」

前項(ア) b のとおり、Facebookの「いいね！」機能に

⁷⁷ リツイートは容易になし得るものであるため、元ツイートの内容を十分に吟味することなく行われることも少なくないことから、名誉権を侵害する内容の元ツイートをその内容を認識した上でリツイートする行為が直ちに名誉毀損になるとすると、名誉毀損の成立範囲が広くなりすぎるのではないかとの懸念もある。リツイートが客観的に名誉を毀損するものである場合（一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、リツイートが社会的評価を低下させる内容を示すものだと判断される場合）には、被害者（名誉権）保護の観点から、差止めによる削除を認め得るものとするのが相当であると考えられるが、この場合にリツイートの趣旨や意図の如何を問わず不法行為責任も成立すると考えてよいかどうかについては、表現の自由に対する萎縮効果等を踏まえた検討が必要であると考えられる。

⁷⁸ リツイートによる名誉毀損を認めた裁判例として、大阪高判令和2年6月23日 D1-Law 28282334、東京高判令和2年11月26日 D1-Law 28283960、東京地判令和元年12月26日 D1-Law 29058279、東京地判令和3年11月30日 D1-Law 28300363などがあり、名誉毀損を否定した裁判例として、東京地判令和2年8月3日 D1-Law 29060798がある。

⁷⁹ リツイートによるプライバシー侵害に関する裁判例として、東京地判令和元年10月4日 D1-Law 29056467がある。

は、「いいね！」をした者の友達等のニュースフィードに、「いいね！」をした先の投稿を表示させる効果はなく、情報を拡散する機能はない。そうすると、名誉権やプライバシーを侵害する投稿に「いいね！」をしたことから、直ちに「いいね！」をした行為が名誉権やプライバシーを侵害する行為であるということとはできないと考えられる。

(b) T w i t t e r の「いいね」

前項(ア) bにも関連し、T w i t t e r の「いいね」は好意的な気持ちを示すものにすぎないと捉えたと、「いいね」が直ちに名誉を毀損するものであるということとはできないようにも思われるが、この点については、「いいね」の性質をどのように捉えるかにも関わるところである。

また、「いいね」には情報の拡散機能があることからすると、プライバシーを侵害するツイートに対する「いいね」は、不法行為が成立するかどうかはともかく、客観的にはプライバシーを侵害するものであると考える余地もあり得る。

いずれにしても、これらについては、「いいね」の性質等を踏まえた今後の検討課題となるものといえる。

オ ハイパーリンクの設定による権利侵害⁸⁰

(ア) ハイパーリンクの性質

ハイパーリンクそれ自体は、URL 情報にすぎず、当該 URL のウェブページの内容を表示するものではない⁸¹。そのため、ハイパーリンク先のウェブページに名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報がある場合に、当該ウェブページへのハイパーリンクを設定した投稿の読者が、当該ウェブページの内容（人格権を侵害する情報）を閲覧するためには、当該投稿内の URL 等をクリックするなどの操作を行う必要がある。

このハイパーリンクの性質については、①情報を拡散する行為であるという考え方、②情報の所在を示すにすぎない行為であるという考え方、③情報の所在を示すことによって情報を拡散するものであり、情報の所在を示すものか情報を拡散するものであるかを厳密

⁸⁰ インターネット上の投稿には、ハイパーリンクを設定するとともに、ハイパーリンク先の内容を一部引用するものがある。こうした投稿において、その引用部分が摘示する事実が一般の読者の普通の注意と読み方を基準として社会的評価を低下させるものである場合や、当該部分にプライバシーに属する情報が含まれている場合には、当該投稿が名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害するものと評価されることには特段問題はないと考えられる（東京地判令和3年3月16日判タ1490号216頁参照）。

⁸¹ ユーザーがリンク元に表示された URL をクリックする等の行為を行うことによってリンク先と接続する「通常の方式によるリンク」であり、ハイパーリンクの設定された投稿の読者が URL をクリックする等しなければ、リンク先の人権侵害情報を含む内容は表示されない。

に区別することはできないという考え方がある。

また、ハイパーリンクを設定する意図や趣旨については、④単に情報の所在を示す意図にとどまる場合、⑤リンク先の情報を拡散する意図で行う場合、⑥リンク先の情報の内容を否定ないし批判する意図で行う場合などが考えられる。

(イ) 権利侵害の判断の在り方

a 名誉毀損の場合

前項(ア)のハイパーリンクの性質や機能、これを設定する意図に関する考え方を踏まえると、ハイパーリンクの設定による名誉権の侵害については、

A ハイパーリンクの設定は、情報の所在を示すことによって情報を拡散するものであるという理解を前提に、その違法性については、主観的要件やその他の態様を加味して判断すべきである

B ハイパーリンクの設定は、情報の所在を示すものであるとの理解を前提に、情報を拡散する意図により行われた場合に人格権を侵害するものとなると考えた上で、ハイパーリンクの設定は情報を拡散する意図で行われるのが通常であるとの理解から、リンク先の情報を否定するような記載とともになされたなどの特段の事情がない限り⁸²、原則として情報を拡散する意図で行われたものであると認定する

C ハイパーリンクの設定は、情報の所在を示すものであって、一般に、情報の所在を示す意図で行われるものであるとの理解を前提に、リンク先のウェブページによる人格権侵害を助長する意図で行われていると認められる場合や、リンク先のウェブページの情報を自らの表現行為の一部として利用していると認められる場合に限り、人格権を侵害するものであると認めることができる

という3つの考え方がある。これらのいずれの立場を採るべきかについては、今後の検討が待たれるが、「リンク先のウェブページによる人格権侵害を助長する意図で行われていると認められる場合や、リンク先のウェブページの情報を自らの表現行為の一部として利用していると認められる場合」に該当すると認められると

⁸² なお、ハイパーリンクの設定とともにリンク先の内容に否定的な投稿がなされていても、その真意は情報の拡散等にある場合もあるから、単に否定的な文言が合わせ記載されているということから直ちに、特段の事情があるとするのは適当でないと考えられる。

きは、これらのいずれの考え方によった場合でも、名誉毀損の成立を認めることができると考えられる⁸³。

b プライバシー侵害の場合

ハイパーリンク先のウェブページにプライバシーに属する情報が含まれている場合でも、前項(ア)のとおり、ハイパーリンクを設定した投稿それ自体には、URL情報が表示されているにすぎないから、転載やリツイートの場合と異なり、客観的にみてプライバシーに属する事実が公表されている状態にあるということとはできない。

こうしたことから、ハイパーリンクの設定によるプライバシーの侵害については、名誉毀損の場合と同様に、前項aのAからCまでの考え方があり得るところであり、いずれの立場を採るべきかについては、今後の検討が待たれるところである。なお、「リンク先のウェブページによる人格権侵害を助長する意図で行われていると認められる場合や、リンク先のウェブページの情報を自らの表現行為の一部として利用していると認められる場合」に該当すると認められるときは、いずれの考え方によった場合でも、プライバシー侵害の成立を認めることができると考えられることについても、名誉毀損の場合と同様である。

(4) 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明

ア 問題の所在

名誉毀損は、意見ないし論評の表明によっても成立するとされているところ（大判明治43年11月2日民録16輯745頁、最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁）、最高裁判例は、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、その意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性が阻却されるとしているが（前掲最判平成9年9月9日）、黙示的にも基礎となる事実の摘示がない意見ないし論評の表明による名誉毀損の違法性阻却事由については、判断枠組みを示していない。そのため、黙示的にも基礎となる事実の摘示がない意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるとした場合、その違法性の判断をどのように行うべきであるかは、最高裁判例からは明らかではない状況にある。

⁸³ ハイパーリンクの設定による名誉毀損はおおよそ成立し得ないということはないと考えられる。法務省の人権擁護機関が行う削除要請に対し、リンク先の情報を削除すれば良いなどといった理由から、おおよそハイパーリンクを設定した投稿の削除は認めないとするプロバイダ等もあるが、そのような対応は適当とはいえない。

そこで、以下、意見ないし論評の表明による名誉毀損をめぐる諸問題について整理を行う。

イ 意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるか

(7) 基礎となる事実が摘示されているが、これに名誉毀損が成立しない場合

そもそも、意見ないし論評の基礎となる事実（以下「基礎事実」という。）が摘示されている場合においても、当該基礎事実について名誉毀損が成立しない場合に、こうした意見ないし論評の表明そのものによって名誉毀損が成立するのか（名誉感情の侵害が問題となるにとどまるのではないか）という理論的な問題がある（前記第3の1(2)イ(i) a (b)も参照）。

この点については、

A 摘示された基礎事実が名誉を毀損するものではない場合でも、それを前提とする意見ないし論評の表明によって社会的評価が低下することがあり、名誉毀損が成立し得る

B 摘示された基礎事実には名誉毀損が成立しない場合には、意見ないし論評の表明による名誉感情の侵害が問題となるにすぎない

との2つの考え方がある。いずれの考え方を採るべきかについては今後の検討が待たれるところであるが、その検討の際には、

○ 民法第723条に基づく原状回復処分 of 適用の有無

○ 法人に対する意見ないし論評の表明による権利侵害を認めることができるかどうか

という点について、Aの考え方とBの考え方との間に差異が生ずるかどうかや

○ Aの考え方により基礎事実が摘示されていない意見ないし論評による名誉毀損が成立するものとしても、真実性の法理・相当性の法理を適用することができない

ことを踏まえて検討すべきであると考えられる⁸⁴。

(4) 明示の摘示はないが、黙示の摘示がある場合

基礎事実が明示的には摘示されていない場合でも、前後の文脈等の事情を総合的に考慮することで黙示的には基礎事実が摘示されていると認められる場合がある（前掲最判平成9年9月9日参照）。この場合には、基礎事実の摘示があることになるから、当該基礎事実が社会的評価を低下させるものであれば、名誉毀損が成立し得ること

⁸⁴ いずれにせよ、基礎事実の摘示がない場合でも、名誉毀損又は名誉感情の侵害が問題となるのであり、基礎事実の摘示がなければおよそ人格権侵害にはなり得ないということにはならない。

になる。当該基礎事実に名誉毀損が成立しない場合の考え方は、前項(ア)と同様となる。

(ウ) 黙示の摘示もない場合

黙示的にも基礎事実の摘示がない(以下「基礎事実を欠く」という。)場合には、前記第3の3(4)イ(ア)のBの考え方によると、名誉感情の侵害が成立し得るにとどまることになる。

他方、同(ア)のAの考え方は、意見ないし論評そのものによる社会的評価の低下を認めるものであるから、基礎事実を欠く場合にも、意見ないし論評そのものによる名誉毀損の成立が認められることになる。

同(ア)のとおり、いずれの考え方を採るべきかは今後の検討が待たれるところであるが、基礎事実については名誉毀損が成立しない場合に意見ないし論評の表明による名誉毀損が成立し得ることを前提とした最高裁判例(最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁⁸⁵)があることや、基礎事実を欠く意見ないし論評の表明の場合に名誉毀損を問題とする裁判例があることから、以下では、同(ア)のAの考え方(基礎事実を欠く意見ないし論評の表明によっても名誉毀損が成立し得る。)に立った場合の名誉毀損の成立要件等について整理を行う。

【参考】前掲最判平成9年9月9日(抜粋)

新聞記事による名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである。ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、右行為には違法性がなく、仮に右事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される(最高裁昭和三十七年(オ)第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇巻五号一一一八頁、最高裁昭和五十六年(オ)第二五号同五十八年一〇月二〇日第一小法廷判決・裁判集民事一四〇号一七七頁参照)。一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見

⁸⁵ 最高裁調査官の解説では、「本件では、法的見解の前提事実として摘示された事実(本件採録)は、Xの名誉を毀損するものではなく、法的な見解の表明である本件各表現による名誉毀損の成否が問題となった」とされている(中村也寸志「判解」最判解民事篇平成16年度(下)490頁、500頁)。

ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和五五年（オ）第一一八八号同六二年四月二四日第二小法廷判決・民集四一卷三号四九〇頁、最高裁昭和六〇年（オ）第一二七四号平成元年一二月二一日第一小法廷判決・民集四三卷一二号二二五二頁参照）。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。

右のように、事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とでは、不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評の表明であるかを区別することが必要となる。ところで、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり（最高裁昭和二九年（オ）第六三四号同三一年七月二〇日第二小法廷判決・民集一〇卷八号一〇五九頁参照）、そのことは、前記区別に当たっても妥当するものというべきである。すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。

ウ 基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件及び違法性の判断基準

(7) 検討の視点

a 社会的評価の低下の仕方

ある人物に対する評価はその者に関する事実に基づいてなされるのが通常であると考えられる。事実の摘示により名誉が毀損されるのは、その読者が当該事実に基づきその者に対する消極的な評価を行う危険があると考えられるからである（最判平成9年5月27日民集51卷5号2009頁参照）。

これに対し、ある者に対する否定的な評価を内容とする意見ないし論評が投稿された場合には、読者は投稿の内容が示す事実によってその者を評価することができない。そのため、他者がなした第三者に対する否定的な意見ないし論評をどのように受け止めるかは人により様々となり、必ずしも読者が当該意見に従った評価

を形成する危険があるということとはできないものと考えられる⁸⁶。

したがって、基礎事実を欠く意見ないし論評が人に対する否定的な評価を内容とする場合でも、そのことから直ちに、社会的評価を低下させるものであるということとはできないと考えられる⁸⁷⁸⁸。

b 意見の要保護性

前掲最判平成16年7月15日は、「事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである」として、意見ないし論評の表明を特に保護している。

この判例に鑑みると、意見ないし論評が社会的評価を低下させるものであっても、そのことから直ちに名誉毀損が成立するものとするのは、相当ではないものと解され得る。

c 違法性に関する判断枠組

基礎事実を欠く意見ないし論評より名誉毀損が成立するものとしても、基礎事実を欠く以上、その違法性の判断に真実性の法理を用いることはできない（不法行為責任に関し、相当性の法理を用いることもできない。）。

そのため、基礎事実を欠く意見ないし論評による名誉毀損の成立を認める場合には、事実の摘示による名誉毀損の場合とは異なる違法性の判断枠組が必要になる。

(イ) 成立要件及び違法性の判断基準

前項(ア)の検討の視点を踏まえると、基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件については、名誉権の保護法益

⁸⁶ 事実の摘示による名誉毀損の場合でも、当該事実がその読者に真実であるか又は真実らしいものであると受け止められることが前提となっていると考えられるが、これが問題にされることは少ない（前掲最判平成9年5月27日、平成24年3月23日判タ1369号121頁参照）。

⁸⁷ 基礎事実を欠くことについては、このように社会的評価に与える影響が小さいことを意味するものであるとする考え方のほかに、当該意見ないし論評を保護する必要性がないことを意味するものであるとする考え方もある。

⁸⁸ 基礎事実を欠く意見ないし論評の表明によっても社会的評価が低下することの説明の仕方としては、一般の読者は、その意見ないし論評の背後に当該評価にふさわしい何らかの事実があると認識し、そうした認識を通じて社会的評価が低下するというもの（もっとも、ここでいう「事実」は、前掲最判平成9年9月9日のいう「証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項」というに足る具体性を有するものではないと考えられる。）や、専門家等の権威のある者が行った否定的評価などについては、一般の読者がその評価を受け入れるため、社会的評価が低下するといったものなどが考えられる。

が人の社会的評価である以上、まず、

① 社会的評価を低下させるものであること

が必要であると考えられる。その上で、前項(ア) a の観点から、社会的評価が低下するかどうかについては、

② ある者に対する否定的な評価を加える意見ないし論評の表明によって直ちに社会的評価が低下するということとはできず、投稿の主体、投稿の内容及び態様、前後の文脈等の事情を総合的に考慮し、一般の読者が、当該意見ないし論評と同様の評価を形成するといえるかどうかによって判断する

ことが考えられる。

次に、違法性の判断に関しては、前項(ア) b 及び c の観点から、

③-1 公共の利害に関する意見ないし論評であって、意見の域を逸脱するものでないときは、違法性を欠く

とすることが考えられる。もっとも、前項(ア) b の観点を重視し、意見ないし論評を特に保護する観点からは、

③-2 ①及び②により社会的評価が低下すると認められるものであって、かつ、公共の利害に関するものではないか、公共の利害に関するものであっても、意見としての域を逸脱したといえる場合に、違法な名誉毀損が成立する

とすることも考えられる。③-1 の考え方によれば、社会的評価を低下させることによって原則として違法性が肯定されるが、公共の利害に関する意見ないし論評であって、意見の域を逸脱するものでない場合に違法性が欠けることとなるのに対し、③-2 の考え方によれば、社会的評価を低下させることから原則として違法性が肯定されるということにはならず、これに加えて、公共の利害に関するものではないことや、公共の利害に関するものであっても意見の域を逸脱したものであることが認められた場合に初めて違法な名誉毀損となる⁸⁹。

(ウ) 小括

基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件

⁸⁹ 本検討会においては、特定の事案のあてはめについては、③-1 と③-2 のいずれの考え方に立っても同じ結論になるのではないかと意見も示された。

及び違法性の判断基準をどのように考えるべきかについては、今後、ここまで述べてきたとおりの検討をも踏まえ、更なる理論の深化が期待されるところである。

【参考】前掲最判平成9年5月27日（抜粋）

新聞記事による名誉毀損にあつては、他人の社会的評価を低下させる内容の記事を掲載した新聞が発行され、当該記事の対象とされた者がその記事内容に従って評価を受ける危険性が生ずることによって、不法行為が成立するのであって、当該新聞の編集方針、その主な読者の構成及びこれらに基づく当該新聞の性質についての社会の一般的な評価は、右不法行為責任の成否を左右するものではないというべきである。けだし、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであり（最高裁昭和二九年（オ）第六三四号同三一年七月二〇日第二小法廷判決・民集一〇卷八号一〇五九頁参照）、たとい、当該新聞が主に興味本位の内容の記事を掲載することを編集の方針とし、読者層もその編集方針に対応するものであったとしても、当該新聞が報道媒体としての性格を有している以上は、その読者も当該新聞に掲載される記事がおしなべて根も葉もないものと認識しているものではなく、当該記事に幾分かの真実も含まれているものとするのが通常であらうから、その掲載記事により記事の対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険性が生ずることを否定することはできないからである。

【参考】前掲平成24年3月23日（抜粋）

前記事実関係によれば、本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第1文と第2文があいまって、上告人会社の業務の一環として本件販売店を訪問したX2らが、本件販売店の所長が所持していた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、上告人らの社会的評価を低下させることが明らかである。

【参考】前掲最判平成16年7月15日（抜粋）

事実を摘示しての名誉毀損と意見ないし論評による名誉毀損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉毀損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである。

(5) ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害

ア 問題の所在

インターネット上では、ハンドルネームを用いた投稿が広く行われている。こうした中、ハンドルネームを使用している者に対し、これを誹謗中傷する投稿が行われることがある。このような投稿は、これに接した読者においてそのハンドルネームを使用している人物が誰であるかを特定できない場合が少なくなく、こうした場合に、そのハンドルネームを使用している者の名誉権やプライバシーなどの人格権が侵害されているといえることができるのかが問題になる。

イ 被害者の同定の可否

ハンドルネームを使用している者と実在の人物との同定ができる場合には、名誉毀損やプライバシーの侵害を認めることに特段問題はない。

また、ハンドルネームを使用している者と実在の人物との同定ができない場合でも、ペンネームや芸名などのように、そのハンドルネームを用いて社会的活動を行っているともいえる場合（インターネット上でのみ活動している場合も、この「社会的活動」に該当し得る。）には、その使用者の名誉毀損やプライバシーの侵害を認めることができると考えられる。

他方、ハンドルネームを使用している者と実在の人物との同定ができず、そのハンドルネームを用いて社会的活動を行っているともいえない場合には、インターネット上の人格が侵害されたにとどまるところ、現時点においては、インターネット上の人格を法的に保護すべきであるとまではいえないことから、当該ハンドルネームに向けられた投稿による名誉権やプライバシーの侵害を認めることはできないと考えられる⁹⁰⁹¹。

もっとも、名誉感情については、対象者の同定は必要ではなく（前記

⁹⁰ 裁判例は、インターネット上で用いるハンドルネームに対する投稿等による名誉毀損やプライバシー侵害の成立には、当該ハンドルネームと現実の人物とが同定できることが必要であるとする傾向にある（東京地判令和2年3月3日 D1-Law29060021（名誉権）、東京地判令和元年12月19日 D1-Law29058308（プライバシー）、東京地判平成29年1月19日 D1-Law29038438・124（名誉権、プライバシー）など。）。他方で、いわゆるY o u T u b e rについて、その通称名に対する投稿につき、チャンネル登録者数や動画総再生回数を考慮し、相応の知名度があるといえることから、当該通称名に対する権利侵害は原告に対する権利侵害であるとして、名誉毀損等を認めた裁判例（東京地判令和3年6月25日 D1-Law29065145）がある（この裁判例については、社会的活動を行っている認められる場合に当たるものと整理することができる。）。

⁹¹ 本検討会においては、本文における「現時点においては、インターネット上の人格を法的に保護すべきであるとまではいえない」という表現は相当ではなく、インターネット上のみでの活動を「社会的活動」と認める以上は、「インターネット上の人格」の法的保護についてその定義等も含めて検討する余地があり、今後そのような検討の要請は更に高まるものと思われるとの意見も示された。

第3の1(2)イ(イ) a (b) 参照)、ハンドルネームを使用している者に対する侮辱の投稿による名誉感情の侵害を認めることができる⁹²⁹³。

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

(1) 問題の所在

インターネット上では、電子掲示板の特定のスレッドにおける投稿や特定のSNSアカウントに対する投稿などの形で、特定の個人を誹謗中傷する投稿が大量に行われることがある⁹⁴。こうした場合、個々の投稿自体は名誉権やプライバシーを侵害するものではなく、その投稿のみを見ると人格権を侵害するとまではいえないような投稿であっても、そのような投稿が大量に行われることによって、投稿された者が重大な精神的苦痛を被ることがある。

このような投稿を既存の人格権又は人格的利益に基づく差止めによって削除しようとする場合には、名誉感情や私生活の平穩によることが考えられる。

そこで、以下、この個別には違法性を肯定し難い大量の誹謗中傷の投稿について、名誉感情や私生活の平穩に基づく差止めによる削除の可否やその判断基準等について整理を行う。

(2) 特定の者によって大量に誹謗中傷の投稿がされた場合

名誉感情の違法な侵害は、前記第3の1(2)イ c (a) のとおり、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかが出発点となるところ、同 b (b) のとおり、裁判例は、投稿数や投稿の経緯を考慮してこれを判断している。そうすると、投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえず、そのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行

⁹² 東京地判平成30年12月12日 D1-Law29051362は、「名誉感情に対する侵害行為に関しては、社会的評価の低下の有無は問題とならず、原告に向けられた投稿がされたという事実があれば足り、一般の閲覧者の通常の読み方を基準にして、当該記事の対象が原告であると特定できることを要するものではない。」「本件各記事は、いずれも原告のペンネームである「X」を対象に投稿されたものであり、これは、同ペンネームを有する原告を対象として投稿されたものと評価することができる。」などと判示している。Y o u T u b e r に関する事案において同様の指摘をするものとして、東京地判令和3年2月19日 D1-Law29062967がある。

⁹³ Y o u T u b e r に対する名誉感情の侵害を認めた裁判例として、東京地判令和3年3月5日 D1-Law29064055、前掲東京地判令和3年2月19日（ただし、現実の人物との同定が可能であった事案）が、いわゆるV T u b e r に対する名誉感情の侵害を認めた裁判例として、東京地判令和3年4月26日 D1-Law29064372がある。

⁹⁴ ここでの議論は、基本的には1箇所に誹謗中傷の投稿が集中している場合を想定しているが、後述の(3)ア(イ) b の考え方によっては、インターネット上の様々な場で特定の者に対する誹謗中傷が行われている場合にも妥当し得るものがあるように思われる。

為とはいえない場合であっても、そうした投稿が特定の者により大量に行われているときには⁹⁵、これらの投稿を全体として評価することで、個々の投稿が社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であり、名誉感情を違法に侵害するものであると判断し得る場合があると考えることができる。

なお、こうした大量の投稿の中には、正当な批判をなすものが含まれている場合もあり得る。表現の自由の観点からは、正当な批判を内容とする投稿については、全体として評価した場合にも、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると判断することはできないと考えられる⁹⁶。

(3) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合

ア 名誉感情の侵害

(7) 問題の所在

投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえず、それのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえない投稿が、複数の者により全体として大量に行われている場合、各人の投稿行為は、それ自体としては名誉感情を違法に侵害する行為であるということとはできない。こうした名誉感情の侵害とはいえない複数の者の投稿について、それが大量に積み重なったときに、全体として見れば違法な名誉感情の侵害であると評価できるかどうかという点については、これまで、確立した法理論があるとはいえない状況にあった。

(1) 名誉感情侵害の考え方

a 考え方の方向性

インターネット上の投稿の高度の流通性、拡散性、永続性という性質をも踏まえると、大量の誹謗中傷の投稿がインターネット上でなされれば、それを行ったのが特定の者であるか複数の者であるかにかかわらず、被害者は社会通念上受忍限度を超える精神的苦痛（損害）を被り得るものであり、法的救済の必要性があると考えられる。また、前記第3の1(2)イ(i) b (b) ivのとおり、裁判例においても、複数の投稿者による投稿を考慮した上で名誉感情の侵害を認めるものがあることからすると、各人の投稿行為それ自体のみでは名誉感情の侵害とはいえなくとも、これらの投稿を全体として見ることで、各人の投稿行為が名誉感情を侵害するものであると認めることができる場合があると考え余地がある。

⁹⁵ 特定の者が被害者に関する否定的な評価を内容とする投稿を執拗に繰り返している場合には、こうした行為態様から違法性が基礎付けられると考えることもできる。

⁹⁶ 大量の投稿を全体として評価した場合に「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」であるといえるかどうかを判断する上では、前記第3の1(2)イ(i) b (b) で示した裁判例の考慮要素や、同(i) c (d) で示した公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為であるかどうかといった個別具体的な事情を適切に考慮することが求められる。

そうすると、投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえず、それのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえないということから、直ちに名誉感情の侵害は成立し得ないとするのは適当ではなく、こうした投稿が複数の者により全体として大量に行われていることを考慮することで、名誉感情の侵害が認められる場合があるとするのが相当であると考えられる。

b 具体的な考え方

前項 a のように全体として評価することで名誉感情の侵害を認めることがあり得るとする場合、その具体的な考え方としては、

A 個々の投稿が社会通念上許される限度を超えるものであるかどうかを判断する上では、口頭弁論終結時における客観的な事情をも考慮して判断すべきであり、ある投稿の他にも大量に誹謗中傷の投稿が特定の者に対してなされている場合には、これを考慮して、個別の投稿が社会通念上許される限度を超えるかどうかをそれぞれ判断すればよく、その結果、ある投稿が社会通念上許される限度を超えていると認められるときは、差止めによる削除をなし得る。

B 主観的要素と客観的要素を考慮して、複数人の行為が社会通念上一体の行為（共同行為）であると評価できる場合には、複数人の行為を全体として評価し、その違法性を判断することができる。例えば、投稿者がお互い並行して投稿を行っていることを認識しているときは、その限りで複数人の投稿行為を全体として評価して違法性を判断することができ⁹⁷、個別に評価した場合には違法とはいえない投稿も、全体として評価することで、名誉感情の違法な侵害であると認められ、差止めによる削除をなし得る場合がある。

という2つの考え方がある。これらの考え方は、削除請求の相手方が投稿者である場合もプロバイダ等である場合にも妥当するものであるが、このほかに、プロバイダ等の立場に着目し、

C ある電子掲示板のスレッドやSNSを管理するプロバイダ等には、そのスレッドや特定のアカウントに特定の者に対する誹謗中傷の投稿が大量に行われることで被害が集積する状態を放

⁹⁷ 全体として社会通念上許される限度を超える侮辱行為となっていることの認識は不要である。飽くまで行為を一体として評価するための主観的要素であり、ある行為が権利侵害かどうかという点に関する主観的要素ではない。

置してはならず、これらの投稿を削除しなければならない作為義務があり、具体的な事案において当該作為義務の成立が認められた場合⁹⁸には、被害者はプロバイダ等に対して差止めによる削除を求めることができる。

とする考え方もある。

Aの考え方は、差止請求権は客観的な違法状態を除去するものであるという理解に基づくものである。すなわち、行為者の損害賠償責任を問うために行為者の帰責事由に重点が置かれる不法行為とは異なり、差止めは、人格権に対する現にある侵害（客観的な違法状態）の除去を求めるものであるから（前記第3の1(1)ア(ア) c 参照）、行為者の主観的態様や、人格権が侵害される状態を作出したのが個人か複数人かに重点が置かれるものではないと考えるものである⁹⁹。

Bの考え方は、差止請求権の一般原則として、行為者の主観的な態様を問わずに他者の行為を考慮して違法性を判断することができるということとはできず、複数の者の行為を一体として（共同行為として）法的に評価するには、それを正当化する要件を検討する必要があると考えるものである。

Cの考え方は、投稿者において、多数の投稿が集中する1つの場に投稿すれば、他の投稿と併せて違法性を帯びた場合には削除されるという制約を課されることは甘受しなければならないとの考え方から、被害が集積することで全体として違法な状態になっているのであれば、プロバイダ等がそれを放置するのは違法である

⁹⁸ 具体的な事案において投稿を削除する作為義務が成立するためには、プロバイダ等において、当該投稿が存在するという事実を認識していることが必要であるかどうか、また、当該投稿が名誉感情を違法に侵害するものであることを認識し又は認識し得たことが必要かどうか、という問題がある。この点については、差止めの場合にはプロバイダ等の主観的態様に重点が置かれるものではないとの理解から、プロバイダ等において投稿が存在する事実や名誉感情を違法に侵害するものであることを認識し、又は認識し得たことは不要であるとする考え方や、差止めではなく損害賠償責任に関するものではあるが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。令和3年法律第27号による改正前のもの。以下「プロバイダ責任制限法」という。）第3条第1項が、プロバイダ等に損害賠償義務が生じるのは特定電気通信によりその情報が流通していることを現実に認識していた場合に限られるものとして、特定電気通信役務提供者には一般的な監視義務がないことを明確化している一方で、当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていると知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには損害賠償責任が生じ得るものとしていることを踏まえ、投稿が存在する事実の認識は必要であるが、これが名誉感情の侵害になるかどうかの認識については、そのことを認識し得ることで足りるとする考え方などがある。

⁹⁹ （行為の違法ではなく）物権の内容の完全な実現が妨害されているという客観的違法状態に基づいて生ずる物権的請求権とパラレルに考えるものであると理解することもできる。

と判断することができ、個別の投稿の違法性を判断する必要はないと考えるものである。

なお、Cの考え方は、プロバイダ等の作為義務に着目するものであり、A及びBの考え方と対立するものではない。

(ウ) 小括

前項(イ)のいずれの考えを採るにせよ、まずは、投稿に用いられた文言それ自体の侮辱性が高いとはいえず、そのみをもっては社会通念上許される限度を超える侮辱行為とはいえない投稿が複数の者により行われている場合であっても、その侮辱的投稿が大量になされているときには、名誉感情の違法な侵害が認められ、差止めによる削除をなし得る場合があることには留意が必要であると考えられる¹⁰⁰。

その上で、今後は、前記第3の4(3)ア(イ) bに示された考え方を踏まえつつ、様々な場面において、更なる検討の深化や運用等が期待される。

なお、こうした大量の投稿の中に正当な批判を内容とする投稿が含まれている場合、これを社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると判断することはできないと考えられることは、前記第3の4(2)のとおりである¹⁰¹。

イ 私生活の平穩の侵害

(ア) 「オンラインハラスメント」と私生活の平穩

近時、インターネット上の誹謗中傷による被害の本質は、名誉の侵害ではなく、「オンラインハラスメント」であって、私生活の平穩等を害するものであるといった指摘がなされている¹⁰²。ここで問題とされている私生活の平穩は、精神的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) aの②）であると考えられる。

この点については、

- ① これまでの誹謗中傷とオンライン上の誹謗中傷は質的に異なっており、名誉感情侵害だけで捉えられきれるものではなく、保護法益として私生活の平穩を付加する必要がある。オンライン上では、匿名性やアクセスの容易性から、誹謗中傷が集団化、過激化しやすい

¹⁰⁰ この場合に投稿者の責任を問うことができるかどうか（不法行為責任が生じるかどうか）は、（共同）不法行為の要件に照らし、別途検討する必要がある。

¹⁰¹ 大量の投稿を全体として評価した場合に「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」であるといえるかどうかを判断する上で、裁判例の考慮要素や公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為であるかどうかといった個別具体的な事情を適切に考慮することが求められるのは、前項(2)の場合と同様である。

¹⁰² インターネット上の誹謗中傷の問題を「オンラインハラスメント」や私生活の平穩等の侵害の問題として捉えることを主張する近時の文献として、深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律—侮辱罪の改正動向を踏まえて」法学セミナー803号12頁、志田陽子「ネット言論と表現の自由のこれから」法学セミナー803号26頁などがある。

く、オンライン上の集団いじめのような加害態様になりやすい。そうすると、被害者は周囲の者が皆敵意を向けてきていると感じて絶望的な気持ちになるなどして、自尊が害される¹⁰³。こうした質の違いから、少なくとも差止めによる削除の文脈においては、オンライン上の誹謗中傷を全体として評価して違法性を判断するという構成が必要である。

- ② 被侵害利益を私生活の平穏と見るとしても、投稿時に私生活の平穏を侵害する意図がなければ結果として私生活の平穏が害されたとしても違法な侵害であるとは認められないという形で行為者側の要件が加重されるのではないかと考えられる。保護法益を変えたとしても、別のハードルが出てくるのではないか。
- ③ 裁判例においては、私生活の平穏を害するものであるとか、私生活の平穏を害する態様で公開されるものであるなどとしてプライバシー侵害を認めるものがあり、私生活の平穏を保護法益とすることは珍しいものではない。こうしたプライバシーに関する裁判例の状況を踏まえて、この問題において私生活の平穏を取り上げるとよいのではないか。

といった意見が示された。

(4) 小括

インターネット上の誹謗中傷の被害を「オンラインハラスメント」とし、あるいは、私生活の平穏の侵害であると捉えることも、この問題を解決する際の検討の材料となり得るものであり、こうした点をも踏まえつつ、様々な場面において、更なる検討の深化や運用等が期待される。

(4) 人格権の侵害が認められない場合の対処の在り方

大量の誹謗中傷の投稿はときに重大な精神的苦痛を招く。こうした被害に関し、前項(3)のように、名誉感情の違法な侵害を認める考え方をとるときには、個別具体的な判断の結果、こうした権利侵害が認められないものとされた大量の誹謗中傷の投稿については、重大な精神的苦痛を招くものではないか、あるいは、重大な精神的苦痛を招くものであっても、公共性の高い表現であることから表現の自由が優越するものであるため更に削除等の救済措置を講ずる必要性は高いとはいえない。

他方で、現時点においては前項(3)のように大量の誹謗中傷の投稿を全体として評価して違法と判断する考え方をとらないなど、人格権侵害が成立する範囲を狭く考える場合には、個別具体的な判断の結果、人格権侵害が認められないとされたときでも、被害者が重大な精神的苦痛を受け

¹⁰³ 本検討会では、自尊の侵害は個人の尊重という憲法上の究極の価値の侵害であり、私人によって自尊が侵害されることを国家が防ぐという形で、基本権保護義務論を限定的に導入することも考えられるのではないかと意見も示された。

る場合があるものと考えられる。そこで、プロバイダ等においては、重大な精神的苦痛を被る被害者を救済するという観点から、上記(3)の考え方によれば名誉感情の違法な侵害であると認められるような場合については、プラットフォーム上の表現の自由に配慮しつつ、アーキテクチャの工夫等のほか、約款等に基づく自主的な削除等の措置を講ずることによって、大量の誹謗中傷の投稿の問題に対処することが期待される。

5 削除の範囲

(1) 問題の所在

インターネット上の投稿について、人格権を違法に侵害するものであるとして差止めによる削除を検討する際には、削除の可否のみならず、どの範囲で削除をなし得るのかについても検討する必要がある。この点について、電子掲示板における短文のレスや、SNS上の短文の投稿が人格権を侵害するものである場合には、差止めによる削除の範囲が問題となることは少ない。他方で、例えば、あるSNSのアカウントでなりすまし行為が行われている場合に、そのアカウント自体を削除することができるかどうかといった、いわば投稿の場自体を削除することができるのかといった問題や、大量の投稿を全体として評価することで違法な人格権侵害が認められると考える場合には削除の範囲をどのように決すべきなのかといった問題など、インターネット上の表現行為の多様性から、様々な問題が生じているところである。

そこで、以下では、インターネット上の投稿に関し、人格権侵害を理由とする差止めによる削除が認められる範囲について、整理を行う。

(2) 基本的な考え方

人格権侵害を理由とする差止めによる削除の範囲は、原則として、人格権を侵害する違法な1つの表現行為（主観・客観両面から判断される。通常は1つの投稿を指すものと考えられる。）により画されるものと考えられる。

もっとも、違法な1つの表現行為の中で、その意味内容等に照らし、人格権を侵害する情報とそれ以外との情報とを区別することができ、かつ、1つの表現行為の一部の削除が技術的にも容易である場合には、その一部のみを削除するものとすることが考えられる。

(3) 削除の範囲が特に問題となる事例

ア アカウント自体の削除や電子掲示板のスレッド自体の削除等

(7) 問題の所在

法務省の人権擁護機関に寄せられるなりすましに関する被害事例では、相談者がアカウント自体の削除を求めることが多い。しかしながら、前項(2)の削除の範囲に関する基本的な考え方と、前記第3の2

(2)のなりすましによる人格権侵害に関する基本的な考え方を前提とすると、SNSのアカウント上でなりすましが行われている場合に削除をなし得るのは、人格権を侵害する個々の投稿であって、なりすましが行われているアカウントそれ自体ではないことになる。

また、法務省の人権擁護機関に寄せられる被害事例の中には、電子掲示板のスレッドにおいて人格権を侵害する投稿が大量に行われているという事例も見られるが、前項(2)の考え方によれば、削除できるのは人格権を侵害する個々の投稿であり、基本的にはスレッド自体の削除はなし得ないことになる。

しかしながら、事案によっては、特定のSNSアカウントにおいて、なりすましによる投稿や他者を誹謗中傷する投稿が繰り返される場合や、電子掲示板において、スレッド内のいわゆる「住民」が相互に影響し合い、他者を誹謗中傷する大量の投稿が集中するような場合など、個々の表現行為の削除では、被害の救済として不十分な場合があり、アカウント自体やスレッド自体の削除を認めることが必要な場合もあるのではないかと考えられるところである。また、裁判例においても、アカウント自体の削除を認めたもの¹⁰⁴、スレッド自体の削除を認めたもの¹⁰⁵、ブログ全体の削除を認めたもの¹⁰⁶が見受けられるところであった。

(イ) アカウント等

前項(ア)のとおり、削除の必要性があることや、削除を認める裁判例があることをも踏まえると、少なくとも、SNSのアカウントやブログ等（以下「アカウント等」という。）については¹⁰⁷、例えば、投稿の内容や態様（回数、期間等も含む。）等から、当該アカウント等が、他人の人格権を侵害する目的で開設又は維持されているものと推認できる場合などでは、当該アカウント等それ自体がその他人の人格権を侵害しているものということができ、その削除が可能となり得るものと考えられる¹⁰⁸。

なお、このような主観面の推認ができる場合、当該アカウント等に基づく投稿の全てが人格権を侵害するものであることは必要でない。

(ウ) スレッド等

¹⁰⁴ なりすましに関する裁判例として、さいたま地決平成29年10月3日判時2378号22頁が、なりすましに関するものではない裁判例として、東京地判令和2年2月27日D1-Law29059232、東京地判令和元年7月29日D1-Law29057658がある。

¹⁰⁵ 東京地判平成27年1月15日D1-Law29044469。なお、否定例として、東京地判平成22年3月19日Westlaw2010WLJPCA03198017がある。

¹⁰⁶ 東京地判平成31年4月24日D1-Law28273432。

¹⁰⁷ ここでは特定の者が複数の投稿を行うために利用するツールを想定している。

¹⁰⁸ SNS等のアカウントについては当該アカウント自体を削除することができ、ブログについては、個々のブログ記事ではなく、当該ブログ記事に係るウェブサイトそれ自体を削除することができる。

電子掲示板のスレッドや複数の者の表現行為により構成されるウェブページの場合（以下「スレッド等」という。）にも、前記の削除の必要性や裁判例の状況を踏まえれば、一定の場合にはスレッド等の削除をなし得るものと考えられる。もっとも、スレッド等に関しては、それを設営している者（管理者）と、そこに書き込む者とが別人であることに留意する必要がある。

その上で、少なくとも、例えば、その大多数が他人の名誉を毀損するような書き込みであって、それが放置されている場合など、当該スレッド等になされた投稿の内容や態様等から、当該スレッド等が、他人の人格権を侵害する手段として用いられていることを管理者が容認し、そのスレッド等を維持しているものと推認できる場合などでは、当該スレッド等それ自体がその他人の人格権を侵害しているものということができ、その削除が可能となり得るものと考えられる。

なお、このような主観面の推認ができる場合、当該スレッド等になされた投稿の全てが人格権を侵害するものであることは必要でない。

イ まとめサイト

(7) 問題の所在

まとめサイトの記事は、電子掲示板やSNS上の投稿等を引用し、編集、加工した記事である。そのため、こうした引用元の投稿等が人格権を侵害するものである場合に、削除の範囲は当該引用元の投稿等に限られるのか、それとも、こうした引用元の投稿等の部分に限られず、これを含む記事それ自体が削除の対象になるのかという問題がある。

(4) 削除の範囲

前項(2)の削除の範囲に関する基本的な考え方を前提とすると、前記第3の3(2)イのとおり、まとめサイトの記事は元の投稿からは独立した表現行為であると考えられることから、まとめサイトの記事（内の引用元の投稿等）が人格権を侵害するものである場合の削除の範囲は、まとめサイトの記事ごとに決されることになる（記事内の引用元の投稿等が削除の基本単位となるものではない。）。

もっとも、表現の自由の保障の観点からは、その意味内容等に照らし、まとめサイトの記事内の情報を、人格権を侵害する情報とそれ以外の情報とを区別することができ、かつ、当該記事中の人格権を侵害する部分に限定した削除が技術的に容易であるときには、当該部分についてのみ削除することができるにとどまるものと考えられ得る。このように考える場合でも、当該まとめサイトの性質や引用元の投稿等を引用する趣旨等を考慮し、当該記事が他者を害する目的で作成されたものであると認められる場合には、人格権を侵害する部分に限定することなく、当該記事を削除することもできると考えられる。

ウ 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

(7) 問題の所在

前記第3の4(2)及び(3)のとおり、個別には違法性を肯定し難い場合であっても、大量になされた場合には、名誉感情の侵害が成立する場合があると考えられる。もっとも、個別には名誉感情の侵害が認められないものについて、他の投稿を考慮することで名誉感情の侵害を認めるというものであることから、削除の範囲をどのように画すべきかが、このような場合に名誉感情の侵害が認められるとする根拠とも関連して問題になる。

(イ) 削除の範囲

個別には違法性を肯定し難い大量の投稿について名誉感情の侵害が認められる場合の差止請求権による削除の範囲については、前記第3の4(3)ア(イ) bに示された名誉感情の侵害の成否に関する考え方に応じて、

A 削除請求等の対象とされた個々の投稿が社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるかどうかをそれぞれ判断し、これが認められた投稿について削除をなし得る（同bのAの考え方）

B 複数の投稿行為を一体として評価することができる場合において、一体として評価される投稿が全体として社会通念上許される限度を超えていると判断される場合には、一体として評価されている投稿は全て名誉感情の侵害の構成要素となっている以上、その投稿全体を削除することができる（同bのBの考え方）

との2つの考え方があり得る。さらに、同bのCの考え方からは、

C ある電子掲示板のスレッドやSNSを管理するプロバイダ等に、そのスレッドや特定のアカウントに特定の者に対する誹謗中傷の投稿が大量に行われることで被害が集積する状態を放置してはならず、これらの投稿を削除しなければならない作為義務があると認められたときは、プロバイダ等に対し、誹謗中傷の投稿全部の差止めによる削除を求めることができる

とすることも考えられる。

これらのいずれの考え方を採るにせよ、今後は、同bに示された名誉感情の侵害の成否に関する考え方をも踏まえつつ、様々な場面において、更なる検討の深化や運用等が期待される。

エ 複数の投稿の組み合わせにより人格権を侵害する場合の削除の範囲

例えば、ある者の前科等に関する情報がその者の実名を伏せて投稿され、その後に、その者の実名が投稿されるといった場合など、複数の投稿を組み合わせることによって、その内容が人格権を侵害するもの

になる場合があり得る。この場合、削除をなし得るのはどちらの投稿なのか、あるいは両方とも削除することができるのかという問題がある。

この点については、被侵害利益の性質等を踏まえた個別具体的な検討が必要であり、今後の検討が待たれるところであるが、いずれにしても、前記の事例においては、後者の投稿には前科等に関する情報も黙示的に示されているということが出来る場合が多いと考えられ、そのような場合には、少なくとも後者の投稿を削除し得るものと考えられる。

6 集団に対するヘイトスピーチ

(1) 問題の所在

ア 「ヘイトスピーチ」の多義性

いわゆる「ヘイトスピーチ」は、例えば、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月）といった、一定の要素を備えた言動である。もっとも、「ヘイトスピーチ」とされるためにはこうした一定の要素を備えていることが必要であるとしてもなお、その要素としては様々なものがあり、多様な表現が「ヘイトスピーチ」となり得るものであることから、極めて多義的である¹⁰⁹。

ヘイトスピーチ解消法の施行から約6年が経過し、同法の立法事実とされた「ヘイトスピーチ」に関するデモや街宣活動の件数は減少傾向にあるものの、依然として、インターネット上で「ヘイトスピーチ」が行われている現状にある。こうした中、インターネット上の「ヘイトスピーチ」による被害の救済を図る必要があるが、人格権に基づく差止めによる削除を考える上では、前記のとおり、「ヘイトスピーチ」が極めて多義的であることから、表現内容その他の個別具体的事情を踏まえた検討が必要となる。また、差止めによる削除をなすためには、特定の個人の権利・利益が侵害されていることが要件となることから、問題とされる「ヘイトスピーチ」によっていかなる権利・利益が侵害されるのかを特定しなければならない。

そこで、以下では、「ヘイトスピーチ」により侵害される権利・利益は何かということや、その侵害の具体的な判断の在り方等について整理を行う。

イ 集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」

¹⁰⁹ 「ヘイトスピーチ」に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）がある。ヘイトスピーチ解消法は、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を置くが、これは「ヘイトスピーチ」の定義ではない（もっとも、この「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものは、通常、「ヘイトスピーチ」であるといってよいと考えられる。）。

また、「ヘイトスピーチ」とされる表現は、人種や民族などの属性に着目してなされるという性質上、そうした属性を有する集団等に向けられた表現としてなされることが少なくない。こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、これまで、特定の個人の権利・利益の侵害を観念し難く、対処が困難であるとの指摘がなされてきた。

そこで、以下では、こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」による被害の救済の在り方についても整理を行う。

(2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合

ア 被侵害利益

特定の個人に向けられた「ヘイトスピーチ」によって侵害され得る人格権としては、まずは、名誉権、名誉感情、私生活の平穩¹¹⁰が考えられる。

このほか、「ヘイトスピーチ」による侵害の対象となる権利・利益として、これまでに裁判実務で定着してきた人格権以外に、新たな権利・利益を観念することができるかについては、今後の検討が待たれるところである。

イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準

(7) 判断基準

名誉権、名誉感情、私生活の平穩に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準は、前記第3の1(2)の各人格権の箇所で整理したとおりである。

(イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方

a 名誉感情の侵害

一般に「ヘイトスピーチ」とされる言動には、例えば、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」「～はゴキブリだ」「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～は強制送還すべき」などといった表現がある。こうした表現が、人種や国籍等の特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情を侵害するものであるといえるかどうかについては、次のように考えることができる。

まず、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」といった表現は、人の存在を否定し、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる（前記第3の1(2)(イ) b (b) i も参照）。

「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～強制送還す

¹¹⁰ なお、投稿内容によっては、生命、身体及び財産も問題となり得る。もともと、生命、身体等の利益が問題となり得るインターネット上の投稿の多くは、その現実の侵害があるものではないことから、まずは私生活の平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①の類型）の侵害が問題とされるものと考えられる。

べき」といった表現についても、その社会における構成員であることを否定するものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる。

「～はゴキブリだ」などと差別的、軽蔑的な意味合いで昆虫や動物などに例える表現については、対象者を低位な存在であるとするものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情の違法な侵害であるといえると考えられる。

b 私生活の平穩の侵害

差別を助長する、あるいは憎悪を増進する表現であって、名誉権や名誉感情の侵害が認められないものについては、私生活の平穩を被侵害利益とすることが考えられる。

まず、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿を閲読した第三者によって、生命・身体等への加害行為が行われる危険に着目する場合には、物理的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①）が問題となる。この法律構成は、第三者の行為による実害が現実が発生するよりも前の段階で私生活の平穩の侵害が生じていると捉えるものであるから、保護の場面が前倒しされることになる。そのため、どのような場合に社会通念上受忍の限度を超える精神的苦痛を与えるものであるとして私生活の平穩の侵害を認めてよいかは慎重に検討する必要があると考えられるところ、少なくとも、一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であるといえることが必要であると考えられる。

他方で、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿が、被害者の主観的利益を直接に侵害するものであると見る場合には、精神的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の②）が問題となる。この点については、

① インターネット上の誹謗中傷の問題が自尊の侵害であって、従来の典型的な名誉感情の問題とは質的に異なるのではないかという問題意識から、被侵害利益として私生活の平穩を付加するという考え方が近年増えている。しかし、自尊の侵害が、典型的な名誉感情の侵害とは質的に異なるとしても、これを私生活の平穩の問題として捉えるのが妥当かどうかには疑問があり、今後の検討が必要である。

という意見や、

② 人の主観的・感情的な利益については、これまで法的保護に値するものが類型化されてきたところであり、そのような中、「ヘイトスピーチ」について精神的な平穩類型の私生活の平穩により保護しようとすることは、保護範囲が不明確になるため適当

ではなく、名誉感情を適切に法律構成することにより対応する方がよい。

という慎重な意見も示されたところである。

精神的な平穏類型の私生活の平穏による保護の可能性については、このような観点も含め、今後の検討が待たれるところである。

(3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合

前項(2)のとおり、「～を殺せ」「～は祖国へ帰れ」などといった表現が、特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情の侵害が認められると考えられる。

これに対し、こうした表現が、「～人を殺せ」「～人は祖国へ帰れ」などといった形で集団等に向けてなされた場合には、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちにその侵害があるとはいい難くなるものと考えられる。

もっとも、最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁が、「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、K株式会社の調査結果によれば、1g当たり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実」の摘示が、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させるものであることを認めていることからすると、集団等に向けられた表現であっても、特定の個人に対する人格権の侵害は認められ得るものであると考えられる。

また、「ヘイトスピーチ」は、人種又は民族などの属性を理由として当該属性を有する者を社会から排除することや、これらの者に対する差別意識を助長し又は誘発するといった不当な目的で行われるものであって、当該属性を有する者に対して侮辱を加えるものや、差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するもの、あるいは、その生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものなどであるとされているから、こうした「ヘイトスピーチ」が向けられるのは、通常、差別を受けてきた社会的事実があるマイノリティであることをも踏まえると、当該属性を有する者に多大な精神的苦痛を与えるものである（ヘイトスピーチ解消法前文参照）のみならず、これらの者に実害が加えられる危険性の高いものであるといえる。そうすると、こうした「ヘイトスピーチ」が集団等に向けられており、特定の個人に対する人格権の影響がある程度抽象的であっても、実害が生じる高い危険性に鑑み、違法な人格権侵害を認めてよい場合があると考えられる。

以上からすれば、集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感

情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方
ア プロバイダ等による自主的な対応

特定の個人の権利・利益の侵害が認められないとしても、「ヘイトスピーチ」とされるインターネット上の投稿の中には、当該集団等に属する者がこれを閲覧した場合、その者に深刻な精神的苦痛を与えるものがあり、これを抑止する必要性が高いものであるといえる（最判令和4年2月15日D1-Law28300282も参照）。

特に、インターネット上の投稿には、高度の流通性や拡散性があるほか、投稿及びアクセスの容易性、情報の半永続性といった特性があり、その内容が多数の者の目にとまりやすく、差別の助長や憎悪の増進が生じやすい。

また、当該集団に属する者は、マイノリティであることが一般であり、対抗言論が機能しにくいほか、インターネットは公共的な事柄について冷静に討論する場でもあるところ、差別の助長や憎悪の増進があると、そのような場が失われてしまうということをも踏まえて対処することが求められる。

さらに、一般に利用されているプラットフォームサービスにおいて「ヘイトスピーチ」が野放しにされれば、対象とされたマイノリティは、そのサービスを安心して利用することができず、社会的な不利益を被ることとなる。そのため、一般に利用されているプラットフォームサービスに関しては、いかなる属性の者でも、当該サービスを平等に利用できるような配慮が求められるといえることができる¹¹¹。

以上に鑑みると、前項(2)及び(3)で見た、特定の個人の権利・利益の侵害を理由とする差止めによる削除が困難とされる場合であっても、少なくともヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとされる場合¹¹²には、「ヘイトスピーチ」による具体的な被害を予防するために、プロバイダ等は、これについて削除依頼や、法務省の人権擁護機関からの情報提供を受けた際には、ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的

¹¹¹ この点については、反対の意見もあった。すなわち、例えば、SNSについても、特定の話題に重点を置く、一部のユーザーは参加しにくいような論争的な議論を許容する等は、SNS運営事業者の自由の範囲に含まれており、「どのような属性の人でも利用できるようにすることを確保する義務がある」とか「いかなる属性の者でも、サービスを平等に利用できるような配慮が求められる」とはいえない、というものである（もっとも、本検討会においては、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する場合には、削除依頼等を受けたプロバイダ等が約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待されとの結論には異論はなかった。）。

¹¹² 本検討会においては、これに該当する場合には、（権利侵害があるかどうかという意味での違法ではないが）いわば公法上違法であると見ることができるとの意見も示された。

に期待される。

【参考】前掲最判令和4年2月15日（抜粋）

本件各規定は、拡散防止措置等を通じて、表現の自由を一定の範囲で制約するものといえるところ、その目的は、その文理等に照らし、条例ヘイトスピーチの抑止を図ることにあると解される。そして、条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、特定の個人を対象とする表現活動のように民事上又は刑事上の責任が発生し得るものについて、これを抑止する必要性が高いことはもとより、民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任が発生するとはいえないものについても、前記1(2)で説示したところに照らせば、人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであると、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別的意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高いことには変わりはないというべきである。加えて、市内においては、実際に上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴う街宣活動等が頻繁に行われていたことがうかがわれること等をも勘案すると、本件各規定の目的は合理的であり正当なものということができる。

イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」 該当性の判断

(7) 定義

ヘイトスピーチ解消法は、その第2条に、次のとおり「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義規定を置いている。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

同条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは「本邦の

域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとした上で、その典型例として、①（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するものと、②（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）著しく侮蔑するものの2つの例を規定したものと解される¹¹³。

(イ) 判断基準

ある投稿の内容が、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、当該投稿の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきであると考えられる。

(ウ) 具体例

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるかどうかは、前項(イ)のとおり判断されるべきものであるから、個別具体的な事情を踏まえることなく、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に常に該当する特定の表現を示すことは困難である。

もっとも、典型的なものについては、具体的な事情をある程度捨象することができると考えられるため、以下、典型的な例を掲げる。

まず、ヘイトスピーチ解消法第2条が例示する「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」するものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、「～人は殺せ」「～人を海に投げ入れろ」「～人の女をレイプしろ」などというものが該当し得ると考えられる。

次に、同条が例示する「著しく侮蔑する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例えるなどするものが該当し得ると考えられる。

また、「地域社会から排除することを煽動する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、「～人はこの町から出て行け」、「～人は祖国へ帰れ」、「～人は強制送還すべき」などというものが該当し得ると考えられる。さらに、災害時において、「～人が井戸に毒を入れた」などといっ

¹¹³ ヘイトスピーチ解消法第2条は、その対象を「本邦外出身者」、すなわち、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」に対するものに限定している。しかしながら、同法が審議された衆・参法務委員会の附帯決議にあるとおり、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らせば、同条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、プロバイダ等が約款等に基づく削除等の措置を講ずる上では、こうしたヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた柔軟な運用が求められる。

た投稿がなされることがあるが、こうした投稿が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由としてなされている場合、当該属性を有する者に対する差別意識や憎悪を誘発、助長するものであるから、「地域社会から排除することを扇動する」ものに該当し得ると考えられる。

7 同和地区に関する識別情報の摘示

(1) 問題の所在

ア 部落差別（同和问题）

部落差別（同和问题）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である¹¹⁴。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。また、昭和50年11月には、全国の同和地区の所在地等を掲載した「部落地名総鑑」と呼ばれる図書が高額で販売され、企業や興信所等で就職や結婚の際の身元調査等に使用されていたことが発覚して社会問題となり、国において回収等の措置が講じられるなどした¹¹⁵。

これらの取組の結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的基盤の整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されるとともに、「部落地名総鑑」は入手や閲覧が困難な状況となり、同和地区の所在は容易に知ることができない状況となったはずであった。

しかしながら、情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報（法務省の人権擁護機関では、これを「識別情報の摘示」と呼んでいる。）が投稿されるなどの事態に至った。このことをも踏まえ、部落差別の解消を目指し、平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行された。

同法第6条に基づき法務省が実施した調査の結果を取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、一般国民に対する意識調査において、現在でも部落差別があると思うかとの質問に対し、

¹¹⁴ 法務省「部落差別（同和问题）を解消しましょう」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

¹¹⁵ 法務省の人権擁護機関は、昭和50年から平成元年までの間、人権侵犯事件として調査を行い、発行者、購入者等から、任意に合計663冊の部落地名総鑑の提出を受けて回収するなどした。

「部落差別はいまだにある」と回答した者の割合は、全体の 73.4 パーセントであった。また、交際相手や結婚相手について、同和地区の出身であることを気にするかどうかの質問に対し、「気になる」と回答した者の割合は、全体の 15.8 パーセントであり（近畿、中国、四国では 20 パーセントを超えている。）、心理面における偏見、差別の意識が依然として残っていることが明らかとなっている。さらに、同調査結果によれば、インターネット上での差別的書き込みが増加傾向にあること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機で閲覧している者がいるとうかがわれることなどが明らかになっている¹¹⁶。

イ インターネット上の「部落差別」

インターネット上で、特定の地域を同和地区と指摘する情報は、それ自体としては、特定の地域に関する情報であって、人の属性を示すものではない。もっとも、このような情報がインターネット上に投稿されている場合、同和地区の居住者や出身者に対して差別意識を有する者（これを「気にしている」者も含む。以下同じ。）としては、検索エンジンで検索を行うことによって、ある者が同和地区の居住者や出身者であるかどうかを容易に特定することができることとなり、これらの者に差別を行うための手段を提供することとなる。

法務省の人権擁護機関においては、インターネット上の識別情報の摘示は当該地区の出身者等に対して将来差別が行われるおそれの高いものであるとの考え方から、関係行政機関からの通報等により当該情報の存在を認知した場合には、プロバイダ等に対する削除要請を行っている。しかしながら、部落差別（同和問題）が我が国固有の人権問題であるため海外事業者の理解を得ることが困難であることなどから、名誉毀損やプライバシー侵害の類型に比し、削除対応率が低水準にとどまっている状況にある。

こうした問題状況を踏まえ、以下では、インターネット上の識別情報の摘示を人格権に基づく差止めにより削除することができるかどうかや、仮に人格権を侵害するものではないとした場合の対応の在り方等について整理を行う。

(2) 特定の個人が同和地区の出身であると摘示する情報

ア 被侵害利益

(ア) プライバシー

ある者が同和地区の出身であることが知られると、その者が同和地区の出身であることを理由に就職や結婚などの場面で差別を受けるなどするおそれがあるから、同和地区の出身であることは、一般人

¹¹⁶ 法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」令和 2 年 6 月
<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であるといえる。また、同和地区の出身であることは私生活上の事実であるといえ、前項(1)アのとおり、現在では、かつて同和地区であった地域がどこであるかは容易に知ることができない状態となっていることから、非公知性も認められる。

したがって、特定の個人が同和地区の出身であることは、プライバシーに属する事実であると認められ、これを公表することは、プライバシーを侵害するものであるといえる（東京地判令和3年9月27日 Westlaw 2021 WL JPCA09276002 参照）。

(イ) 名誉権

一般に同和地区の出身であることが人の社会的評価を低下させるものと見るべきではないことから、個別具体的な事案において名誉毀損が主張されることが有り得るとしても、一般論として名誉権を被侵害利益として捉えることについては、慎重にあるべきであると考えられる。

(ウ) 私生活の平穩

私生活の平穩を被侵害利益として観念すること自体は可能である。もっとも、ある者が同和地区の出身であることを示す情報それ自体は、その者に対する差別行為等が行われるおそれのあるものであるが、直ちに生命・身体等の利益が害される危険があるものとまでは考えられないことから、物理的な平穩類型（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①）は問題とならず、精神的な平穩類型（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の②）の私生活の平穩の問題になると考えられる。

イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準

プライバシーや私生活の平穩について、人格権に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準については、前記第3の1(2)イの各人格権の箇所では整理したとおりである。

(3) 特定の地域を同和地区であると摘示する情報

ア 特定の地域を同和地区であると摘示する情報に当たるかどうかの判断の在り方

特定の地域を同和地区であると指摘する情報であるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断するのが相当である。

「〇〇市△△は部落」などといったものが同和地区に関する識別情報の摘示に当たることは明らかであるが、「部落」「同和地区」といった直接的な表現が用いられていなくても、一般の読者の普通の注意と読み方に照らして、同和地区であることを示す情報が含まれていると認められる場合には、識別情報の摘示に該当し得るものと考えられる（例えば、「〇落」と伏字が用いられているが、文脈等からして「部落」と述べるものであると認められる場合や、ある地域に隣保館があることを指摘するもの等）。また、行政区画としては現在存在しない

地名を用いている場合であっても、一般の読者の普通の注意と読み方に照らし、特定の地域を指すと理解されるものについては、識別情報の摘示に該当し得ると考えられる。

他方、「〇〇市は部落」「××村は同和地区」などといったものについては、一般の読者の普通の注意と読み方に照らすと、ある地方公共団体の全域が同和地区であると受け止められるとは通常想定し難いことから、同和地区に関する識別情報の摘示には当たらないものと考えられる。

イ 人格権の侵害

(7) プライバシー

a 侵害の有無

特定の地域を同和地区であると指摘する情報それ自体は、人の属性を示すものではないため、プライバシーに属する事実であるということとはできない。

しかしながら、差別意識を持つ者が検索エンジンで検索を行うことによって、ある者が同和地区の居住者や出身者であるかどうかを容易に特定することができること等からすると、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報を公表する行為は、実質的には、プライバシーを侵害する行為であると評価することができると考えられる（前掲東京地判令和3年9月27日参照）。

b 違法性の有無

特定の地域を同和地区であると指摘する情報の公表がプライバシー侵害になると認められる場合には、前記第3の1(2)イ(ウ)cのとおり、当該事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越するかどうかにより削除の可否を判断することとなる。

そして、この比較衡量の判断においては、同(ウ)d(b)のとおり、公共の利害に関する事実でない場合には、よほどの例外的な事情がない限り、差止めによる削除が認められると考えられるところ、特定の地域が同和地区であるとの情報は、一般的には、社会の正当な関心事ではなく、公共性があるとはいえないものであると考えられる（前掲東京地判令和3年9月27日参照）。したがって、インターネット上の特定の地域を同和地区であると指摘する情報は、通常、プライバシー侵害を理由とする差止めにより削除することができると考えられる。

もっとも、同d(a)のとおり、この比較衡量の判断においては表現の自由を適切に考慮する必要があるところ、例えば、学術、研究等の正当な目的でなされた場合には、当該表現は公共性を帯びるため、その目的に照らして必要かつ相当な範囲で公開する場合には、表現の自由に配慮することが望ましい（最判令和2年10月9

日民集74巻7号1807頁参照)。この点、特定の地域を同和地区であるとする情報が学術専門誌等に掲載される場合には、その読者が限られていることなどから、被害者(当該地域の出身者等)が差別を受けるなどの具体的被害を受ける可能性は相当に低いといえるため、当該情報を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するとはいえず、当該雑誌の差止めを求めることはできないと考えられる。他方、当該情報がインターネット上で公開される場合には、通常、誰もが容易にアクセスすることができ、当該情報が伝達される範囲が広範にわたるものである上、差別意識を持つ者に対してある者が同和地区の出身であることを容易に知ることができる手段を与えることにもなることから、通常、被害者(当該地域の出身者等)が差別を受けるなどの具体的被害を受ける可能性が相当に高いものといえる。したがって、インターネット上の特定の地域を同和地区であるとする情報は、学術、研究等の正当な目的に基づくものであり、その目的に照らして必要な範囲で公開するものであっても、その公開の態様や文脈等から、被害者(当該地域の出身者等)が具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合でない限り、当該情報を公開されない法的利益がこれを公表する理由に優越し、削除することができると考えられる。

なお、投稿者に差別の助長、誘発目的があったという事情は、比較衡量を行う際に違法性を基礎付ける考慮要素の1つとなると考えられるが、当該目的がなければ違法性が認められないというものではないことに留意する必要がある。

(イ) 私生活の平穩

前項(ア)のとおり、プライバシーの侵害を理由とする差止めが認められると考える場合には、私生活の平穩の侵害を検討する必要性は必ずしも高いものではない¹¹⁷。もっとも、私生活の平穩を被侵害利益として想定することは可能であるため、この点について整理を行う。

特定の地域を同和地区であるとする情報それ自体には、直ちに当該地域の出身者等の生命、身体等の利益が害される危険性があるとはいえないため、この場合も、前記(2)ア(ウ)と同様、通常は、精神的な平穩類型の私生活の平穩が問題となると考えられる。

削除の可否については、前記第3の1(2)イ(エ)cのとおり、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じているかどうかにより決されるものであるが、その際には、削除請求を行う個人にこの精

¹¹⁷ インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報が公開されることで、同地区の出身者等が将来差別を受け、あるいは受けるおそれを感じながら生活することを余儀なくされることによって、精神的平穩の類型の私生活の平穩が侵害されと考える場合には、プライバシーと実質的に同一の法的利益を問題としていると考える余地もある(前記第3の1(2)イ(エ)a(a)も参照。)

神的苦痛が生じているかどうかを、当該個人に固有の事情に基づき判断するのではなく、同和地区であると指摘された当該地域の出身者等がいかなる被害を受けるかという観点から、個別具体的な事情に基づき検討を行うべきであると考えられる。

その上で、この総合考慮を行うに当たっては、

- ・ 情報の流通性、拡散性、永続性等のインターネットの持つ特性を踏まえると、差別意識を有する者が、検索エンジンで検索を行うことによって、ある者が同和地区の居住者や出身者であるかどうかを容易に特定することができること、また、結婚差別や就職差別というように、特定の地域を同和地区であると指摘する情報を契機として発生するおそれの高い害悪の内容が明確であること

などの積極的な事情がある一方、

- ・ 地域によっては過去に同和地区であったことが相当程度風化している場合もあり得ることや、個別の表現行為の内容によっては、例えば、他の前提知識等を併せて考慮しなければ当該地域が同和地区であることを特定できないなど、情報の識別性があいまいである場合や、表現態様等に照らして差別を助長・誘発するおそれが低いこと

などの消極的な事情もあり得る。そのため、いかなる場合に社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じ、私生活の平穏が侵害されたといえるのかについては、これらの点も踏まえ、具体的な検討を行うこととなる。

【参考】前掲東京地判令和3年9月27日（抜粋）

(1) プライバシー侵害の有無について

ア 個人のプライバシーに属する情報をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである（最高裁平成28年（許）第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁参照）。

イ 本件地域一覧は、かつて被差別部落があったとされる地域（以下「本件地域」という。）の所在を明らかにする情報（以下「本件地域情報」という。）を掲載したものであるところ、前記1(1)アないしエ及びカ認定の事実関係によれば、封建社会の身分制度に由来する不合理な差別は、明治初期は戸籍の記載自体に基づいて行われたものであったものの、この差別の問題を解決しようとした行政及び立法の対応により戸籍の調査が困難になると、本籍や住所が本件地域にあるか否かの調査に基づいて行われるようになり、前記1(2)イ認定の意識調査の結果等に照らしても、ある個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される。以上に照らすと、ある個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」は、みだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たると認めるのが相当である。

(中略)

ウ もっとも、本件地域情報それ自体は、地域に関する情報にすぎないから、本件地域一覧が公開されたからといって、直ちに個人について「住所又は本籍が本件地域内にあること」が公表されたものとはいえない。

しかし、前記イ説示のとおり、ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、当該個人の住所や本籍が本件地域内にあるか否かを調査し、その住所や本籍が本件地域内にあれば当該個人について差別的な取扱いをしようとするものであるところ、個人が社会生活を営む上で住所を開示することは不可避であり、また、結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難である（甲３２２、３２３、３２５）。前記１（２）認定の事実関係に照らすと、ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、現在もなお全国に少なからず存在することが推認されるところ、本件地域情報が公表されれば、これらの者は、開示された住所又は本籍の情報と本件地域情報を対照して調査することにより、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」を容易に知り得ることとなる。本件地域一覧は、本件地域情報を集約して都道府県別に一覧表の形に整理しただけのものであって、これをインターネット上のウェブサイトに掲載するなどして一般に公開する行為は、専ら上記の調査を容易にするものというべきである。

そして、前記認定事実（１）イ、ウ、オ、キ及びクのとおり、不合理な差別を根絶するため本件地域情報を公表しようとする動きを官民挙げて抑止する粘り強い努力が続けられ、本件地域情報を知ること一般的に容易ではない状況となっており、本件地域一覧が公開されなければ、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」が広く知られることはないにもかかわらず、本件地域一覧が公開されれば、上記のとおり、これが広く知られる結果を招くことになるものである。被告らは、本件地域の所在は、過去の出版物等の内容や隣保館等の所在により特定できると主張するが、それらの出版物等は広く流通販売されているとはいえないし、隣保館等の所在は必ずしも本件地域の所在と合致するものではないから、上記認定を左右するものではない。

以上のとおり、本件地域一覧を公開する行為は、それ自体は個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表するものではないものの、これを開示された個人の住所又は本籍の情報と対照する調査を容易にすることによって、当該個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を広く知られる結果を招くものであり、専らそのような調査を容易にするものというべきであるから、これを本件地域内に住所又は本籍がある個人についてその「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表する行為と同視することができるというべきである。被告Ｙ２は、上記の点を指摘した本件仮処分申立て１の申立書等の副本を閲読した平成２８年３月２６日の後である同月２８日以降、さらに本件地域一覧を公開したものであること（前提事実（３）ウ、（４）イ、オ）に照らしても、この点を十分に認識しつつ、あえてこれを公開したものと認めるべきである。

エ そして、本件地域一覧によって明らかにされる本件地域の所在が社会

的に正当な関心事であるとはいいい難く、また、被告Y2が、平成28年10月17日頃、本件ツイッターアカウントに「□□の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。」などという挑発的な投稿をしていたこと（甲42）も踏まえると、本件地域一覧に学術的価値がある旨の被告らの主張を考慮しても、その公開が専ら公益を図る目的のものでないことは明白である。

したがって、本件地域一覧の公開は、個人原告らのうち、その住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属する者との関係では、そのプライバシーを違法に侵害するものというべきである。

(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 ア プロバイダ等による自主的な対応

前項(3)のとおり、インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示は、プライバシーを侵害するものとして、差止めによる削除をなし得るものと考えられるが、仮に、プライバシー等の人格権を侵害するものではないと考える場合¹¹⁸でも、これを放任することは適当ではないと考えられる。

すなわち、部落差別については、長年にわたる歴史の中で、土地に結びついた差別がなされてきたという特殊性や、同和地区の物的基盤の整備や「部落地名総鑑」の回収などにより、その特定を明るみにしないための官民を挙げた様々な努力が積み重ねられてきたほか、同和地区に関する情報が差別意識を増幅させることを指摘した最高裁判所の判例（最判平成26年12月5日D1-Law28230993）や、特定の地域を同和地区であると指摘するインターネット上の情報の削除を認めた裁判例（前掲東京地判令和3年9月27日）が存在することを踏まえると、特定の地域を同和地区であると指摘する情報をインターネット上に投稿する行為については、特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえないものであっても、原則として許されざる差別の助長に当たるものであるとの考慮も十分尊重に値する。

そこで、プロバイダ等においては、このような観点をも踏まえ、特定の地域を同和地区であると指摘する情報について削除依頼等を受けた場合には、差別を助長・誘発する目的があるかどうかにかかわらず、約款等に基づき、削除を含む積極的な対応を採ることが期待される。

イ 約款等に基づく削除等の対応を採るのが相当ではない場合

前項(3)アの判断方法により特定の地域を同和地区であると指摘する情報であると認められる場合でも、表現の自由の保障の観点から、前項(3)イ(ア) b のとおり、学術、研究等の正当な目的に基づくものであり、

¹¹⁸ そもそもインターネット上の識別情報の摘示はプライバシーの侵害に当たらないという立場をとる場合、という意味であり、プライバシーを侵害するものであるが、個別具体的な事情の下で違法性がない場合をいうものではない。

その目的に照らして必要な範囲で公開するものであって、その公開の態様や文脈等から、被害者（当該地域の出身者）が具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合には、約款等に基づく削除等の措置を講ずるべきではないと考えられる。

8 その他の論点

(1) ハード・ローとガイドラインや約款等の役割分担

ア 問題の所在

インターネット上の誹謗中傷の投稿等による被害については、当該投稿等が特定の個人の権利（法律上保護される利益を含む。以下同じ。）を侵害するものであれば、法的な救済措置（ハード・ローによる対応）を受けることができる。他方で、特定の個人の権利を侵害すると認められないものについては、法的な救済措置を受けることはできない。法務省の人権擁護機関が行う削除要請も、強制力を伴うものではないとはいえ、国家機関が表現内容の当否を判断し、私人間に介入することは、表現の自由の観点から謙抑的にあるべきことから、まずは、特定の個人の権利が侵害されている場合を念頭に行うことが相当であり、特定の個人の権利を侵害するものではない誹謗中傷の投稿について削除要請を行うことは、基本的に相当でないと考えられる¹¹⁹。

しかしながら、こうした権利侵害が認められない誹謗中傷の投稿等であっても、その被害者が精神的苦痛を受けることがある上、高度の流通性、拡散性や永続性といったインターネット上の投稿の特性によって、その被害は時に深刻なものともなる。そのため、権利侵害が認められない誹謗中傷の投稿等による被害についても、何らかの救済措置を講ずることが求められるところ、ハード・ローによる対応が困難であることから、プロバイダ等が自主的に定める約款等によって対応することが考えられるところである¹²⁰。

イ 基本的な考え方

¹¹⁹ 識別情報の摘示については、前記第3の7でも見たとおり、いかなる場合に特定の個人の権利を侵害したと認められるかについて様々な検討が行われているところであるが、これまで法務省の人権擁護機関においては、仮に特定の個人の権利を侵害するとは認められないとしても、将来差別が行われるおそれの高い行為であることから、予防的に、削除要請を行ってきたところである。また、いわゆる「ヘイトスピーチ」については、特定の個人の権利を侵害するとまでは認められないものであっても、ヘイトスピーチ解消法第2条所定の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると考えられるものについては、プロバイダ等にその旨の情報提供を行い、プロバイダ等の自主的な対応を促す取組を行っている。

¹²⁰ これに対して、「深刻な被害」があってもなお適法なものは、何らかの事情（公の関心事である等）により正当化・適法化されているものであり、プロバイダ等の対応が期待されるものに含めるべきではない、との意見もあった。

(7) 特定の個人の権利侵害が認められる場合

プロバイダ等は、特定の個人の権利を侵害する違法な情報であるとして削除依頼等を受けた場合には、自らもその違法性の有無を迅速かつ的確に判断し、これがあると認めた場合には、速やかに削除等の措置を講ずることが期待される。

なお、特定の個人の権利を侵害する違法な情報であるかどうかの判断が容易ではないことが、裁判外での円滑かつ迅速な救済の支障とならないように、民間のガイドラインにおいて、事例を集積するなどして、違法性判断の明確化を図ることも有用である。

(4) 特定の個人の権利侵害が認められない場合

事業者が自主的に定める約款等においては、特定の個人の権利を侵害する違法なものではない投稿をも削除の対象とすることができる。もとより、プロバイダ等において、個人の権利を侵害する違法なものではない投稿について、約款等に基づく削除等の措置の対象とするかどうか、するとしてどのような範囲とするかといったことは、プロバイダ等が自主的に決定すべきものであるものの、個人の権利を侵害するものであると直ちには認められないが、なお被害者に重大な精神的苦痛を与えるような誹謗中傷の投稿等について、アーキテクチャの工夫による対処のほか、プロバイダ等が自主的に定める約款等による削除等の措置によって対応することも社会的に期待されるところである¹²¹。特に、近年、インターネット上の誹謗中傷に関する行政機関等への相談事例は高止まりの状況にある上、インターネット上の誹謗中傷は、時に深刻な人権侵害につながる場合があるにもかかわらず、大量投稿の問題など、これまでの法理論や判例の考え方によっては十分に捉えきれず、ハード・ローによる対応が困難な問題が発生し、これが重大な社会問題となったという状況に鑑みれば、こうした問題については、行政機関においてハード・ローによる対応の可否（特定の個人の権利侵害が認められるかどうかや特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なものとするかどうか）に関する更なる検討を進めるとともに、プロバイダ等において約款等による削除等の措置を講ずることも期待される¹²²。

以下、プロバイダ等が約款等による削除等の措置の対象とするこ

¹²¹ これに対して「被害者に重大な精神的苦痛を与える」ようなものであってもなお適法なものは、何らかの事情（公の関心事である等）により正当化・適法化されているものであり、プロバイダ等の削除等の措置が期待されるものに含めるべきではない、との意見もあった。

¹²² なお、通信関連業界四団体の代表で構成される違法情報等対応連絡会が公表している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」（平成29年3月15日）においては、禁止事項の「他人に対する不当な差別を助長する等の行為」に、ヘイトスピーチ解消法第2条所定の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチと、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為が含まれるものとされている。

とが期待される表現類型の例を示すこととする。

ウ 約款等による対応が期待される表現類型

(ア) 基本的な考え方

a 特定の個人の権利を侵害するものであるか、その疑いの高いもの

今後、個人の権利を侵害する違法な情報であると判断される余地が十分あり得るものであるが、現時点においては、裁判例が乏しいなどの事情から、個人の権利を違法に侵害するものであると直ちに認めることができないものについては、約款等による削除等の措置の対象とすることが期待される¹²³。

b 特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なもの

また、特定の個人の権利を侵害するとはいえないが、法令に反することから「違法」であるといえるものについても、約款等による削除等の措置の対象とすることが期待されるものであると考えることもあり得る。もっとも、いかなる場合に個人の権利を侵害するものではなくとも「違法」であるといえるのかについては、今後、更なる理論の整理、深化が期待されるところである。

c 被害者に看過できない精神的苦痛を与えるもの

なお、a 及び b には該当しないものであっても、インターネット上の表現行為の性質（高度の流通性、拡散性や永続性）を踏まえると、被害者が看過できない精神的苦痛を被ることがあり得る。そこで、こうした投稿については、プロバイダ等において、表現の自由に十分配慮しつつ、約款等に基づく削除等の措置やアーキテクチャの工夫等の様々な対応を行うかどうかについて検討を行うことが期待される。

(イ) 具体例

a 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

前記第3の4(2)及び(3)のとおり、個別には違法性を肯定し難い大量の投稿がなされた場合には、それが特定の者により行われた場合であるか複数の者により行われた場合であるかを問わず、名誉感情の侵害を理由とする差止めによる削除をなし得るものと考えられる。

しかしながら、これまでのところ、このような削除を認めた裁判例は見当たらないことから、現時点ではこのような考え方を採用しないとの立場を採るプロバイダ等もあり得るところである。その場合には、違法な権利侵害とは認められないものであっても、被

¹²³ 例えば、プライバシーについては、米国において19世紀末にその保護が主張されたことを契機として、20世紀前半に不法行為法上の権利として多くの裁判所で承認されるようになったものであり、我が国においても、前掲東京地判昭和39年9月28日によってその保護が認められるに至った。このように、社会状況の変化等に伴い、それまで保護されなかったものが保護されるようになることがあることも参考となる。

害者が看過できない精神的苦痛を被る事例があることとなり、また、前記のとおり、こうした事例についても名誉感情の侵害が成立し得ると考えることができ、今後、裁判例等により名誉感情の違法な侵害であると認められる余地が十分にあるものと考えられる。

したがって、プロバイダ等においては、こうした大量の投稿が前記のとおり名誉感情の侵害になり得るとの考え方を採る場合には、違法な名誉感情の侵害と認められたものについて前項イ(ア)のとおり速やかに削除等の措置を講ずることが期待されるとともに、このような考え方を採らない場合であっても、こうした大量の投稿（前記の考え方に立てば名誉感情の侵害が認められるもの）を約款等による削除等の措置の対象とすることを検討することが期待される。

b 集団に対するヘイトスピーチ

前記第3の6(3)のとおり、集団等に対する「ヘイトスピーチ」については、集団等の規模や構成員の特定の程度によっては、当該集団等に属する特定の個人の権利が侵害されていると認めることができると考えられるが、特定の民族全体に向けられているものなど、集団等の規模が広範である場合には、特定の個人の権利侵害を認めることはできない。

しかしながら、同(4)のとおり、こうした「ヘイトスピーチ」であってもその集団等に属する者に深刻な精神的苦痛を与えるものがあることや、プラットフォームサービスの平等な利用への配慮が求められること等からすると、ヘイトスピーチ解消法第2条所定の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものについては、約款等による削除等の措置の対象とすることが期待される¹²⁴。

c 識別情報の摘示

前記第3の7(3)イ(ア)のとおり、特定の地域を同和地区であると指摘するインターネット上の投稿は、プライバシーを侵害するものであると考えられる。したがって、プロバイダ等において、当該投稿が当該地域の出身者等のプライバシーを違法に侵害するものであると認められる場合には、前項イ(ア)のとおり、速やかに削除等の措置を講ずることが期待されるものである。

仮に、現時点においては、こうした投稿がプライバシー等の人格権を侵害するものではないとの考え方に立つ場合であっても、前記のとおりプライバシーを侵害するものであるとの考え方が裁判例によっても認められており、十分成り立つものであること、

¹²⁴ ヘイトスピーチ解消法がその前文で許されないものとしている「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものは、ヘイトスピーチ解消法に反するという意味で「違法」であるといえることを論拠とすることも考えられる（前項(ア) b 参照）。

こうした投稿は被害者に重大な精神的苦痛を与え得るものであること、前記第3の7(4)アのとおり、同和地区に関する識別情報の摘示は原則として許されざる差別の助長であるとの考慮が十分に尊重に値することからすると、差別を助長・誘発する目的があるものであるかどうかにかかわらず、同イの削除等の対応を採るのが相当でない場合を除き、約款等による削除等の措置の対象とすることが期待される。

(ウ) 約款等の有効性

前項イ(イ)のとおり、プロバイダ等が自主的に定める約款等においては、個人の権利を侵害する違法なものではない投稿をも削除の対象とすることができるから、当該約款等が投稿者の表現の自由を過度に制約するなどの事情により民法第90条違反として無効とされるなどの特段の事情のない限り、当該約款等に基づき法律上有効に削除を行うことができ、プロバイダ等が削除に関して投稿者に対する不法行為責任を負うこともないと考えられる。

そして、前項(イ)のaからcまでの表現類型については、前記のとおり、削除の対象とすることに合理的な理由があり、また、対象となる表現がどのようなものであるかも相当程度明確であることから、特段の事情のない限り、これらを削除の対象とする約款等が表現の自由の過度な制約であるなどとして民法第90条に違反することはないと考えられる¹²⁵。

(2) 投稿を削除しないプロバイダ等の損害賠償責任について

ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任について

(ア) 損害賠償責任の法的根拠

プロバイダ責任制限法の制定前後を通じて、裁判例は、プロバイダ等が名誉毀損等の人格権を侵害する投稿を削除しなかった場合の不法行為に基づく損害賠償責任を、条理上の作為義務違反による不作为の不法行為責任と構成しており、プロバイダ等が当該投稿の存在を認識していること、投稿された電子掲示板等の設置目的や管理・運営状況、匿名性、営利性、被侵害利益の性質等を総合的に検討し、事例ごとの特性に合わせて条理上の作為義務を認定しているとされている¹²⁶。

¹²⁵ なお、プロバイダ等の約款等が民法第548条の2の「定型約款」に該当する場合には、同法第548条の4所定の要件を満たすことで相手方の同意を得ることなくその変更を行うことができる。前記表現類型を削除の対象とする内容に定型約款を変更する場合については、前記のとおり、これらの表現類型を削除の対象とすることに合理性があり、削除対象も相当程度明確であるといえることが、同条第1項第2号の要件を肯定する方向に働くものと考えられる。

¹²⁶ 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「プロバイダ責任制

このように、プロバイダ等が人格権を違法に侵害する投稿を削除しなかった場合の不法行為に基づく損害賠償責任は、不作為の不法行為責任であり、条理上の作為義務が認められる場合に成立するものであると考えられる。

(イ) 成立要件

その成立要件としては、プロバイダ責任制限法第3条第1項の規定も踏まえると、

- ① 当該投稿の送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であること
- ② 当該投稿が被害者の権利を違法に侵害するものであること
- ③ プロバイダ等が当該投稿の存在を現実認識したこと
- ④ プロバイダ等が当該投稿により被害者の権利が違法に侵害されていることを認識し、又は認識し得たこと
- ⑤ 損害
- ⑥ 因果関係

が必要であると考えられる。

(ウ) 成立要件の判断の在り方

前項(イ)②の要件に関しては、当該投稿による権利侵害の違法性を阻却する事実が抗弁となり(⑦)、前項(イ)④の要件に関しては、プロバイダ等が当該投稿により権利が違法に侵害されていることを認識し得たとの評価を妨げる事実が抗弁となる(⑧)と考えられる¹²⁷。

また、前項(イ)④の要件については、被害者及び発信者から提供された事実に基づき判断すべきであり、プロバイダ等には違法な権利侵害の有無に関する事実についての一般的な調査・確認義務はないものと考えられる。

この点、

- α 判例を確認しなかったために違法な権利侵害の法的評価を誤った場合
- β 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報(住所、電話番号等)や、公共の利害に関する事実でないこと又は公益

限法検証に関する提言」(平成23年7月)18頁。

¹²⁷ 名誉毀損が問題となる場合においては、プロバイダ等に対する差止めによる削除の要件における違法性阻却事由に関する立証責任について、削除請求者が違法性阻却事由の不存在を立証すべきであるとの考え方をとると(前記第3の1(2)イ(ア) c (b)参照)、ここでも、当該投稿による権利侵害の違法性を阻却する事実が存在しないことが請求原因となると考えることもできる。他方で、差止めの場合に違法性阻却事由の不存在の立証責任を削除請求者に課すのは、プロバイダ等に真実性の立証責任を課すことによって、投稿内容に関する詳細な情報を持たないプロバイダ等が真実性の立証に失敗することにより、真実である可能性の残る投稿が削除されることを防ぐためであると考えられる場合には、損害賠償における違法性阻却事由の立証責任は飽くまでも請求の相手方であるプロバイダ等にあるとすることも考えられる。

目的でないことが明らかである名誉毀損の投稿について削除依頼等があった場合

などには、前項(イ)④の要件が満たされるものと考えられる¹²⁸。

イ 検索事業者の検索結果の提供に関する損害賠償責任について

(7) 平成29年判例の「明らか」要件について

「明らか」要件が損害賠償請求の場合においても適用されるかどうかについては、明示的な判断をした裁判例は見当たらない。この点については、「明らか」要件を積極的に評価するかどうかによっても考え方が異なり得るところであり、今後の検討が待たれるところである。

(イ) 特定電気通信役務提供者に当たるかどうかについて

検索事業者がプロバイダ責任制限法第2条第3号の「特定電気通信役務提供者」に当たるかどうかについては、肯定する考え方と否定する考え方のいずれもあり得るところであり、この点に関する裁判例は見当たらない状況にある。

仮に、検索事業者が「特定電気通信役務提供者」に該当しないと解される場合であっても、検索事業者が情報の媒介者としての側面を有することや、収集元ウェブページについて詳細な情報を有していないという点で、プロバイダ等と共通するところがあることに鑑み、プロバイダ責任制限法第3条第2項を踏まえて、損害賠償責任の成立要件を検討することが考えられる。

(3) いわゆる「モニタリング」について

近年、一部の地方公共団体においては、名誉毀損やプライバシー侵害などのインターネット上の誹謗中傷の投稿等を積極的に探知し、プロバイダ等に対して削除依頼を行うという取組が行われている。

このような「モニタリング」を行政機関が行うことの是非や、これを行う場合の留意点等については、「モニタリング」の実情を踏まえた議論がなされるべきであり、将来的な検討課題となる¹²⁹。

¹²⁸ プロバイダ責任制限法第3条第1項第2号の「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」の要件に関し、プロバイダ等が発信者に照会をしたところ、発信者から問題となる投稿が違法に権利を侵害するものかどうかについて不合理な説明がされたときや、法務省の人権擁護機関からの削除要請を受けたがこれに応じられない理由がないときには、原則としてこの要件を満たすといえるとの指摘もある（曾我部真裕ほか『情報法概説（第2版）』（弘文堂、2019年）191頁〔栗田昌裕〕）。

¹²⁹ 法務省の人権擁護機関においては、「モニタリング」は行っていない。

◆ 付記

本取りまとめの公表後、本取りまとめ第3の1(2)ア(イ)及び同イ(ウ) c に関し、SNS上の投稿がプライバシーを侵害する場合の削除の判断基準を示した最高裁判決¹³⁰が下されたため、これを参考として掲載する。

【参考】最判令和4年6月24日裁判所HP参照（令和2年(受)第1442号）

個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される（最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成28年（許）第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁参照）。そして、ツイッターが、その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしていることを踏まえると、上告人が、本件各ツイートにより上告人のプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける被上告人に対し、人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度、上告人の社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが相当である。原審は、上告人が被上告人に対して本件各ツイートの削除を求めることができるのは、上告人の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られるとするが、被上告人がツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等を考慮しても、そのように解することはできない。

¹³⁰ 前掲東京高判令和2年6月29日（6頁注5）の上告審判決である。

令和4年5月現在

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

委員

座長	穴 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	曾我部 真 裕	京都大学大学院法学研究科教授
	橋 本 佳 幸	京都大学大学院法学研究科教授
	卷 美矢紀	上智大学大学院法学研究科教授
	森 亮 二	弁護士（第一東京弁護士会所属）
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

関係省庁等

(法務省)

唐 澤 英 城	法務省人権擁護局参事官
日下部 祥 史	法務省人権擁護局付
佐 藤 しずほ	法務省人権擁護局付
竹 田 御眞木	法務省人権擁護局総務課人権擁護支援官

(総務省)

小 川 久仁子	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課長
池 田 光 翼	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課課長補佐

(最高裁判所)

岩 井 一 真	最高裁判所事務総局民事局第一課長
池 本 拓 馬	最高裁判所事務総局民事局付

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」開催状況

- 第1回 令和3年4月27日
○論点整理
- 第2回 令和3年5月18日
○論点整理
- 第3回 令和3年6月21日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第4回 令和3年7月21日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第5回 令和3年8月31日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
○論点2：SNS等における「なりすまし」
- 第6回 令和3年9月24日
○論点2：SNS等における「なりすまし」
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第7回 令和3年10月18日
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
- 第8回 令和3年11月24日
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
○論点6：識別情報の摘示
- 第9回 令和3年12月13日
○論点7：その他
○中間取りまとめ（案）
- 第10回 令和3年12月23日
○中間取りまとめ（案）
- 第11回 令和4年3月7日
○取りまとめに向けた論点整理
- 第12回 令和4年3月24日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
○論点2：SNS等における「なりすまし」
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第13回 令和4年4月14日
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
○論点6：識別情報の摘示
○論点7：その他
- 第14回 令和4年5月16日
○取りまとめ（案）

第 1 5 回 令和 4 年 5 月 2 4 日
○取りまとめ（案）